

# 会報

第 137 号

◇エッセー

地域と大学 鹿兒島大学長 井形 昭弘

■諸会議議事要録

理事会

第90回総会

第57回事務連絡会議

第2常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

学術情報特別委員会

大学院問題特別委員会

教員養成制度特別委員会

入試改善特別委員会

教養教育に関する特別委員会

生涯学習特別委員会

■要望書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

推薦入学制度の適正な推進について（要望）

■資料

推薦入学について

中国引揚者等子女の入学者特別選抜について

## 国立大学協会

平成4年8月

# 会報

平成4年8月 第137号

第42卷第3号通卷第137号

平成4年8月号

国立大学協会

●エッセー

地域と大学 鹿兒島大学長 井形 昭弘……………5

【事業報告】

諸会議議事要録 (平成 4 年 5 月～6 月)

理 事 会 (6.4) ……………11

会務報告

協 議

平成 3 年度国立大学協会歳入歳出決算について  
特別委員会委員の交代について  
第 90 回総会の日程について  
第 91 回総会の日時・場所について  
各委員会委員長報告と協議  
大学入試センターからの報告

第 90 回総会〔第 1 日目〕(6.16) ……………21

会務報告

協議事項

平成 3 年度国立大学協会歳入歳出決算について  
平成 4 年度国立大学協会歳入歳出予算 (案) について  
各委員会委員長の報告と協議  
大学入試センターからの報告  
各地区学長会議の状況報告  
当面する諸問題について

第 90 回総会〔第 2 日目〕(6.17) ……………36

当面する諸問題について  
第 91 回総会の日時・場所について

第 57 回事務連絡会議 (6.19) ……………41

総会状況報告  
大学入試センター連絡事項  
文部省連絡事項

第 2 常置委員会 (5.11) ……………47

平成 5 年度国立大学入学者選抜における留意事項について  
「中国引揚者等子女の入学者特別選抜について」の改訂について  
平成 5 年度第 2 次試験実施に係る協議の取扱いについて

<p>平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する「基本方針（案）」及び大学入試センター試験における「いわゆる「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ」に対する意見について 推薦入学について 「推薦入学制度の適正な推進について（要望）」について 大学・短大の推薦入学に対する高校からの要望 その他（大学入試センターからの報告）</p>	
<p>第4 常置委員会（5.25）</p> <p>教室系技術職員に関するアンケートの実施について 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について 人事院勧告の取り扱いに関する要望書について</p>	51
<p>第5 常置委員会（5.26）</p> <p>第2回「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」の報告について オーストラリアの大学との交流について</p>	53
<p>第6 常置委員会（5.11）</p> <p>平成4年度の予算について 平成5年度概算要求の取扱いについて</p>	56
<p>学術情報特別委員会（5.1）</p> <p>前回以降の報告 平成4年度関連予算等について 著作権問題の当面の対処について</p>	59
<p>大学院問題特別委員会（5.13）</p> <p>「国立大学大学院の現状及び今後の在り方について」の調査報告について</p>	60
<p>教員養成制度特別委員会（5.15）</p> <p>大学における教員養成について 委員の補充について</p>	62
<p>（第78回）入試改善特別委員会（5.29）</p> <p>委員の補充について 関係機関からの報告</p>	64

<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領等について</li> <li>国立大学の平成6年度入学者選抜の基本方針について</li> <li>「連続方式・分離分割方式併存制」の現状と今後について</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>教養教育に関する特別委員会 (5.19) .....</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の補充について</li> <li>教養教育に関する諸問題について</li> </ul> </li> </ul>	69
<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習特別委員会 (5.12) .....</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>文部省からの報告（「平成4年度生涯学習関連予算」及び生涯学習審議会の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（中間まとめ）」（案）について）</li> <li>報告書の取りまとめについて</li> </ul> </li> </ul>	70
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別会計制度協議会 (5.12) .....</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成5年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて</li> </ul> </li> </ul>	72
<ul style="list-style-type: none"> <li>第90回総会国立大学協会事業報告 .....</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>諸会合</li> <li>要望書, その他の諸活動</li> <li>要望書の受理</li> <li>刊行物</li> </ul> </li> </ul>	73
<ul style="list-style-type: none"> <li>諸 会 合 (平成4年5月～6月末までの開催会議) .....</li> </ul>	78
 <b>【要 望 書】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学教官等の待遇改善に関する要望書 .....</li> <li>推薦入学制度の適正な推進について (要望) .....</li> </ul>	79 82
 <b>【資 料】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>推薦入学について .....</li> <li>中国引揚者等子女の入学者特別選抜について .....</li> </ul>	83 90

編集後記

## 地域と大学

鹿児島大学長 井形昭弘

### はじめに

わが国の戦前の帝国大学はヨーロッパの大学を模して創設された。そこでは学問の自由、大学の独立を高らかに掲げ、時に社会とは隔絶した象牙の塔とも言われる学風を築いてきた経緯があり、それぞれの地域との関連は必ずしも密接とは言えなかった。

一方、同じく高等教育の大きな柱であった高等専門学校は、地域性を重視し、地域の特性に応じて配置がなされていた。例えば秋田には鉱山専門、京都には高等工芸、浜松には高等工業、そして鹿児島には高等農林が存在し、それぞれ意気高らかに地域発展に大きな貢献をなしてきた歴史がある。

戦後の学制改革に当り、帝国大学の伝統にアメリカの大学の長所を取入れ、旧高専の流れをも汲んで、地域の運命共同体としての新制大学が発足した。この制度は既に四十年の歴史を経て、世界でもユニークな大学に発展してきたが、本学は正にこのモデルとして、地域に根ざした発展を遂げてきたと言える。その意味では地域の大学は何処にでもある大学の一つではなく、それぞれの地域の問題に対処する責務を持つ特殊な大学であり、地域の特徴を発揮することによりその存在価値を高く主張し、かつ全国に大きな情報を発信出来る拠点でなければならない。ここではその視点から若干の問題について論じてみたい。

### 地域の大学の視点

諸外国には日本の驚異的経済発展や長寿世界一の現状からみて、その原動力たる

---

べき大学教育には何らかの秘訣がある筈と広く考えられている。日本の大学制度は多くの克服すべき欠点を有してはいるが、長所も少なくはない。例えば日本の大学には伝統的に競争の原理が生きており、学生にも教官にも競争に打ち勝たないと将来の発展が望めないとの雰囲気があり、それが大学発展の原動力となっている。またわが国の大学生には、どんな進歩や変革にも柔軟に対応できる態度が培われているので、企業に入っても順応し易く、そこで大きく発展する素地を持っている。これらの点は、個性が早期に確立していく欧米の大学生と比べ、大きな相違点で、科学技術ないし産業の発展の立場から見て日本の大学の利点を形成している。

私の強調したいもう一つの特徴は、特に地域の大学において地域を愛する連帯感の育成が成果を挙げていることで、この点は本学の大きな誇りともなっている。つまり一般教育においても専門教育においても、学業ばかりでなく共通の大学生活を通じて地域の連帯感が大きく育っており、地域の大学の重要な視点となっている。

研究面でも、地域の大学は先ず世界に伍して学問の最前線のレベルを展開すると共に、地域に関する研究では常に日本一、世界一の自負を持ち、進んで地域の総ての問題に対処すべき責務を果たすことが求められている。八学部を有する鹿児島大学は地域の殆どの問題に対処し、それぞれ大きな成果を挙げ世界に発信してきた。南方への門戸としての南太平洋海域研究センターの成果、桜島に象徴される火山総合科学、農学部、水産学部におけるアジア全域に向けられた研究、当地に特異な成人T細胞白血病や脊髄疾患HAMの研究、市民生活に密着した芸術活動などは本学が世界に誇る成果であるが、何れも「限りなくローカルな問題を限りなくインターナショナルなレベルへ」とのスローガンを具現したものと言える。つまり鹿児島大学は当地にあることに大きな意味があり、もし地域と連携を持たない大学なら、必

---

ずしも鹿児島に立地する必要は無く、東京や関西にあっても良いことになろう。

地域の大学である本学は、地域の良き伝統を継承して多士済々の先輩を輩出しているが、現在の学生もこれらの先輩から受け継いだ大きな可能性を秘めており、それを大きく展開せしめるのが本学の大きな使命である。

### 入試制度

大学にとっては、魅力を感じて入学して来る学生に対し教育環境を整備するのが最も重要な課題であるが、入試もまた大きな問題である。特に地域の大学では「入れる大学より入りたい大学へ」の理想が求められる。現在の入試制度では、受験技術が独走し各大学は全国均一のレベルで評価される傾向にあるが、偏差値よりも、地域の特徴を掲げる本学に学びたいとの意思が重要視されるべきであろう。その意味では偏差値以外のファクターを評価する機会を持つ分離分割方式もそれなりの意味がある。いわゆる連続方式は理想的には望ましいが、現実の問題として、B日程の大学が激減し、分離分割方式が主流となりつつある大勢のもとでは、元来本学を志願していた者を、本学に迎えられない現象が起っている。この事情は地域に取っては極めて深刻な問題であり、この事情は地域の大学では何処でも同様であろうと想像している。繰り返しになるが、地域の大学の視点からは入学試験で学力のみの試験成績の優劣を決めるのではなく、本学を志願する受験生の適性を決める機会として、本学に魅力を感じる学生を多く受け入れることに全力を尽くしたい。そして、それらの入学生の期待に充分に対応する教育環境を整備することに全力投球をするべきであろう。



---

## 未来の大学

今後十八歳人口が減少し、大学進学率が不変とすれば大学淘汰の時代が来ると言われており、先ず特徴と魅力を持たない大学から志願者が減少すると予想される。その意味では国立大学もその特徴を高らかに発信して生き残りを図る努力が要求されている。この際、全国の国立大学が均一かつ同質であれば、優劣や格差が生ずるのは止むを得ないが、地域での任務を持つ特殊な大学と考えれば、競争が激しくなればなる程、その存在価値を高らかに主張出来る应考虑すべきであろう。そして特徴ある大学が相互に協力して、はじめて理想的な高等教育のシステムが構築されるのである。研究面でも各大学が全く同質の研究を行うことは、あまり意味の有ることではない。各大学がそれぞれの特徴を掲げ、大きなネットワークを構築し、わが国の科学技術を展開していくのが将来のあるべき姿である。最近本学に設置された農水系の連合大学院は宮崎、佐賀、琉球各大学農学部と本学の水産学部、農学部からなっているが、従来の大学間の壁を打破し、協力の実を挙げるのに大きな成果を挙げた。獣医学科も鳥取、宮崎、山口大学が共同して連合大学院を構成している。これらの経験から見て、連合大学院は将来の地域大学の一つのモデルとなることを信じて疑わない。

## ナショナリズム

地域の大学にはいわゆるナショナリズムが存在する。しかし、それが、出身大学を基盤にする排他的なものであるならば百害あって一利なしと言うべきであろう。良い意味でのナショナリズムは元来、出身大学とは無縁で、地域の連帯感に由来するものであるべきである。そもそも一旦入学したら一生その出身大学の名を背負っ

---

ていくことは不合理である。将来は他大学にも自由に学べる機会を与えるシステムが実現されると予想するが、そうなれば地域の大学は全国的な連携を持つことになり、閉鎖的なナショナリズムは自然に消滅する。大学間の壁が消えて、新たに地域と言うキーワードで結ばれた連帯意識は、地域の大学の活性化因子として極めて有用であろう。

### 学産官協力

地域に開かれた大学の実践には学、産、官の協力が重要で、これからの大学は地域の運命共同体として、産、官と協力して地域の期待に応える責務がある。そのためには、全国的、国際的な学産共同もさることながら、先ず大学が地域を牽引して新時代を開拓していく姿勢が必要とされよう。大学が地域の創造的なポテンシャルを高め、ベンチャー企業を育てる雰囲気が生れるならば、地域の大きな発展が期待されよう。幸い本学は従来から「われわれの大学」として地域の大きな期待と信頼感を得ており、学産官共同の実を挙げる素地は充分に存在している。その意味で今回設置された地域研究センターは大きな意味があり、今後他大学に見られない地域性の高い独自の発展を目指して努力を続けたい。

### 結 び

本学の経験を基に地域の大学のあり方を考えた。地域の大学は全国に散在する一つの大学でなく、地域の期待を負った特徴ある大学で無ければ意味がない。教育にしても研究にしても地域を共通のキーワードとして連帯感を持った発展を図ることが地域の大学の目標であり、その線上に未来像があると言うべきではなかろうか。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事会

日時 平成4年6月4日(木) 13:30~16:45  
場所 東京ガーデンパレス須磨の間  
出席者 塩野谷, 井村各副会長  
廣重, 手代木, 江崎, 石川, 末松, 太田, 青野, 永井, 加藤, 金森, 鈴木,  
林, 田中, 中内, 和田, 森野, 砂川各委員  
佐々木(第3), 阪上(第4), 角田(第5)各常置委員会委員長  
山本監事  
井形(医学教育), 坪井(教養教育), 将積(教員養成), 高橋(大学院)各特  
別委員会委員長  
(大学入試センター)高橋所長, 松本副所長

初めに塩野谷副会長から, 本日は会長が病気で出席されないため, 会則によって, 会長に代り議長を務めさせていただき旨述べられ, 引続き次のように挨拶があった。

ご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼申し上げます。本理事会は6月16日, 17日の両日開催される総会に付議する国大協の平成3年度決算のほか, 各委員会からの報告と協議をお願いするためお集まりいただいた。よろしく願います。

なお, 委員会報告のため各特別委員会の委員長にもご出席いただき, また, 大学入試センター試験等についてご説明いただくため, 後刻, 大学入試センターの高橋所長にもご出席願うので, ご了承いただきたい。

まず, 学長交代により初めてご出席の次の理事をご紹介します。

筑波大学 江崎玲於奈学長  
(前任 阿南学長)

静岡大学 永井 衛学長  
(前任 上原学長)

名古屋大学 加藤 延夫学長  
(前任 松尾学長事務取扱)

欠席のご連絡があったのは, 東北大学長の西澤理事, 千葉大学長の吉田監事のお二人である。

ついで, 事務局より配付資料の説明があったのち, 議事に入った。

### I 会務報告

議長から, 会務報告は国大協の対外的活動を主として「資料4」にその概要が記されているが, ここではその要点をご報告したい旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

#### 1. シンポジウム“21世紀の大学と日本の科学技術を考える”の後援について

シンポジウム“21世紀の大学と日本の科学技術を考える”を主催する産経新聞社から本協会に後援依頼があったが, 有意義な企画と考えら

れたので、書面で理事会のご了承を得て後援することとした。

## 2. 特別会計制度協議会の開催について

去る5月12日、特別会計制度協議会が開催され、文部省から平成5年度国立学校特別会計予算の取り扱い等について説明があり、高等教育財政全般の振興にかかわることのほか、社会人、留学生の受入れ体制の整備、人文・社会科学と自然科学のバランス、図書館等の充実、土曜閉庁に伴う諸問題、進学率の動向と18歳人口減少への対応等について種々意見の交換を行った。

## 3. 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申し入れにより、去る5月25日、第4常置委員会の阪上委員長及び小出、田中両委員が全大教の石井副委員長ほか数名と会い、教職員の待遇問題について懇談した。

## 4. 国大協宛要望書について

前理事会以後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

# II 協 議

## 1. 平成3年度国立大学協会歳入歳出決算について

議長から、平成3年度国立大学協会歳入歳出決算等についてお諮りしたいと述べられ、ついで、事務局長から「資料6」の決算報告について説明があった。

この説明があったのち、山本監事より、監査の結果適正に処理されている旨報告があり、こ

れについて審議の結果、異議なく承認され、これを6月総会に付議することとした。

## 2. 特別委員会委員の交代について

議長から、特別委員会委員の交代について「資料7」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

なお、第1常置委員会委員長に神戸大学の鈴木学長が就任した旨報告があった。

## 3. 第90回総会の日程について

議長から、来る6月16日、17日両日開催の第90回総会の日程を「資料8」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

## 4. 第91回総会の日時・場所について

議長から、次回11月の総会の日時・場所を「資料9」のとおり予定したので、ご了承をお願いしたい旨述べられ、異議なく了承された。

## 5. 各委員会委員長報告と協議

議長から、これより各委員会の報告と協議をお願いする旨述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

### (1) 第1常置委員会（鈴木委員長）

前回総会以降、平成4年1月24日及び4月22日の2回開催し次の事項について審議した。

#### 1) 大学審議会組織運営部会のヒアリングへの対応について

このことについては、前回理事会において会長からの会務報告にあったが、大学審議会組織運営部会から国大協へのヒアリングの依頼に対し、会長の要請で、第1常置委員会委員長が出

席することになったので、去る1月24日開催の委員会では、ヒアリング事項の「大学における組織運営の活性化に関する検討項目」について討議し、その討議内容を踏まえて、当時の早川委員長が意見をまとめ、ヒアリングに臨むこととした。しかし、その後、早川委員長が病気のため出席が不可能となり、会長からの要請で、急遽、神戸大学長の鈴木委員（当時）が2月12日開催のヒアリングに出席し、意見を陳述した。

## 2) 委員長の選出について

早川委員長が逝去され、委員長が空席となったので、4月22日、有馬会長の招集で委員会が開催され、委員長の互選を行った結果、鈴木委員（神戸大学長）が選出された。

## (2) 第2常置委員会（末松委員長）

去る4月27日に専門委員会、5月11日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

### 1) 推薦入学について

推薦入学について、理念、現状、問題点、等について検討をすすめる、その検討結果を踏まえて、このほど「資料11」の報告を取りまとめた。

また、推薦入学において、国立大学への二重推薦が再び生じたため、推薦入学制の趣旨が全高校へ徹底するよう要望書を重ねて全国高等学校長協会会長等宛提出することとし、「資料12」のとおり、「推薦入学制度の適正な推進について（要望）」（案）を作成した。

### 2) 平成5年度国立大学入学者選抜における留意事項について

各大学の学生募集要項作成の参考に資するため、毎年作成している「入学者選抜における留意事項」の平成5年度版について、推薦入学の募集要項作成に配慮し、例年より早めて各大学に連絡することとし、これの原案を作成した。

同原案について公大協と協議し、その了解が得られたので、近く各大学に送付したい。

### 3) 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する「基本方針（案）」及び大学入試センター試験における「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ」に対する意見について

大学入試センターから、同センターが取りまとめた〔平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する「基本方針（案）」及び大学入試センター試験における「いわゆる「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ」〕について、国大協の意見をいずれも5月13日まで求められ、会長から、この件について本委員会で対応するよう依頼があった。そこで、この2件について各大学に意見を伺い、寄せられた意見を踏まえて本委員会で審議のうえそれぞれ国大協の意見を取りまとめるとともに、回答期限の関係で会長決裁により、いずれも5月12日付書面をもって大学入試センター所長宛意見を提出した。

〔出題教科・科目に関する「基本的方針（案）」〕に対しては、「基本的に妥当と考えられ、特段の異議はないが、今後の『基本的な出題教科・科目、出題方法等』の検討に際しては、出題する科目の決定をはじめ、受験生に対する慎重な配慮を望みたい」旨、また、〔「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ〕に対しては、高等教育の受験機会が拡大され今日の社会的要請に積極的に応えるものとして有意義なことと考えられるが、各大学・学部の個別学力検査の実施に関連し、機器を用いた解答、大学入試センターからの代筆者の派遣、又は大学入試センターによる一括実施、早い時期における事前相談制度の確立、設備等の予算措置への配慮、等の意見が

あるので、さらに慎重な検討を望みたい」旨意見をまとめた。

- 4) 東京大学からの平成5年度第2次試験実施に係る協議(「後期日程試験」の第1段階選抜の結果発表日について)の取扱いについて

東京大学より、平成5年度「後期日程」試験における第1段階選抜の結果発表を「前期日程」試験の第2次学力試験合格者発表日(平成5年3月10日(水))としたい旨協議の申出があり、審議の結果、同大学における過去3回の実績を踏まえて、この協議を了承した。

- 5) 「中国引揚者等子女の入学者特別選抜について(改訂版)」について

中国引揚者等子女の入学者特別選抜については、昭和62年11月総会で出願資格等のガイドラインを定めているが、その中の中国引揚者等子女の定義が必ずしも明確でないとのこと意見をいただいたので、実状に合うようその定義を明確化するとともに、一部文言を整理のうえ「資料13」のとおり、「中国引揚者等子女の入学者特別選抜について(改訂版)」を作成した。

以上の説明ののち、議長から、「推薦入学制度の適正な推進について(要望)」(案)及び「中国引揚者等子女の入学者特別選抜について(改訂案)」の総会提出について諮られ、異議なくこれが了承された。

- (3) 第3常置委員会(佐々木委員長)

- 1) 平成4年度就職協定について

平成4年度就職協定については前回理事会に報告したように、企業側の一部に廃止を望む向きもみられたが、最終的には、①採用選考開始——8月1日前後を目標として企業の自主決定とする、②採用内定開始——10月1日とし、「会

社説明会等の開始——7月初旬以降を目標とする」ことのほか、運用上の順守事項などを盛り込んだ「平成4年度就職協定」が決定した。

その後の動きをみていると、景気の後退感もあって、会社側は求人計画に慎重な姿勢をとっているため、学生側に多少動揺があるように窺える。大学側としては、先に、「7月1日以前の会社説明会への参加等を慎むよう」就職問題懇談会構成の国大協、公大協、私大連等9団体連名によるポスターを各大学に配付し学生に注意を促したが、いずれにせよ、求人求職活動が早期化し最終学年の学事日程に影響を及ぼすことにならないよう、大学側も協定の順守に努力するようお願いしたい。

- 2) 育英奨学制度について

文部省では、育英奨学制度の問題について、従来「育英奨学制度に関する調査研究委員会」で検討してきたが、その検討結果をふまえて、新たに調査研究会を設置し、育英奨学制度を抜本的に見直すこととなった。来る6月22日にその第1回の研究会が開催される予定である。

- (4) 第4常置委員会(阪上委員長)

前回理事会以降、3月23日及び5月14日に小委員会、5月25日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

- 1) 教室系技術職員問題について

予て国立大学の教室系技術職員の資質、能力の向上と処遇の改善を図り、合わせて優れた人材を確保する方途を検討し、昭和62年6月総会において、「専門行政職俸給表適用を目指しつつ、その中間段階として、現行の行政職俸給表体系の中で職務内容等諸条件の整理を行い、官職及び組織を整えて処遇の改善を行う」との方針を報告し、各大学に教室系技術職員の「組織

化」と「研修」の実施などの具体的検討を要請した。

その後、幾つかの大学で「組織化」が進展し、平成4年3月現在、国立大学の教室系技術職員総数約6,000人の42%、約2,500人（12大学）が組織化され、また、これに伴って、大学として「研修」を実施するところも増えてきた。この状況を踏まえ、各大学の組織化と研修の拡大を更に促進し、将来の専門行政職俸給表適用へ向けて、本委員会として次に採るべき対応策を検討するについても、その基礎となる各大学の現時点での組織化と研修の実状及び問題点を把握する必要があるので、改めて各大学にアンケート調査を行いたい。「資料14」がアンケートの原案であり、これについてご了承が得られれば、各大学宛送付することとしたい。

2) 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び人事院勧告の取り扱いに関する要望書について

例年各関係方面に提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について、本年も引続いて提出することとし、その原案を「資料15」のとおり作成した。内容は、基本的には昨年と同様であるが、若干変更したこととしては、管理職手当の適用対象に新たに「学科主任」等を加えるとともに、従来要望していた「評議員」についてその実現をみたので削除したこと、部局長について指定職が適用されるまでの間、管理職手当を増額することとしたほか、新たに看護婦の待遇改善の事項を加えたことである。

これについてご了承が得られれば、6月総会に提出し、その承認を得て関係省庁へ要望することにした。

なお、「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、勧告の内容とそれに対する政

府の対応をみたくえ作成提出することとし、その提出時期と併せて会長並びに委員長にご一任いただきたい。

なお、国家公務員の第8次定員削減に関して、特に「その他の職員」の確保について要望があったことをご報告する。

ついで、議長から、「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について（照会）」（案）及び「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」（案）の総会付議について諮られた。

これに対し、大学教官等の待遇改善に関する要望書について、大学として、自己点検・評価等を実施し大学の改革、活性化に努めている姿勢を前段に記す必要があるのではないかと、との意見があり、審議の結果、適当な加筆修正とともに同要望書の総会提出を了承し、また、「アンケート調査」については、異議なく承認された。なお、人事院勧告の取り扱いについては、第4常置委員会委員長及び会長に一任された。

(5) 第5常置委員会（角田委員長）

去る3月16日及び5月26日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 外国人留学生に対する奨学基金について  
昨年秋の総会において、発展途上国からの留学生を対象に、かつてのアメリカの「フルブライト」やドイツの「フンボルト」などに相当するような奨学基金をわが国でも設けられないものかどうか本委員会に検討要請があったので、その可能性について文部省の意見も聞き検討したが、新たな基金を設けることは非常に難しいようである。なお、現在、さまざまな形の奨学基金が存在しているが、利用者には分かりにくいので、取り敢えず、これらをまとめた英文のパンフレットを作成していただくことを文部省

をお願いした。

2) 平成4年度外国大学長招致事業について  
平成4年度外国大学長招致について協議した結果、イタリア国を候補とすることとし、目下、文部省が外務省を通じ先方の関係機関と折衝しているところである。

3) アジア太平洋大学交流(UMAP)会議  
について

第2回アジア太平洋大学交流(UMAP)総会は、去る4月8日から10日までの間、韓国のソウルで、主催者の韓国大学教育評議会(KCUE)の設立10周年記念国際会議「アジア太平洋時代における大学教育の役割」と合わせて開催された。「資料16」にそのUMAP会議の参加報告をまとめてあるが、以下、概要をご報告申し上げます。

UMAPは、ヨーロッパのエラスムス計画に刺激されて、アジア太平洋地域において、同様の高等教育交流促進の行動計画をもつことを目的に、各国、地域から大学団体又は大学団体を有しないところでは個別大学が参加し構成されている。今総会では、当面の具体的な行動として、①既存の大学間交流、政府間協定についての情報収集、及び交流促進のための有効な計画の周知を図る、②大学間交流を阻害する要因(たとえば、学年歴の差異、単位互換、留学費用)の有効な解決策を提案する、③UMAPの趣旨に沿った交流試行計画を募り、それをUMAP作業班が支援して実施する、ことが合意された。なお、次回第3回総会を1993年に台湾で開催することが決定し、また、1994年に日本での開催が要請された。

4) 日豪大学間交流について

前回理事会に、AVCCより国大協に、日豪大学間交流の一層の促進を図るため、コンソー

シアムの設置を提案してきたことをご報告し、その対応についてご意見を伺ったところ、先方の提案をリジッドなものとして考えず、現在各大学とオーストラリアの大学間で個別に結ばれつつある交流協定をベースに両国大学間の交流を促進していくこととしてはどうか、とのご意見をいただいたので、本委員会として、今後の対応等について検討した。

日豪大学間交流については、昨年、オーストラリア国立大学(ANU)と日本側9国立・私立大学との学生相互交換計画(毎年、学部学生を1-2名ずつ1年間相互に受入れて、専門教育及び語学の補習教育を行う)が結ばれ、既に今年4月から実施されており、日本の国立大学では、東北大、千葉大、一橋大及び大阪大の4大学が参加している。AVCCでは、今後ANU以外の大学にも拡大して日豪大学間の交流を促進したいということであるが、日本の大学にとっても、学部学生の相互交流を行う上でオーストラリアの大学は、①英語による高水準の講義が行われている、②日本語教育プログラムがすすんでいて、日本語既習学生を送り出せる、③学寮施設が整っている、④治安状態がよい、⑤政府支援による授業料の相互免除が可能、など有利な条件が備わっている。そこで、本委員会としては、差し当たり、第5常置委員会所属大学を中核として今年の夏休み期間中にオーストラリアの幾つかの大学を訪問し、それぞれの専門分野に沿った相互交流の可能性を探ることにしている。

(6) 第6常置委員会(廣重委員長)

去る5月11日に本委員会を開催した。その審議の内容は次のようである。

1) 文部省より平成4年度予算及び平成5年



度国立学校特別会計予算の取り扱いについて説明をうけ、意見交換した。文部省の説明によると、平成4年度の予算は、①一般歳出の伸率(+4.5%)に対し、国立学校特別会計の伸率は+5.9%になった、②国立学校特別会計の対前年度比増加分、1,244億円の内訳は、特別施設整備資金の設置、高度化推進特別経費などの新規事項の設定、科学研究費補助金、基幹的教育研究経費、大学院最先端設備費、研究設備費等の増額によるものであるとのことであった。また、平成5年度国立学校特別会計予算の取り扱いについては、追風ムードはあるものの、わが国の財政は、多額の公債残高を抱えるなど、依然として厳しい状況に変わりないので、全体に厳しい態度で臨まざるを得ないということであった。

2) 財政基盤調査研究委員会の最終報告(「国立大学財政基盤の現状と改善」平成4年3月)をもとに、本委員会の今後の活動方針について協議した。その結果、当面「科学研究費補助金の倍増」を最重点項目とすることで意見が一致した。また、18歳人口の減少に伴う高等教育進学率の問題をはじめ、21世紀初頭におけるわが国の高等教育のあり方、特にその中の国立大学の果たすべき役割が問題になるので、この問題についても関係委員会の協力を得て検討していくこととしたい。

## 6. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、所長就任の挨拶につづき、大学入試センター試験に関し次のような報告があった。

①「平成5年度大学入試センター試験実施要項」が大学入試センター試験協議会及び大学入試改善会議の議を経て最終的に決定された、②従来の解答方法では受験が不可能な身体に障害

のある志願者に対する「代筆解答」を認めることとした、③平成5年度から公立大学2大学3学部、私立大学24大学39学部が新たに大学入試センター試験を利用することになったこと、④平成6年度大学入試センター試験の試験実施期日を平成6年1月15日(土)及び16日(日)の両日とすることが大学入試センター試験協議会及び大学入試改善会議で了承決定された、⑤平成6年度からの高等学校学習指導要領の改訂に伴う平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針(案)が大学入試センター試験協議会及び大学入試改善会議で了承されたので、これに基づき今後「出題教科・科目、出題方法等」の具体的検討に入りたい、⑥試験の円滑な実施のほか、入試改善に関する調査研究や大学入学志願者の進路選択あるいは高等学校の進路指導に資するための大学情報提供業務を充実させるよう引続き努めたい。

ついで、松本副所長から、配付資料に基づき、次の事項について説明があった。

- 平成5年度大学入学選抜実施要項
- 平成5年度大学入学選抜大学入試センター試験実施要項
- 平成5年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項
- 平成5年度大学入学選抜に係る大学入試センター試験を利用する公立大学及び私立大学について
- 平成5年度大学入学選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会(第1回)開催日程
- 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本方針について

○ 大学入試センター試験における「代筆解答」等の実施について

以上の大学入試センターからの報告に引続き、各委員会委員長報告と協議が行われた。

(7) 学術情報特別委員会（太田委員長）

一昨年「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」に引続き取りまとめた「国立大学における複写に関する著作権の問題について」について、前回理事会にお諮りしご了承が得られたので、その後これを各大学へ送付した。

その後、5月1日に本委員会及び第1回の著作権問題小委員会を開催した。当日、本委員会では、文部省の担当官から「平成4年度学術情報システム関係予算」について説明をうけ、意見交換した。また、小委員会では、鈴木神戸大学長に小委員会委員長をお願いした。

(8) 医学教育に関する特別委員会

（井形委員長）

去る4月27日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 委員の補充について

本理事会で既にご承認を得たように、委員の退任に伴う欠員補充として、坪井山形大学長、宮地信州大学長、山崎富山医科薬科大学長、川島浜松医科大学長及び武田徳島大学長の各学長に委員就任をお願いした。

2) 医療法の改正に伴う問題について

国会で審議中の医療法の一部を改正する法律案に盛り込まれている「特定機能病院」に関わり、厚生省が紹介患者の割合を省令で定めようとしていることについて、全国医学部長病院長会議等4団体による厚生省健康政策局長宛意見

書(平.3.11.26)の主旨を支持し、本委員会として、大学病院を紹介患者を主とする特定機能病院とすることは医学教育・研究に重大な支障を及ぼすおそれがあることを厚生省へ申し入れることとし、会長のご了解を得て、委員長が厚生省健康政策局長に会い、口頭でこの旨申し入れた。これからも全国医学部長病院長会議と連絡をとりながら、この問題に対応していきたい。

3) 脳死及び臓器移植の問題について

このことについて、本委員会として対応を協議した結果、取り敢えず、国立大学病院としての対応について医学部を有する各国立大学長宛にアンケート調査を行ってはどうかとの意見となったので、いずれアンケートを実施することにした。

以上のほか、看護婦不足への対応、さらに、看護教育の充実と看護教員の養成に関わり医療短期大学の4年制移行の問題について全国医学部長病院長会議等と連絡をとりつつ、対応を考えていきたい。

(9) 教養教育に関する特別委員会

（坪井委員長）

去る5月19日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。(以下、委員長に代って当日の議長を務めた将積委員から報告)

1) 委員の補充について

本理事会で既にご承認を得たように、委員の退任に伴う欠員補充として、吉田千葉大学長、小黒富山大学長、小野和歌山大学長及び森野熊本大学長に委員就任をお願いした。

2) 教養教育改革に関する情報交換について  
各専門委員から、それぞれの所属大学における教養教育の改革に対する取り組み状況について報告をうけ、その報告をめぐって意見交換し

た。その主な論点は次のとおりである。

①教養教育のあり方について、各大学の考え方、実情等を調査のうえ、本委員会として統一の見解をまとめることも検討したが、各大学によって事情が異なるので難しい。②4年一貫教育の中での、専門教育、専門基礎、教養教育それぞれの区別が明確でないので、教育科目の概念整理が必要である。

今後、教養教育組織の改組の問題、教養教育のカリキュラム、授業計画等の問題を順次検討していきたいが、差し当って、文部省の担当官を招んで、文部省の考えをきく予定である。

#### (10) 教員養成制度特別委員会（将積委員長）

前回理事会以降、本委員会を1回（5月15日）、小委員会を2回（3月31日及び5月15日）開催した。

本委員会では、先に報告書「大学における教員養成——教員養成の現状と将来——」を取りまとめたのち、小委員会を中心に今後検討すべき諸課題の整理と絞り込みを行ってきた。その結果、今後の課題を①教員養成の危機的状況、②教師の資質・教職の専門性を育てる「大学における教員養成」、③教員養成系大学・学部の大学院及び新課程、の3点を柱に検討をすすめていくこととした。

#### (11) 大学院問題特別委員会（高橋委員長）

前回総会において、「国立大学大学院の現状及び今後のあり方」について大学や企業関係等多方面にアンケート調査を実施することが了承されたので、去る5月13日、本委員会を開催し、同総会に提示した「調査方針案」に対し寄せられた各大学からの意見を参考に、アンケート調査の実施方法及び問題点等について検討した。

また、調査を実施するについて、本委員会の下に「調査専門委員会」を設けることとし、その構成員の人選について協議した。

#### (12) 入試改善特別委員会（井村委員長）

去る5月29日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

##### 1) 「国立大学の平成6年度入学者選抜の基本方針」について

このことについて審議の結果、本委員会としては、「平成6年度の入学者選抜は、平成5年度に引続き『連続方式・分離分割方式併存制』で行うことが望ましい」との確認を行い、この旨を本理事会に諮ったうえ6月総会に提案することとした。

##### 2) 「本年5月から実施されている完全週休2

日制に伴う土曜閉庁の入試業務」について  
平成5年度の入試の取扱いについては、昨年秋の総会で「実施要領」等を決定しているが、本年5月から国の行政機関の完全週休2日制が実施されたため、これに伴う入試業務の取扱いについて協議した。その結果、現行の窮屈な入試日程の中では土曜閉庁は難しいとの意見となったが、第2次試験出願受付期間（1月25日から2月2日まで）に含まれる1月30日の土曜日については閉庁により受付業務を行わないことにしても受験生に特に影響を及ぼすことにはならないと考えられるので、この日に限って閉庁とすることにしては如何かと考える。ただし、この場合、各大学の取扱いが異ならないよう国大協として統一し、それを各大学に連絡する必要がある。これについてご意見を伺いたい。

なお、今後、平成6年度の「実施要領案」等を作成する際には、この土曜閉庁に伴う入試業務について引続き検討することとした。

### 3) 「連続方式・分離分割方式の併存制の将来」について

近年、「連続方式」から「分離分割方式」へ移行する大学が年々ふえてきており、徐々に分離分割方式に統一されそうな傾向にある。そこで、本委員会として、併存制の将来について、意見交換したが、①連続方式をとっている大学はそれなりの考えや事情があるのではないかと、②将来、分離分割方式に統一するとすると、前期日程と後期日程との入学定員の配分に配慮する必要があるのではないかと、③将来プラン等を含めた各大学の事情を調査してみる必要はないかと、などの意見があり、この問題について引続き審議していくこととした。

以上の説明ののち、議長から、国立大学の平成6年度入試の基本方針及び完全週休2日制の実施に伴う平成5年度入試業務については、第2次出願受付期間中の1月30日の土曜日を閉庁とするほかは閉庁としないこととするを総会に提案することについて諮られ、いずれも異議なく了承された。

### (13) 生涯学習特別委員会（太田委員長）

前回理事会以降の審議状況についてご報告する。

#### 1) 報告書の取りまとめについて

国立大学における生涯学習について、これまで重点事項及び問題点等を中心に検討をすすめてきたが、去る4月10日開催の専門委員会において、これまでの審議を踏まえて報告書の骨子をまとめ、それが5月12日開催の本委員会において了承された。「資料18」は報告書の構成案で

あり、これに沿って引続き検討をすすめ、報告書を取りまとめていきたい。

#### 2) 生涯学習審議会のヒアリングについて

生涯学習審議会から、このほど同審議会が取りまとめた「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（中間まとめ）」について意見が求められ、会長の依頼で委員長が6月9日、同審議会に出席し、意見を申し述べることになった。

## 7. その他

### (1) 「全日本留学生代表者フォーラム名古屋」の後援について

このことについて、議長から次のように諮られ、異議なく了承された。

「資料19」のとおり、名古屋国際センターから後援の依頼があった。これは、昨年、国大協も後援した「留学生ネットワークフォーラム」の成果に立って、今年も引続き名古屋で開催するものである。昨年と同様に国大協として後援してよろしいか。

### 2) 「IAUP（世界大学総長協会）第10回年次大会」の後援について

このことについて議長から次のように諮られ、異議なく了承された。

「資料19」の末尾に綴り込んである資料と別封筒に入っている「大学の地球社会への貢献」のパンフレットのとおり、世界大学総長協会日本代表の宮地貫一氏から会長宛に後援依頼があった。これについて、国大協として後援してよろしいか。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第90回総会（第1日）

日時 平成4年6月16日(火) 10:00~17:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

塩野谷副会長から、有馬会長が病気のため欠席される旨報告があり、代わりに井村副会長と塩野谷副会長が今総会の議長を務めることが了承された。

次いで、第1日の議長になった塩野谷副会長から、開会の挨拶があったのち、次のように述べられた。

今総会の議題は、国大協の予算・決算のほか、各委員会からの審議状況の報告とそれに基づく協議事項、及び当面の諸問題である。

なお、大学入試センター試験等についてご説明願うため、後程大学入試センターの高橋所長にもご出席いただくこととしたので、ご了承願いたい。

また、放送大学小尾学長にもご出席いただいたので、ご紹介申し上げる。

### (1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

### (2) 今回総会の日程について

議長から、今回総会の日程については、「資料3」により行いたい旨諮られ、了承された。

### (3) 学長の交代について

議長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学)	(前任)	(後任)
小樽商科大学	藤井 榮一	山田 家正
弘前大学	東野 修治	手代木 渉
福島大学	篠筈 憲爾	星埜 惇

筑波大学	阿南 功一	江崎玲於奈
宇都宮大学	馬場 信雄	津布染 喜代治
群馬大学	前川 正	石川 英一
埼玉大学	竹内 正幸	堀川 清司
東京商船大学	内海 博	久々宮 久
東京水産大学	野村 稔	田中 昌一
お茶の水女子大学	河野 重男	太田 次郎
新潟大学	津田 禾粒	武藤 輝一
山梨医科大学	高安 久雄	鈴木 宏
静岡大学	上原 信博	永井 衛
名古屋大学(事務取扱)	松尾 稔	加藤 延夫
三重大学	武田 進	武村 泰男
京都大学	西島 安則	井村 裕夫
大阪教育大学	西田 文夫	木下 繁彌
神戸商船大学	前田 文郎	井上篤次郎
鳴門教育大学	今堀 宏三	野地 潤家
高知医科大学	俵 壽太郎	喜多村 勇
大分医科大学	糸賀 敬	高木良三郎

### (4) 代理出席について

議長から、代理出席の、東京大学の久城理学部長、滋賀大学の椿教育学部長の紹介があった。

### (5) 委員長の交代について

議長から、前回総会以後に交代された委員長について、次のとおり紹介があった。

(委員会)	(前任)	(後任)
第1常置委員会	早川 幸男 (名古屋大学長)	鈴木 正裕 (神戸大学長)
第3常置委員会	篠筈 憲爾 (福島大学長)	佐々木慎一 (豊橋技術科学大学長)
第4常置委員会	野村 稔	阪上 信次 (東京水産大学長)(東京農工大学長)

## I 会務報告

議長から、前回総会以後の主な事項（対外関係）について、次のとおり報告があり、その他の事項については、「国立大学協会事業報告」（資料20）をご参照願いたい旨述べられた。

### 1. 要望書の提出について

昨年11月の総会でご了承を得たとおり要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、12月16日、廣重第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省及び大蔵省に赴き、文部大臣、大蔵大臣宛に同要望書を提出、関係担当官に慎重な配慮を要望した。

### 2. 外国大学長の招致について

平成3年度の外国大学長の招致事業として、大韓民国大学長を招くことになり、同国の3大校総長が本年1月22日に来日され、文部省、日本学術振興会、東京大学、筑波大学、高エネルギー物理学研究所、京都大学、東京工業大学、慶應大学を訪問視察し、1月31日帰国された。

なお、1月30日、3総長の参加を得て文部省、国大協共催のシンポジウム並びに懇親会を開催した。

### 3. 平成4年度予算編成に関する文部省との懇談会について

文部省からの申し入れにより昨年12月17日開催され、有馬会長、塩野谷副会長、阪上第4常置委員会委員長、廣重第6常置委員会委員長、西澤東北大学長の特別会計制度協議会構成員が出席して、文部省の国分事務次官、前畑高等教

### 4. 大学審議会のヒアリングについて

大学審議会の組織運営部会から、大学の組織運営の活性化に関する意見を求められたので、本年2月12日、第1常置委員会の鈴木正裕委員（神戸大学長）にご出席をお願いしご意見を述べていただいた。

### 5. 特別会計制度協議会の開催について

去る5月12日、特別会計制度協議会が開催され、文部省から平成5年度国立学校特別会計予算の取り扱い等について説明があり、高等教育財政全般の振興にかかわることのほか、社会人、留学生の受入れ体制の整備、人文・社会科学と自然科学のバランス、図書館等の充実、土曜閉庁に伴う諸問題、進学率の動向と18歳人口減少への対応等について種々意見の交換を行った。

### 6. 生涯学習審議会のヒアリングについて

生涯学習審議会から「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（中間まとめ）」について意見を求められたので、6月9日、生涯学習特別委員会委員長の太田横浜国立大学長にご出席をお願いし、ご意見を述べていただいた。

### 7. 後援について

次の3件について、理事会の了承を得て本協会が後援することとした。

(1) シンポジウム“21世紀の大学と日本の科学技術を考える”

(平成4年5月13日) 主催：産経新聞社

(2) 全日本留学生代表者フォーラム名古屋

(平成4年7月17日～19日)

主催：財団法人名古屋国際センター

(3) I A U P (世界大学総長協会) 第10回年次大会

(平成5年7月11日～14日)

主催：第10回 I A U P 年次大会日本委員会

8. 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申し入れにより、次のとおり懇談した。

(1) 去る1月20日、第4常置委員会の阪上委員長及び小出、田中両委員が全大教の石井副委員長ほか数名と教務職員、技術職員問題等について懇談した。

(2) 去る5月25日、第4常置委員会の阪上委員長及び小出、田中両委員が全大教の石井副委員長ほか数名と会い、教職員の待遇問題について懇談した。

## II 協議事項

1. 平成3年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、「平成3年度国立大学協会歳入歳出決算」(資料7)に基づき説明があった後、監事の山本東京医科歯科大学長から監査結果報告があり、議長から、ご承認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

3. 平成4年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、「平成4年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(資料8)に基づき説明があった後、議長から、この件については2月28日の

理事会に諮り承認を得ているが追認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

### 3. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、議長から、次のように述べられた。

これより、各委員会委員長の報告と協議に入るが、委員会の審議状況の要旨は、各委員長にお取りまとめいただき、「資料9」として配付してあるのでご参照いただきたい。

次いで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から、概ね次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(鈴木委員長)

本委員会は、前回総会以降、平成4年1月24日及び4月22日の2回開催した。

1) 大学審議会組織運営部会のヒアリングへの対応について

大学審議会の組織運営部会から国大協へヒアリングの依頼があり、有馬会長の意向により、早川委員長(当時)がこれに出席することになった。

委員長は、平成4年1月24日に委員会を招集し、ヒアリング事項の「大学における組織運営の活性化に関する検討項目」についてどのように答えるべきか委員会内で自由に討議し、その討議内容を踏まえて意見をまとめ、ヒアリングに臨むこととした。

しかし、委員長はその翌日入院され、ヒアリング出席が不可能となったので、会長からの要請で、急遽、鈴木委員が2月12日のヒアリングに出席し、次のような趣旨で個々の事項について意見を陳述した。

大学の組織運営については、各国立大学にお

いてそれぞれ創意工夫をこらしているところである。それが部会からみて微温的で不十分であるとすれば、そのご批判は甘んじてお受けする。

しかし、大学というところは、特に教官は指揮命令の関係になじまず同位対等の関係によっている。従って、官庁や企業のような組織運営の原理を軽々に持ち込むことは、却って大学本来の機能を阻害したり、無用な混乱や反発を招く事になるので、十分ご配慮のうえご検討いただきたい。

## 2) 委員長の選出について

平成4年2月5日に早川委員長がご逝去されたため、会長の招集で平成4年4月22日に委員会を開催し、委員長の互選を行い鈴木委員（神戸大学長）が選出された。

## (2) 第2常置委員会（末松委員長）

### 1) 推薦入学について

数回にわたって委員会を開催し検討した結果、「推薦入学について」（資料11）のように、1. 推薦入学の理念、2. 推薦入学の実施状況、3. 現状での問題点、の3項目の内容でまとめを行った。

なお、現状の問題点のうち二重推薦の問題について、重ねて高校長協会長あて要望書を会長名で「資料12」のように出してよろしいかお諮りしたい。

### 2) 「平成5年度国立大学入学者選抜における留意事項について」

国立大学入学者選抜における留意事項については、例年8月に各大学へ連絡していたが、推薦入学実施大学の学生募集要項の発表時期の関係から、平成5年度は、例年より早い時期に各大学に連絡することとし、去る5月11日開催された委員会で審議し、承認された。

なお、この件については、公立大学協会の手承を得たので、最近各国立大学に送付した。

### 3) 「大学入試センターからの意見照会への対応」について

大学入試センター所長から次の2件について意見照会があり、会長から国大協の意見をまとめるよう依頼された。この件については各国立大学に照会して寄せられた意見を下に、次のように会長に答申することを審議のうえ承認した。

#### ① 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する「基本的方針（案）」について

基本的には異論はないが、今後の「基本的な出題教科・科目、出題方法等」の検討に際しては慎重な配慮を望む。

#### ② 大学入試センター試験における、「いわゆる「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ」について

高等教育の受験機会が拡大され有意義なことと考えられるが第2次試験にも関連して次のような意見があるのでさらに慎重な検討を望む。

○ 「第2次試験」への適用は、大学入試センター試験よりもさらに困難な点・問題点もあるので、「機器を用いた解答」実施等の検討を促進していただきたい。

○ 代筆者の選定等種々の困難が予想されるので、大学入試センターが代筆者を派遣するか、一括実施することを検討していただきたい。

○ 早い時期における事前相談の制度を確立する必要がある。

○ 「代筆解答」の実施及び入学後の修学に必要な予算措置への配慮を望む。

上記2件については、回答の切期限の関係で



会長決裁で大学入試センターへ回答された。

4) 「平成5年度「後期日程」入学試験の第1段階選抜の結果発表について(協議)」

東京大学より、平成5年度「後期日程」試験における第1段階選抜の結果発表を前期日程試験の第2次学力試験合格者発表日としたい、との協議があり、審議の結果、この協議は承認された。

5) 「中国引揚者等子女の入学者特別選抜について(改訂案)」

中国引揚者等子女の定義において、保護者の定義が明確でないとの問い合わせがあるので、これを「資料13」のように明確にする改訂案を作成した。

これをお諮りしたい。

以上の報告に引き続き、議長から、「資料12」の「推薦入学に関する要望書」及び「資料13」の「中国引揚者等子女の入学者特別選抜について(改訂案)」について諮り、それぞれ異議なく承認された。

(3) 第3常置委員会(佐々木委員長)

平成3年6月、経済同友会から、守られない就職協定は廃止したほうがよいとの主張があり、また、場合によっては、就職について通年採用にしてはどうかとの意見があった。

大学としては、就職協定が廃止されることにより、就職活動が早期化し学事日程がいよいよ混乱することが予測されたので、就職協定を存続させたいという意思を表明した。

最終的には、大学と企業側合同の就職協定協議会世話人会において協議し、平成4年度就職活動については7月1日以降とし、選考開始は8月1日前後を目標とすることになった。

その後、本年4月16日には就職協定の遵守再

確認ということで、改めて注意を促すために「会社説明会への参加等は7月1日からです。」なる旨のポスターを各大学等に配布し、掲示方を依頼した。

現在、この就職協定が完全に守られているとは思わないが、この協定があることにより限り無い早期化を抑えていることは確かだと思う。

今後も学事日程を確保するという方向で対応していきたいと思う。

(4) 第4常置委員会(阪上委員長)

第89回総会以降、小委員会を3回、委員会を1回開催した。主要な審議事項は次の通りである。

1) 教室系技術職員問題について

本協会は、かねてより国立大学の教室系技術職員の資質、能力の向上と処遇の改善を図り、あわせて優れた人材を確保する方途について検討し、昭和62年6月の総会で「専門行政職俸給表適用を目指しつつ、それに向かっての中間段階として、現行の行政職俸給表体系の中で職務内容等諸条件の整理を行い、官職及び組織を整えて処遇の改善を行う」との方針を取りまとめ、各大学に教室系技術職員の組織化と研修の実施などの具体的措置の検討を要請してきた。その後、平成2年4月以降、いくつかの大学で教室系技術職員の組織化が進展し、平成4年3月現在、国立大学の42%、約2,500人(12大学)が組織化され、またこれに伴って大学として研修を実施するところが増えている。この状況を踏まえ、組織化と研修の実施の拡大を更に促進し、また本委員会として専門行政職俸給表適用への道を探りながら、次に採るべき対応策を検討するためにも、現時点での組織化と研修の実態及び問題点の把握が必要であるとの結論を得、本

委員会として「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について」の内容で各大学に照会することとし、理事会の承認を得た。「資料14」

2) 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」について

「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の原案をまとめ、これを理事会を経て総会に提出することとした。また、「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」の文案及び要望時期については、会長の下承を得ることで、委員長に一任願いたい。

3) その他

① 第89回総会に本委員会から提出した「教務職員に関する検討結果報告」に関連して本協会宛に提出されている要望書についての報告があった。

② 第8次の定員削減と関連して、本委員会委員長宛に今後の国立大学の定員確保についての要望が2学長及び1教授会からあった旨の報告があり、これについての意見の交換を行った。

③ 全大教の申込みを受け、平成4年5月25日の委員会終了後、委員長、小出委員、田中委員が全大教の石井副委員長他4名と教職員の待遇問題等について懇談した。

以上の報告に引き続き、議長から、「資料15」の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を提出することについて諮り、異議なく承認され、また、「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」の提出については、会長と第4常置委員長に一任することとした。

(5) 第5常置委員会(角田委員長)

1) 外国大学長招致事業について

① 1月22日～31日、韓国、慶北大学校金総

長、忠南大学校呉総長、釜山水産大学校柳総長が来日し、文部省、東京大学他数カ所を訪問された。

1月30日には、文部省、国大協共催による「日韓間の学術・研究者・留学生交流について」のシンポジウムが、経団連会館に於いて開催された。これには韓国人留学生代表も参加し、熱心な意見の交換が行われ、両国間の国際交流についての相互理解が深められた。

② 1992年度外国大学長招致については、イタリアの大学長を招致することとした。

2) アジア太平洋大学交流(UMAP)会議について

4月8日～10日、ソウル市で韓国大学教育評議会(KCUE)の10周年記念国際会議「アジア太平洋時代における大学教育の役割」と併せて、UMAP総会が開催された。参加者から、KCUE国際会議、UMAP総会の報告があり、UMAPの内容、意義についての検討及び今後の取り組みについての協議が行われた。

① KCUEの国際会議

日、米、豪、ASEAN諸国、ロシア等18ヶ国代表が招かれ、韓国の大学学長250余名が出席された。

韓国の首相、文部大臣、オーストラリアの教育相が祝辞を述べ、有馬国大協会長、ガードナーカリフォルニア大学長、マッキノンオーストラリア大学長会会長がそれぞれ、大学の国際化の必要性と自国の取り組みについて講演した。

また、9日には学生・教官の交流、大学間の情報交換、産学共同促進の3テーマに分かれて部会が開かれた。

② UMAP総会

UMAPは、ヨーロッパのエラスムス計画に刺激されて、アジア太平洋地域で同様の高等教

育交流促進の行動計画をもつことを目的としており、各国、地域を代表して、大学または大学協会が参加している。国立大学ないしは国の支援を受けている団体等が多い。

UMAP総会では、当面の具体的行動としてつぎの3点及び次回以降の開催計画が合意された。

- 既存の大学間交流、政府間協定の情報収集、交流促進のための有効な計画の周知を図る。
- 交流阻害要因に対する有効な解決策を提案する。
- UMAPの趣旨に沿った交流促進の試行計画を募集し、作業班が支援して成果を総会に報告し、他のメンバーの参考に供する。

次回以降開催予定としては、1993年4月、台湾が第3回総会を開催、1994年に第4回総会を日本が開催する。作業班会合は総会の時を含め年2回開催、UMAPの推進を図る。

取敢えず、本委員会にUMAP対応の小委員会を設けることにした。

### ③ 日豪間大学交流

かねてより、AVCCより国大協に対し、大学間交流促進の申入れがあり、具体的にはコンソーシアムを形成して、双方交流を行いたいとのことであった。

豪大学との間には好条件が備わっており、我が国から学生を送るうえで有利な点が多い。

取敢えず本委員会所属数大学を中核として、UMAP試行計画の線に沿って、積極的に対応し、具体的作業をこれら中核となる数大学が共同で行うことにした。

### (6) 第6常置委員会(廣重委員長)

本委員会は平成4年2月28日及び5月11日の2回開催した。

2月28日は財政基盤調査研究委員会の最終報告について検討した。

財政基盤調査研究委員会は3月1日に広島大学において総合研究班の最終報告をまとめる段階にあったが、本委員会は最終報告の前文にあたる「まとめと提言(案)」を中心に検討した。

本委員会としては、「まとめと提言(案)」を参考としつつも、今後どのように生かして行くかを議論した。

財政基盤調査研究委員会の調査研究内容が平成3年3月1日の第一次中間報告「教官の直面する教育研究費の現状」ならびに11月30日の第二次中間報告「国立大学財政の現状」として公表され、大変話題となった。これは今年度の概算要求に影響があったと思う。

財政基盤調査研究委員会の研究班最終報告を本委員会への最終報告として活用することが了承され、本調査研究委員会は当初の目的を終了し3月末をもって解散した。

これを受けて、5月11日に委員会を開催した。これには、文部省関係担当官(大学課長、研究機関課長等)が出席した。さらに、国立大学財務センター創設準備室長等がオブザーバーとして出席した。

まず、文部省担当官から、平成4年度の予算について配付資料に基づき説明がなされた。

特に強調されたのは、本年度はメリハリのあつた文教予算を組むことができ、国立大学特別会計の伸び率は+5.9%であること、この増加の内容は特別施設整備事業費、財務センターの新設、高度化推進特別経費等の新規事業費等であることであった。

次に、財政基盤調査研究委員会から提出された報告書をもとに、今後の活動方針について討論した。

報告書には7項目の提言がなされているが、焦点をしぼり、平成5年度への要望事項として、国立大学としては、厳しい自己点検・評価を進めることを前提に、まず具体的目標として「科学研究費補助金倍増達成」を最重点項目にすることにした。また、18歳人口の激減に伴い予測進学率をどのレベルに設定すべきかという問題は、21世紀初頭の我が国の高等教育の在り方が問われ、特に国立大学の役割が重要となるので、本委員会としては少なくとも第1常置委員会の協力も得て別に新しい調査研究組織をスタートさせる必要があることで意見が一致した。

#### (7) 学術情報特別委員会（太田委員長）

昨年9月、日本複写権センターが設立され、これに伴い国立大学における複写・複製に関する著作権の問題について委員会を開催し積極的に対応を検討した。

平成3年12月17日の委員会では、文化庁の著作権課及び日本複写権センター理事からヒアリングを行った。これに基づき、各委員の意見を文書か口頭で提示していただき、総括のための小委員会を平成4年1月17日に開催し、本委員会としての基本的見解の原案をまとめ、2月18日の委員会に諮って「国立大学における複写に関する著作権の問題について」と題する文章にまとめた。

2月28日の理事会で、これを参考情報として全会員大学へ配付することが了承された。

また本委員会に、著作権問題についての専門小委員会を設置することにし、鈴木神戸大学長にその小委員長をお願いし、5月1日午前第1回の小委員会が開催された。

5月1日午後の委員会では、文部省から平成4年度の学術情報関連予算についての説明を聞

いた。

なお、文部省内には関連6課が連合して著作権問題についての省内連絡会議（事務担当学術情報課）が設置され、本委員会と連絡をとりあうこととなった。

現在この連絡会議において、国立大学の複写の状況調査、著作権料の支払いの方法が検討されている。

#### (8) 医学教育に関する特別委員会

（井形委員長）

##### 1) 医療法の改正について

今国会において医療法が改正されるが、これは国立大学の附属病院について、紹介患者を主とする特定機能病院とする案である。

医療費抑制の面からみれば合理性があるが、医学教育の点からみれば非常に大きな問題を含んでいる。直接の当事者は私立を含めた全国医学部長・病院長会議、国立大学附属病院長会議であるが、国大協としては、そこで出された意見をバックアップしていく形で話を進めて行きたいと考えている。

その一つとして、前回、全国医学部長・病院長会議の決議を踏まえて、医学研究教育上の配慮が足りないということを国大協名で厚生省に申し入れた。現在は、一律に紹介率を決めないということで話し合いが進行中である。

今後国大協としても全国医学部長・病院長会議と連絡を取り合いながら意思の表明をしていきたいと考えている。

##### 2) 脳死及び臓器移植に関する臨時調査会の答申について

今国会では取り上げられなかったが、各方面の意見を参考にして立法化していきたいとの意向であるので、今後アンケートなどを行い、国

立大学病院での対応を国大協の立場からまとめていきたい。

#### (9) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長)

本委員会は、前回総会以降、平成4年2月21日及び5月19日の2回開催した。

##### ○ 大学設置基準の大綱化について

各大学における教養教育の改革の状況について情報交換を行い、専門委員から、それぞれ所属の大学における教養教育改革の取組み状況についての報告があり、次のような意見が出された。

- ① 各大学の事情が異なるので統一的な見解を出すことは難しい。
- ② 4年一貫教育の中の教養教育の在り方について、専門教育、専門基礎、教養教育の区別が明確でないのでその概念の整理が必要である。

次回委員会では文部省の担当官を招いて、考えを聞く予定である。

##### (10) 教員養成制度特別委員会 (将積委員長)

第89回総会のあと、委員会1回、専門委員のみによる小委員会4回を開催した。

本委員会は、平成元年1月に会員大学に調査をし、その調査結果を数次にわたって出したが、本年1月に最終報告書を出した。これを区切りとして、今後、本委員会としてどういうことを検討課題としていくかを検討し、今後の検討課題を、①教員養成の危機的状況について、②教師の資質・教職の専門性を育てる「大学における教員養成」、③教員養成系大学学部の大学院及び新課程、の3点に絞って検討を進めることとした。

今回は7月16日に文部省とも教員養成の政策や将来展望を含めて意見交換をする予定である。

##### (11) 大学院問題特別委員会 (高橋委員長)

##### ○ 「国立大学大学院の現状及び今後の在り方について」の調査について

昨年11月総会に提出した調査方針案及びこれに寄せられた意見を資料とし検討を行った結果、調査の実施に関し、具体的な検討及び実施を行うための調査専門委員会を設けることにした。

調査専門委員会は、当面できるだけ小さい構成とし、今後必要に応じて増強していくことが適切であることから、各委員より推薦のあった方々のうちから専門分野等も考慮しながら、5名を選出し、本委員会からは委員長及び2名の専門委員を加え8名で発足することになった。

##### (12) 入試改善特別委員会 (井村委員長)

西島前委員長の退任の後を受け前回の理事会において井村委員長が就任した。

その後、5月29日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

##### 1) 「国立大学の平成6年度入学者選抜の基本方針」について

本委員会において、平成6年度は従来どおり「連続方式・分離分割方式併存制」で行うことが望ましい、との結論に達し、総会に提案することとした。

本総会においてご審議いただきたい。

##### 2) 本年5月から実施されている完全週休二日制に伴う土曜閉庁の入試業務について

昨年11月国大協総会において、平成5年度の入試実施要領を決めていただいたが、その後土

曜閉庁が決定した。

本委員会では、平成5年度入学試験に係る第2次試験出願受付期間に含まれる1月30日の土曜日は特に影響がないであろうということで、閉庁により入試業務を行わないこととし、このことを各大学に連絡することとした。

ただ、前期の入学手続きの締切日である3月13日及びA、B、後期の入学手続きの締切日である3月27日の土曜日については前に定めたとおり閉庁としないで入試業務を行うことを確認した。これらについても、本総会においてご了承を得たい。

### 3) 連続方式・分離分割方式の併存制の将来について

連続方式の特にB日程グループ大学が激減して、連続方式から分離分割方式へ移行する大学が年々増えてきているのが実情である。

将来的にはA、B日程が更に減少していくのではないかということで、併存方式の維持が困難になろう。

これらのことを基に併存制の将来について審議した結果、

① 連続方式を採用されている大学はそれなりの考えや事情があって分離分割方式へ移行できない場合もある。殊に、募集単位毎の入学定員が少ない教育系の学部が分離分割方式を採用することについては種々問題がある。

② 分離分割方式にのみ統一するとすると、全体的な入学定員の配分に留意する必要がある。

③ 将来のプラン等を含めた各大学の事情を別途、調べてみる必要があるが、その方法については慎重であるべきである。

以上のような意見がが交わされ、これらのことについては、次回の委員会において継続審議

することとなった。

以上の報告に引き続き、議長から、平成6年度の国立大学入学者選抜の基本方針について、平成5年度と同様「連続方式・分離分割方式の併存制」とすること及び「本年5月から実施されている完全週休二日制に伴う土曜閉庁の入試業務について」の提案について諮り、それぞれ異議なく承認された。

### (13) 生涯学習特別委員会（太田委員長）

#### 1) 委員会活動報告について

平成3年12月16日の委員会では、社会人の大学、大学院入学について、そのアクセスの多様性について論議し、必要に応じて第2常置委員会へ問題を申し送ることとした。

平成4年2月17日には、全国の生涯学習システムネットワーク、広島大学のリカレント教育事業及び神奈川県生涯学習への取組みについての調査報告を専門委員から受け、これについて討議した。

4月10日には専門小委員会を開き、本委員会のこれまでの重要事項と問題点について「国立大学と生涯学習」報告書として公表すべき案がまとまり、その骨子案を5月12日の委員会に提示して了承を得た。

#### 2) 「国立大学と生涯学習」報告書構成案について

問題点、重要な点、その解決方法等をまとめたものであり、以下の構成となっている。

I 生涯学習における国立大学の在り方

II 生涯学習の対応—現状の分析—

III 問題点の改善方策

IV 生涯学習のための新システムの提案

第三セクターによるリカレント教育機構の設立

この案により報告書を作成し今年度中にはお配りしたいと考えている。

### 3) 文部省の生涯学習審議会ヒアリングについて

6月9日の文部省生涯学習審議会の生涯学習の振興方策中間まとめについて、有馬会長の依頼を受け、審議会のヒアリングに出席した。

これについては、大筋は賛成であり国立大学としては協力していくが、職員の不足の問題、現職教官の勤務時間の問題があるということを見解として述べさせていただいた。

なお、中間報告で述べられている生涯学習とボランティア活動の接点については、国立大学の地域におけるボランティア活動への指導という視点が欠落していることも指摘しておいた。

## 4. 大学入試センターからの報告

まず、高橋大学入試センター所長から概ね次のように挨拶と報告があった。

国大協総会並びに各大学長の皆様には、平素から大学入試センターにご支援賜り厚くお礼を申し上げます。

また、平成4年度の大学入試センター試験について、国大協のご支援をいただき無事終了でき厚くお礼を申し上げます。

平成5年1月16日及び17日に実施される平成5年度大学入試センター試験については、試験実施期日の整理・実施要項を定め、受験案内を作成するため現在、関係委員会に諮って具体的な作業を進めているところである。

大学入試センター試験においては、総ての受験者が公平な条件のもとで受験できるよう、身体障害者に対してもその受験を保障するという観点から、色々な方法を考えてきた。

しかし、これまでの措置にまだ不十分な点が

あり、体幹上・下肢の障害が著しい方には従来の措置では解答できない場合もあり、平成5年度の大学入試センター試験から代筆解答を認めることとした。

これについては、国立大学協会及び公立大学協会並びにセンター試験利用の私立大学及び全国高等学校長協会等に意見を伺い、最終的に取りまとめをしたものであり、5月18日の大学入試センター試験協議会において了承をいただき、更に、5月20日の文部省大学入学者選抜方法の改善に関する会議においても報告しご了解を得た。

平成5年度の大学入試センター試験については公立2大学、私立24大学39学部が新たに利用されることになり、国立は95大学、公立は41大学、私立は56大学85学部、総計192大学の大学が利用することとなった。

なお、平成6年度の大学入試センター試験については、平成6年1月15日・16日に実施することに決定した。

また、平成9年度からの新学習指導要領による大学入試センター試験の出題教科・科目については委員会を設置し慎重な審議を重ね、先般これに関する基本的方針を取りまとめて国大協はじめ関係団体の意見を伺った。関係団体からは基本的に賛成という回答であった。これについても大学入試センター試験協議会及び文部省大学入学者選抜方法の改善に関する会議において了承を得られた。

具体的な出題教科・科目等、出題方法については、この基本的方針に基づき入試センター内の出題教科・科目等検討専門委員会で検討することにしている。平成6年度にはこの結果を公表する予定である。

今後とも大学入試センターにご支援をお願い

したい。

次いで、松本副所長から配付資料に基づき次の事項について説明があった。

- (1) 平成5年度大学入学者選抜実施要項
- (2) 平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項
- (3) 平成5年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項
- (4) 大学入試センター試験における「代筆解答」等の実施について
- (5) 平成5年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する公立・私立大学について
- (6) 平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会（第1回）開催日程
- (7) 平成6年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱
- (8) 平成6年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について
- (9) 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針について

## 5. 各地区学長会議の状況報告

議長から、前回総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議もしくは懇談会の状況を各当番大学からご報告願いたい旨発言があり、それぞれ次のような報告があった。

### (1) 北海道地区（清水旭川医科大学長）

5月28日～29日に学長会議を開催し、大学の改革・活性化を目的として自己点検・評価にか

かわる各大学の対応の報告があった。

### (2) 東北地区（西澤東北大学長）

5月22日に学長会議を開催し、大学の自己評価における各大学の進捗状況の報告・意見等の交換、生涯学習に対する大学の対応・公開講座の現状等の状況説明；教養部改革の各大学の対応等の情報交換、国際交流基金等の設置による研究者の国際化への対応について現状の説明があった。

### (3) 近畿地区（井上神戸商船大学長）

5月18日に学長会議を開催し、大学の自己評価について各大学の作業進捗状況、並びに大学の改革状況について意見の交換を行った。

### (4) 中国・四国地区（福西愛媛大学長）

5月25日～26日に学長会議を開催し、大学設置基準の改正に伴うカリキュラムの改訂、自己点検・評価の検討状況等について意見・情報の交換を行った。

### (5) 九州地区（砂川琉球大学長）

5月25日～26日に学長会議を開催し、教育課程及び教養部改革等大学改革についての対応状況、自己点検・自己評価制度の具体化の作業の進捗状況等について意見・情報の交換を行った。

## 6. 当面する諸問題について

議長から、次のように述べられた。

国立大学の当面する諸問題について、ご欠席の有馬会長から、メモの形で①18歳人口減少期を迎えて国立大学が研究・教育の活性化を図るための方策、②18歳人口の急激な減少及び新高校学習指導要領による高校教育内容の変化に対



応する国立大学の入学試験制度の改善, ③国立大学における教育の質の抜本的な改善方策, の3つの問題提起が寄せられたので, これらに加えて, 週休2日制の制度化による図書館の土曜日開放問題やその他の問題点も提案いただき, 自由に討議願いたいと思う。

ついで, 次のような提議・意見交換があった。

- 現在大学改革を検討する際, 一般教育をどう位置付けるかが大きな問題である。この問題も論議してほしい。
- 自己点検・自己評価は, 機関・組織の点検, 更には社会活動の点検等, 組織的 point 点検でなければ大きな意義は持たせられないという考えがある。各大学でそれぞれ取り組んでいる自己点検・評価は, 比較的単発的な評価が多いようであるが, 総合的な自己点検・評価でないと意義がないといえるかどうか, ご意見を伺いたい。
- 大学の活性化という問題の一つに大学教官の構成の問題がある。教授, 助教授の構成を緩やかにし, 大学間の人事交流を活発にする施策が必要ではないか。
- 自己点検・自己評価の問題で, 大学基準協会では, 個々の研究者の研究・教育の能力の評価よりもむしろ組織全体としての評価を重視しているように思う。また, それぞれの大学が自ら評価するだけではなく, どこかがそれを認可するという必要性が大学基準協会等からいわれてきた場合, 国立大学協会としてはどのように対処するか考えておかなければならない問題である。
- 現在, 受験勉強が知識重点化し, 暗記勉強が過度に進んできている。受験産業が発達し, 特に週休2日制に伴い更に受験産業が子供た

ちに大きな影響を与える可能性があると思う。また, 卒業した学生に対する社会の目は, 一般的に出身大学の過去の実績に左右されているように思われる。このような状況で, 学生はどの大学に入るかということに対しては大変熱心であるが, 入学後のことはあまり重視しないということが日本の大学の問題であり, これらの弊害を入学試験だけでカバーするというは, 非常に難しいと思う。受験産業や初中教育, 家庭教育についても大学側が意見を整理し, 検討する段階にきているのではないか。

- 最近, 学部・学科の改革を計画する際, 自己点検・自己評価の結果を踏まえるようにとの指導があるが, これでは, 行政目的に合った自己点検・自己評価が行われて歪曲化されていくということが懸念される。また, 教育に関する自己点検等については, 学生による教官への評価という点も考えられるが, その他の点についても検討する必要がある。
- 大学教官の人事交流については, 意外に活発に動いているが, 地方の国立大学から中央の私立大学への異動というのが主流である。これは, 地方の大学にとっては決して好ましいことではなく, 中央から地方への交流も促進したいが, そのためには, 予算の面でも地方にかなり重点的に配分するなどの手当が必要である。また, ある学部の教官の出身校が特定の大学・学部偏っているという問題もある。しかしこれは, 従来, 大学教官は, 幾つかの大規模大学でしか十分養成できなかったという事情もあり, 止むを得ない現象ともいえる。
- 四国地方の農学系の連合大学院は, 教官の資格審査を3大学で行うことにより, 既に教

官の評価が他者により行われているという実態があり、また、学位論文審査についても、3大学の教官による研究科委員会で審査している。これらのことは教官の教育・研究の活性化には役立っていると評価している。

- 18歳人口の急激な減少により、ここ2、3年のうちに種々影響が出て、国立大学としてどのように対処したらよいかという問題が生じるであろう。大学の入学者が増加していた時期には、私立大学側がかなり定員を増やすことにより対応してきたという実績があり、今後定員を減らす時になると私立大学側からも種々要望が出てくるのが当然予想される。今後大学進学率をどれ位まで増加させるのか、また留学生の増加についてもどういう形で受入れるか検討する必要があると思われる。
- 国大協という組織の自己点検の一つの方向は、18歳人口が減少していくなかで、またいろいろなファクターが変動するなかで、来るべき日本の高等教育のビジョンを構築することにあると考えられる。そのシミュレーションをやるスタッフや、またどの程度のデータがあれば理論構築ができるのかということ等について検討することが必要である。
- 18歳人口の減少期に大学院に重点を置くという方針で検討することはできないか。
- 近頃の学生は、司法試験等試験のために勉強するということはあっても学問のためというような意識はない。ともかく役立つということがはっきりしていれば勉強するわけで、そうでない一般教育科目が不人気なのは、何に役立つかわからないということにあると思われる。環境問題、社会主義国家の崩壊という、現在の社会問題、世界の問題に結びつ

けて教える必要があるのではないか。

- 18歳人口の減少について、今のまま大学・短大が入学定員を一人も減らさないとすると進学率は約50%となり、大変低い学力の学生が入ってくる可能性がある。このためのカリキュラムの見直し等は大変な問題であり、進学率を36%で止めるのか50%まで行くのかを、国大協でも議論すべきである。

現在、国立大学の特別会計予算の過半を占めるのが人件費であり、今年の国立大学の予算はフォローの風に乗る、国の予算に占める国立大学のシェアが広がったといっても、全体的に見れば千分の一広がったというだけである。18歳人口の減少に伴い、国立大学の入学定員を1割減らし、教職員の定員も1割減らせば、約1,000億の財源が捻出できることとなり、色々な施策が可能になる。それだけの覚悟を決めて新たな施策をドラスチックにやるということになれば相当な活性化が実現できると思う。

- 国立大学の財政基盤の強化を要望する際、18歳人口の減少に対応する進学率の問題があった。今後、進学率及び国立大学のシェアをどのように位置付けるかということを検討しないと話が進まないと思う。
- 日本民族全体を知的階層に改造していく必要があるという観点から、大学の入学定員の増減を決める必要がある。また、大学の教育方法も多様性をもたせていくことが大事な点ではないか。
- 18歳人口の減少の問題で、国立大学を廃校することは大変難しいが、学部を廃止することはそんなに難しいことではないという考えかたもあろう。教官の充足率が慢性的に低い場合には、ターゲットになりやすいというこ

とが考えられる。

- 教官定員の充足率が低い一つの原因に、学科目、講座で教授1名、助教授1名という定員が決まっています、運用に流動性が無いということが挙げられる。
- 今後、大学は国・公・私立を含めて、教育研究の水準の高いところが生き残り、そうでないところが潰れるということがあるべき姿であるが、悪貨は良貨を駆逐するというのもあるので、そうならないよう国立大学として知恵を出す必要があるのではないか。なお、大学人として18歳人口の減少の前提条件まで考える必要がある。この問題は、社会政策の問題であり自然法則ではない。従って、国立大学固有の問題ではなく日本全体の問題である。文明国の人口が減少するという事は、世界のためにも良いことではない。いずれにしても、18歳人口の減少の問題の検討には、やはり自分たちの身を切ることで含めた議論をしないと先は見えてこないと思う。
- 現在の入学定員、入学志願率でいくと、18年後には58%位の進学率となり、広き門となるが、かなりレベルは落ちるだろうと思われる。今のレベルを保つためには、進学率を減らすとともに、自然淘汰される大学、廃校になる大学も出るであろう。

人口の減少問題については、各省庁が連絡協議会を設けて、良い子を生み、育てる環境作りを行っているが、養育・教育、住居に金が掛かり過ぎる等の環境条件の整備が急務であると考えられる。

- 18歳人口が減少することにより、大学の門戸が広くなり進学率が上がるのは必然的であり、正に義務教育に近づくような段階になっている。このような状況で国立大学では大学

院を強化することで私立大学との差異を明らかにしたいという意見がある。国立大学全体を大学院を中心とした高等教育機関という形で考えるならば、明らかに違いを生ずることとなる。そこまで考えるかどうかは、それぞれ意見があると思うが、国立大学と私立大学の違いについて、制度的な違いまで含めて現段階から検討しておかなければ、種々問題が生じてくると考えられる。

- 18歳人口の減少により、浪人の減少及び志望する学科への入学など学生側からはプラスの面もある。また、各大学がそれぞれ地域における使命、特性に応じて活性化を図れば潰れることはないと思う。
- 18歳人口が減ることを必ずしも悲観的に捉える必要はない。地方の大学の場合、1講座あたりの学生数が過大であり、古い大学と地方の新制大学との間では、約3倍の格差がある。少なくとも、この18歳人口の減少を捉えて国立大学の学生数を適正な値に近づけるということを是非やっていただきたい。
- 18歳人口の減少は文明が確実に活力を失うことになる。大学における人材養成については、社会との関連で、その数を含めて国大協でも議論すべき時期に来ているのではないかな。

また、大学の進学率を増やす必要があるのかないのか、知的人材を大量に養成するためには、大学の進学率は30%でいいのか、あるいは大学院化に向かうのか、大学の学部は、進学率をもっと徹底的に上げる必要があるのかどうか検討する必要があるだろう。かつて高等学校が進学率を増やし、日本文化全体の発展に大きな貢献をしてきた事例もある。

- 国立大学として、今後21世紀に生きる人達

を教育するために、いろいろな意味での国際化が必要ではないか。日本の大学の制度の上あるいは内容から考えても、国際化が今後必要となろう。また、アメリカと日本の子供・青年たちの大きな違いの一つに、日本では自分の運命を決するのは、究極的には自分であるということを感じるのが遅すぎるという点がある。ここに問題がある。

- 本日出された問題は、自らある程度身を切らないと解決出来ない面もあり、非常に難しい問題であるが、21世紀の日本の大学はどのようなものであるべきなのかということを経済協としてはある程度のビジョンを持っておかないと、いろいろ起こってきた問題に対応できないであろうと思う。例えば10年先なら10年先、日本の大学はこのような形であるべ

きであり、国立大学はその内どれ位の学生数を分担するのが適当か、どういう分野に力を入れるべきか、大学院生をどの位増やすべきか等の意見をまとめることが必要になろう。

概ね以上のような意見交換の後、塩野谷副会長より次のように述べられた。

本日の議論では、特に18歳人口の急減による危機意識から環境が厳しくなるという受け止め方が少なくなかったが、その中から新しい展望を開くためには、先見の目を持った構想力・実行力が必要であろう。明日もこれらの議論を引き続き行い、各委員会などで分担すべき課題が明確になればよいと思う。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第90回総会（第2日）

日 時 平成4年6月17日（水） 10:00～15:00  
場 所 学生会館（神田）210号室  
出席者 各国立大学長

### 1. 当面する諸問題について（続）

井村副会長が議長となり、次のように述べられ。

昨日に引き続き当面の諸問題について議論賜りたい。まず、会長メモのうちの「入試の問題」についてご意見を伺いたい。

ついで、主として次のような意見交換があった。

- 高校以下の教育の改革が進められているが、これを大学がどう受けとめるか。高校の普通科と職業科の連携や総合学科新設などの

提言に対して大学入試のあり方も検討する必要があるのではないか。

- 18歳人口減少期を迎えて、推薦入学の枠の増大と実施時期の早期化の問題が懸念される。
- 入試にベストはないと思うので、大きな不都合がない限り制度は変えない方がよいが、「分離分割方式」という名称は分りにくいので検討してほしい。
- 連続方式のB日程が減るのは、分離分割方式と併用する場合に別の日程を組む困難さがあるからであろう。なお、分離分割方式に一本化するには、募集単位の小さい学科等に「分

割なき分離」を特例的に認めなければならないだろう。

- 分離分割方式に一本化すると、一大学での試験の多様化が実現される反面、前期、後期のバランスが受験機会の複数化の機能の面から問題にされよう。
- 18歳人口減少期になるので、入試は私大を含む全体の仕組みの中で考えないといけないと思う。
- 試験科目の減少や、推薦入学の増加の傾向があるが、これが学生のレベル低下を招くという心配がある。
- 推薦入学にはそれなりのメリットがある。ただ高校との信頼関係が大事である。
- 本来、入試における価値判断は何によるのか教えてほしい。なお、入試の際1～2割多く選抜し、卒業までにその分を落していくという制度はとれないものか。
- 入学した者は最後まで面倒を見て貰えと期待している日本の社会通念と、落した者の行先が見えないという点から、大へん難しい問題と思う。

ついで、入試に関する以上の論議を、議長が次のようにまとめた。

- ① 入試にベストの方法はない。
- ② 入試方法を頻繁に変える弊害は大きいので、暫くは現行のままとし変える場合は慎重を期した方がよい。

ついで、適当な時期に、入試についての評価を各大学にアンケートした上、入試制度を検討していきたい。

- ③ 推薦入学については、引き続き第2常置委員会で検討願うことにしたい。

ついで、議長から会長メモの中の「教育の質の抜本的改善」についてご論議願いたい旨述べられ、概ね次のような意見交換があった。

- 理工系大学院は「徒弟教育」が基本になっていて、優秀な者も出るが、概して視野が狭いことを痛感しており、大学院教育が確立していない。これを是正するため、教官の努力が必要である。なお、大学間の単位互換制度は国立大学の地位を高める有効な方策であると思う。
- 今回の設置基準の大綱化で、教養教育担当教官が分散した場合、教養教育の将来に亘る維持について全学的にチェックする機関が必要になろう。
- 外国の大学と教官、学生の相互交流を行ってカリキュラム改善・共同化を図っているが、その成果は期待できると思う。
- 科学技術の日進月歩により、社会人のリフレッシュ教育の必要性は増大している。大学としてそれに対応するには、例えば独立大学院があるが、停年教官を活用する案もある。
- 教官のロードは増える一方で、定員は増えないので、ディスチャージするばかりになる。教育の質を向上させるには、サバティカル・リープを制度化して教官がチャージする余裕がほしい。なお、ファカルティ・ディベロップメントのプログラムを国大協が検討することも必要であろう。
- 教育の質的充実のためには大学以外の他省庁・特殊法人等の研究機関との協力によるプログラムの実施も有効である。
- サバティカル・リープ制度を実現化してほしいが、その際在外研究員制度との関係を考慮する必要がある。また、社会からそれを容認されることが必要である。

- 教育改革は、各大学がそれぞれ異なる条件のもとで考えなければならないが、基本的には学生のためということを念頭に置く必要がある。
- 教養教育の問題は、大学によって背景が異なり、また学内の地理的な条件等も存在していることであろう。型にはまった考え方はできないのではないか。
- 質のよい教育サービスを与えるにはどうしたらよいかということを考える前に、この教育サービスを受用する資格を誰に与え、大学は誰に教育を与えるか、ということ考えた場合、次の二つの基準、高校の成績と学力テストによるメリットの基準と、欠けているものを補うため何を欲求するかというウォントの基準が考えられる。大学に入学する者は、何か欠けているからそれを補うためにくるのである。そこで、大学は点数の上位者をとるのではなく、その学生が何を欲求しているのかを大学は見定めなければならない。一律に「メリット基準」による評価がよいのかどうか考える必要があるのではないか。
- 多様な国立大学の間ネットワークを持って、単位互換できるようにすることが教育の質の向上につながると思う。
- 国際的に活躍できる人材を育成することが大切であり、今後ますます要求されるのではないか。それも、「兵隊」ではなく「将校」を大学で教育し、世界に送り出さなければならない。そのためには、国大協で欧米に分校をつくることを考えてもよいのではないか。
- 教養課程でないと教養が身につかない、専門課程では一般教養ができない、というような考え方については疑問がある。
- 新構想大学では、一般教育の人間性にかか

るものについては1年生から4年生まで積み上げ、専門教育はくさび型で1年生から4年生までに深めるということから出発したと思う。従って一般教育は教官全員で担当するという方針をとった。

- 日本では一般教育が確立しないまま、教養と専門に分かれたように思う。

大学院大学に移行していくには、学部段階で専門の幅の広さ、発展性を理解できるような教養教育がなければだめなのではないか。大学院教育で専門教育をすることが確立すれば、逆にいえば学部教育での専門教育も質が変わり教養教育と融合したものに変わっていくと思う。

- 教養教育を改革するときに併せて学部教育も見直すべきと考える。
- 魂を揺さぶるような授業あるいは講義を学生が求めている。学生を引きつける授業展開を行う必要がある。
- どの学問分野にも広い意味の哲学がある。専門に偏らない広い哲学を各分野を含め教えるのが教養教育であると考えます。
- 大学教育の活性化という観点から、教養教育のことを考えたらよいのだが、大学全体の教育プログラムが明確ではないところに問題がある。

ついで、教育の問題に関する以上の論議を、議長が次のようにまとめた。

- ① 教養教育を軽視してはいけない。教養部改革は大学独自の特色を出すべきである。「教養教育に関する特別委員会」で検討していただきたい。
- ② 専門(学部)教育ネットワークをつくり、大学間の単位互

換を導入することが有効な方策の一つである。教育プログラムがはっきりしていないところでの単位互換制はむずかしいのかもしれないが、これは時間をかけてそれぞれの地域で単位互換制についても検討する必要があるだろう。

③ 国際交流を推進する。

④ 教育の評価

自己点検をする際の教育評価をどうするかについて、大へん難しいが、今後検討していくべきであろう。

⑤ 学部改革の際に、大学院の改革についても視野に入れる必要があるのではないか。特に「従弟制」的なものの克服が問題とされた。

地域の連合大学院の特性を生かすのも一つの方法である。

⑥ サバティカル・リープを制度として設けるには種々問題もあろうが、関係委員会で取り上げていただけたら幸いである。

⑦ アメリカ分校を作ることも話題になった。

## 2. その他

議長から、その他の問題についてご意見を伺いたい旨述べられたのち、次のような意見交換が行われた。

### (1) 週休二日制の実施について

土曜日の閉庁日に図書館を中心として、部分的に閉庁しているケースがあると思うが、各大学の状況について伺いたい。

〔拳手によって、ほとんどの大学が土曜日に図書館を開館していることが分かった。〕

○ 7月末まで、午後1時から午後5時までの

時間を暫定的に開館しており、担当課において職員をやりくりして行っている。今年度いっぱい、このまま試行期間を延ばし開館することになるであろう。

○ 病院と図書館を閉庁しないことで学内規定を整備した。図書館を開館する際には、正規の職員1名は、非常勤職員とともに勤務に就いている。なお、当該職員には代休を与えることを考えている。

○ 外国では、日曜日でも図書館を開館している。教育研究の遂行の場として週2日間閉館することは無理であろう。なお、大学の退職者を非常勤の職員に採用するなどして開館していくことになろう。

### (2) 教官の待遇改善等について

○ 大学の予算は増える見通しで結構であるが、人材の確保のために教官の待遇改善を図ることも予算問題に劣らず必要ではないか。また、研究支援職員も定削で減り困っている。これらの改善について強く働きかけてほしい。

○ 国立大学の教職員の待遇改善については、毎年、国大協で要望書を作成し人事院等に提出し説明をしている。教授、若手教官、看護婦等の待遇が多少改善されてきてはいるが、まだ水準が低いことから再度7月頃に要望書を提出する。定削については、管理運営の問題を含めて相当時間をかけて検討しておく必要があると思う。

○ 文部省関係は、教官と看護婦の削減率は低い。その反面事務官・技官の削減率が高いため教育研究支援職員についても厳しい状況になっている。国大協全体として考えていく必要があり、どのような対応があるか検討して

いくべきである。

- 研究費、施設費等の増額が実現できたのは、委員会の枠を超えた動きをしたことがよかったのではないか。待遇改善問題も同様に意思を統一して世の中に訴えていかななくては解決しないと思う。
- 国立大学の教官の給与を国際レベルにしなければ、人材を招くことは難しくなり、教育・研究能力の向上は望めないで、待遇改善は是非共必要である。
- 教官の給与改善は賛成であるが、国立大学の事務官の数は、私立大学の事務職員と比較すると多いというデータがある。事務職の職務の整理も必要である。
- 財政的に、人件費を含めたトータルとしての要望をどのレベルに置くかが問題である。特別会計の枠をどうするかという大きな問題である。仮に、特別会計増5か年計画を立て、それを実現するための戦略をたてるにしても、最終的には国民のサポートがないとできない。そのためには、国大協が自己点検し、21世紀の高等教育をにらんだ見通しをたてるのが大事なことである。この検討を第6常置委員会で行うことのできたことを得たい。
- 第6常置委員会委員長から提案のあった、「21世紀へ向けての国立大学のあり方」に関して、国大協として検討することが必要かどうかについて意見を伺いたい。
- 一昨日、学術審議会総会で、「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策」についての中間報告が承認された。その中に、①教官の待遇改善、②技術職員その他の定員の問題、に配慮しなくてはならない、という項目が入っており、この問題がスタートラインについ

たとは思ふものの、実現するまでには相当の努力及び時間を要すると思う。

5か年計画の問題については、学術審議会でも議論したが、そういう形をとる、とらないに拘らず、施設設備や研究員について計画をつくり、段階的に整備していくという方向は具体的に進むと思う。このような情勢の中で国大協が5か年計画を検討する場合いろいろな面があるということを示し上げておきたい。

- 全体からみた高等教育のあり方から検討すべきであろう。場合によっては、不利益を被る部分が出るかも知れないが検討しなければならない。大事なものは結果であり、世界に通用する高等教育あるいは研究が行われるということである。従って、検討結果がでたところで、どのように対応するかを考えるべきである。

ついで、議長から次のように述べられ、了承された。

この件については第6及び第1常置委員会が関係していると思うので、そこで検討していただくこととしたい。

## 7. 第91回総会の日時・場所について

議長から、次回の総会は平成4年11月11日、12日の両日、事務連絡会議は11月13日に開催する旨述べられ、了承された。

## 8. 退任学長に対する謝辞について

次回の総会までに退任予定の山梨大学の小出昭一郎学長から退任の挨拶があった。

以上をもって第90回総会を終了した。



## 第57回事務連絡会議

日時 平成4年6月19日(金) 10:00~14:45

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(大学入試センター)松本副所長

(事務連絡)文部省工藤大学課長, 両宮学術課長

平間事務局長司会のもとに開会。

初めに事務局長より、本会議開会に際し、会長からご挨拶するのが慣例になっているが、会長は少々健康を害されているため本日は省かせていただく旨述べられた。

ついで、片山事務局次長より配付資料の説明及び会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

### I 総会状況報告

初めに平間事務局長により、今総会は会長病気のため会則の定めにより、塩野谷、井村両副会長が分担して議長となった旨報告があった。

#### 1. 会務報告

平間事務局長より、別紙資料「第90回総会会務報告」等にもとづき、今総会において塩野谷副会長より報告のあった次の会務報告事項について説明があった。

##### (1) 要望書の提出について

昨年11月の総会でご了承を得たとおり、要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、12月16日、廣重第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省及び大蔵省に赴き、文部大臣、大蔵大臣宛に同要望書を提出、関係担当官に慎重な配慮を要望した。

##### (2) 外国大学長の招致について

平成3年度の外国大学長招致事業として、大韓民国大学長を招くことになり、同国の3大学

校総長が本年1月22日来日され、文部省、日本学術振興会、東京大学、筑波大学、高エネルギー物理学研究所、京都大学、東京工業大学、慶應義塾大学を訪問視察し、1月31日帰国された。なお、1月30日、3総長の参加を得て、文部省、国大協共催によるシンポジウム並びに懇親会を開催した。

##### (3) 平成4年度予算編成に関する文部省との懇談会について

文部省からの申し入れにより昨年12月17日開催され、有馬会長、塩野谷副会長、阪上第4常置委員会委員長、廣重第6常置委員会委員長、西澤東北大学長の特別会計制度協議会構成員が出席して、文部省の国分事務次官、前畑高等教育局長、長谷川学術国際局長等から予算編成の概要について説明を聴き種々懇談した。

##### (4) 大学審議会のヒアリングについて

大学審議会の組織運営部会から、大学の組織運営の活性化に関する意見を求められたので、本年2月12日、第1常置委員会の鈴木正裕委員(神戸大学長)にご出席をお願いしてご意見を述べていただいた。

##### (5) 特別会計制度協議会の開催について

去る5月12日、特別会計制度協議会が開催され、文部省から平成5年度国立学校特別会計予算の取り扱い等について説明があり、高等教育財政全般の振興にかかわることのほか、社会人、留学生の受入れ体制の整備、人文・社会科学と自然科学のバランス、図書館等の充実、土曜閉

庁に伴う諸問題、進学率の動向と18歳人口減少への対応等について種々意見の交換を行った。

#### (6) 生涯学習審議会のヒアリングについて

生涯学習審議会から「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（中間まとめ）」について意見を求められたので、6月9日、生涯学習特別委員会委員長の太田横浜国立大学長にご出席をお願いしてご意見を述べていただいた。

#### (7) 後援について

次の3件について、理事会の了承を得て本協会が後援することとした。

#### 1) シンポジウム“21世紀の大学と日本の科学技術を考える”

(平成4年5月13日) 主催：産経新聞社

#### 2) 全日本留学生代表者フォーラム名古屋

(平成4年7月17日～19日) 主催：名古屋国際センター

#### 3) IAUP（世界大学総長協会）第10回年次大会

(平成5年7月11日～14日) 主催：第10回IAUP年次大会日本委員会

#### (8) 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申し入れにより、次のとおり懇談した。

1) 去る1月20日、第4常置委員会の阪上委員長、小出委員が全大教の石井副委員長ほか教名と教務職員、技術職員問題等について懇談した。

2) 去る5月25日、第4常置委員会の阪上委員長及び小出、田中両委員が全大協の石井副委員長ほか教名と会い、教職員の待遇問題について懇談した。

## 2. 議事概要

平間事務局長より、総会における議事概要について、別紙配付資料をもとに次のように説明があった。

#### (1) 「平成3年度国立大学協会歳入歳出決算について（「資料7」）」

事務局長から説明があったのち、山本監事から、監査の結果、適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認された。

#### (2) 「平成4年度国立大学協会歳入歳出予算」について（「資料8」）」

事務局長から説明があったのち、議長（塩野谷副会長）から、本案については、2月28日の理事会に諮り承認を得ているが、総会の承認を要するので追認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

#### (3) 各委員会の委員長報告と協議について

前回総会以後の各常置委員会及び各特別委員会の審議状況について各委員長より報告があった。それらの報告事項は次のようである。

##### 1) 第1常置委員会

大学における組織運営の活性化について

##### 2) 第2常置委員会

- ①「推薦入学」に関する報告の取りまとめ、
- ②「平成5年度国立大学入学者選抜における留意事項（案）」の作成、
- ③平成5年度第2次試験実施に係る協議の取扱い、
- ④「中国引揚者等子女の入学者特別選抜について（改訂案）」の作成、
- ⑤大学入試センターから意見を求められた「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する「基本方針（案）」について」及び「大学入試センター試験における、いわゆる「代筆解答」の実施に関する中間まとめ」に対する意見案の作成、
- ⑥「推薦入学制度の適正

な推進について(要望)」(案)の作成,等について

3) 第3常置委員会

①就職協定問題,②奨学金問題,等について

4) 第4常置委員会

①「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」(案)の作成,②「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について(照会)」の作成,等について

5) 第5常置委員会

①平成4年度外国大学長招致計画(イタリアに決定),②第2回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議参加報告,③日豪大学間交流促進,等について

6) 第6常置委員会

財政基盤調査研究委員会の最終報告の検討及び今後の活動方針等について

7) 学術情報特別委員会

①複写に関する著作権の問題,②学術情報システムの整備状況について

8) 医学教育に関する特別委員会

①医療法改正に伴う「特定機能病院」の問題点等,②脳死及び臓器移植問題について

9) 教養教育に関する特別委員会

①各大学における教養教育改善の取り組み状況についての情報交換,②今後の活動方針について

10) 教員養成制度特別委員会

「大学における教員養成——教員養成の現状と将来——」報告後の今後の検討課題について

11) 大学院問題特別委員会

「国立大学大学院の現状と今後のあり方」の調査の実施方法及び問題点等について

12) 入試改善特別委員会

①平成6年度入学者選抜の基本方針,②連続

方式・分離分割方式併存制の将来,③本年5月からの完全週休2日制実施に伴う平成5年度入試の土曜日の業務の取扱い,等について

13) 生涯学習特別委員会

国立大学における生涯学習の問題について重点事項を絞り,報告書「国立大学と生涯学習」構成案をまとめた。

(4) 各地区国立大学長会議の状況報告

前総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議における審議等の模様について,各地区世話大学長よりそれぞれ報告があった。

(5) 当面する諸問題について

会長から,書面をもって提起された①国立大学の教育研究の活性化,②入試改善,③国立大学における教育の抜本的改善,等について意見交換が行われたほか,完全週休2日制の実施に伴う各大学における土曜日の図書館業務の取扱いについて情報交換が行われた。

(6) 第91回総会等の日時・場所について

次回総会は,平成4年11月11日(水),12日(木)の両日,事務連絡会議は11月13日(金),いずれも神田学士会館において開催することが決定した。

以上で第90回総会の全日程を終えた。

以上をもって,平間事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

## II 大学入試センターからの連絡事項

大学入試センター松本副所長より,平成4年度大学入試センター試験における各大学の協力に対する謝辞が述べられたのち,文部省の「平成5年度大学入学者選抜実施要項」及び大学入試センターの「平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」の前年度との変更

点を中心に以下の事項について、配付資料をもとに説明があった。

- 「平成5年度大学入学者選抜実施要項」について

主な変更点；①期日の変更に伴う日程（試験日は平成5年1月16日（土）、17日（日））、②調査書の記入上の注意の(7)のアを学校保健法施行規則改正に伴い修正

- 「平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」及び「同受験案内」等について

主な変更点；①試験期日、検定料納付期間、出願期間、等諸日程、②学校教育法施行規則の改正により、「文部大臣が指定した在外教育施設」を「文部大臣が認定した在外教育施設」に改正、③追試験の実施に関する事項を再試験と合わせて説明するとともに、その申請方法の説明を追加、④受験に当たっての注意事項を新たに記載、⑤チェックによる解答方法では受験できない者に対して「代筆解答」を認めることにしたことに伴う申請手続等の事項を新たに記載

- 平成5年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する公立・私立大学について

新規利用公立大学2大学3学部、新規利用私立大学24大学39学部（平成5年度国立95大学、公立41大学、私立56大学85学部計192大学）

- 平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会（第1回）開催日程

①説明協議会；高等学校等関係者を対象に  
7月7日～15日、全国7地区で開催

②連絡協議会；大学入試センター試験を利

用する国公立大学の入試担当者を対象に8月18日～27日、全国7地区で開催

- 平成6年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験について

①試験日は平成6年1月15日（土）、16日（日）に決定

②出題教科・科目は変更なし

- 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本方針について

①センター内に試験教科・科目等検討専門委員会を設置し、先般取りまとめた「基本的方針」について、具体的な出題教科・科目、出題方法等について検討開始

②平成6年度には公表予定

### III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、概ね以下のような説明があった。

工藤大学課長

- 今後の課題について

(1) 各大学からのヒアリングについて

文部省で行う第1班のヒアリングについては、従来、主として学内運営上の諸課題を中心に伺っていたが、今回はこれに加えて概算要求の重点事項についても伺うこととしたので、ご承知おき願いたい。

(2) 学内の連絡体制について

各大学から種々ご相談を受けるが、中には、同じ大学から複数の方が同種の相談事を持って来られ、種々齟齬をきたすこともある。各大学では、学内の連絡体制について、事務局と教員間、及び事務局の中の縦、横の連絡も含めて十分ご配慮いただくようお願いする。

### (3) 教養教育の改革について

教養教育の改革に関し、教養部等の組織変更についてご相談があるが、教養教育の改革については、先ず第一に、大学設置基準の改正に伴うカリキュラムの改革をご検討いただきたい。その検討の結果によっては、組織の改変もあり得ると思うが、行革審の目指す方向に加えて18歳人口の減少などの問題もあるので、学部新設は極めて難しい。したがって、大学審議会答申の基調になっている高度化、個性化に沿って、既存学部の充実、大学院の充実を図る等さまざまな工夫をお願いしたい。

### (4) いわゆる学長裁量経費について

学長裁量経費については、学長のリーダーシップによる学内における重点的配分という本来の趣旨に沿い有効な利用をお願いしたい。

### (5) 完全週休2日制の実施について

今年5月1日より国家公務員の完全週休2日制が実施された。学校運営上難しい面はあろうが、くれぐれも業務のサービス低下を来たすことにならないよう、職員の勤務体制等に配慮されたい。

### (6) 大学運営のあり方について

大学の組織運営の問題については、大学審議会の組織運営部会で検討が行われており、国立大学プロパーの問題については別に設けた協力者会議でも検討が行われているところであるが、大学の管理運営の円滑化、効率化の一環として、各大学で外部の意見を取り入れる何らかの仕組みの検討をお考えいただきたい。地域社会とのパイプをつくるのが国立大学の活性化のためにも大事なことと思う。また新構想大学以後取り入れられている副学長制度について、既設の大学でも学内運営の機能強化のためお考えいただきたい。

### (7) 学内の事務改善について

大学における事務改善については、文部省として運営に改善を要する点は文部省としても改善に努めるが、各大学で可能な学内の事務改善については国立大学活性化の一助として、各大学において積極的に工夫されるようお願いしたい。

### (8) 来年度概算要求に関わる「生活・学術研究特別枠」について

来年度概算要求基準は来る6月23日開催の閣議で決定される予定と聞かすが、伝えられるところでは、この中に従来の「公共投資、生活関連特別枠」に加えて、新たに「生活・学術研究特別枠」(1,000億円程度)を設けることが検討されているそうである。ただし、この特別枠から文部省関係の基礎研究振興のためどの程度配分されるかは全く分らない。いずれにしても過大な期待はできないが、これが一つの風穴となって基礎研究を中心とした高等教育予算の充実が図れば幸いである。

### (9) 国立大学における生涯学習について

このほど、生涯学習審議会から「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について(中間まとめ)」が提出された。その中には、これからの生涯学習に向けての各般の施策が提言されている。これからの大学の機能の一つとして、生涯学習への貢献が社会的に要請されているので、生涯学習審議会の動向にもご留意いただきたい。

### (10) その他

4月初めなどの人事異動の際、文部省に挨拶に来られる方が多いが、旅費が窮屈な折でもあり、わざわざお越し願うのは自粛していただくよう周知願いたい。

## 雨宮学術課長

### 1. 学術審議会の「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について（中間報告）」（平成4年6月15日）について

このほど、学術審議会が取りまとめた「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について（中間報告）」（平成4年6月15日）について、配付資料をもとに説明があった。「中間報告」の要旨は以下のとおりである。

#### I 学術研究推進の方向

1. 学術研究推進の基本的考え方——①人類共通の知的創造活動としての学術研究，②学術研究の動向に配慮した研究基盤の形成，③研究の自主性の尊重と社会的貢献への期待，④研究と教育の総合的推進。

昭和59年度答申と比べると，①で「世界の学術研究の発展に積極的に貢献する必要性」を書き加えたほか，他の項で若干ニュアンスを異にした表現を書き加えている。

2. 最近の学術研究をめぐる状況の変化
3. 21世紀に向けて推進すべき施策の方向——わが国の学術研究基盤を国際的水準に引き上げることを目標とし，その計画的，重点的整備を図るとともに，世界に開かれた学術研究体制の整備に重点を置く。

#### II 学術研究基盤の計画的整備

1. 学術研究基盤の計画的整備の必要性——独創的な学術研究を推進し，世界の学術の発展に貢献していくためには研究基盤の整備を図ることが不可欠である。このため，学術研究基盤を国際的水準に引き上げることを目標とし，研究費，研究設備・施設，研究者の養成・確保など全般にわたり，計画的，重点的に整備していく必要がある。
2. 科学研究費補助金等研究費の拡充——①

經常的研究費の充実，②選択的・重点的な研究費の拡充，③科学研究費補助金の拡充，④科学研究費補助金の配分審査体制の改善，⑤科学研究費補助金の運用及び事務処理体制の改善，⑥研究評価システムの整備，⑦財源の多様化の促進。

3. 研究設備の整備——①基盤的な研究設備の整備，②先導的な研究設備の整備，③研究設備の共同利用，④リース・レンタルによる研究設備の導入の促進と維持管理の改善。

4. 研究施設の整備——①老朽化した研究施設の近代化と維持管理の改善，②研究用スペースの改善，③今後の研究施設の在り方の検討。

5. 研究者の養成・確保——大学院の整備充実，特別研究員制度の拡充等について，諸施策を積極的に講じる。

①大学院の拡充整備，②魅力ある研究環境の整備，③特別研究員制度の拡充，④リサーチ・アシスタント制度の導入，⑤育英奨学制度の充実，⑥研究者の処遇の改善，⑦女性研究者等の活躍の機会の拡大，⑧学術研究支援機能の強化。

6. 学術研究情報流通体制の整備——情報ネットワークの高度化・国際化を図るとともに大学図書館の機能強化に努める。

#### III 世界に開かれた学術研究体制の整備

1. 研究組織の活性化と重点的整備——①研究組織の弾力化，②研究者の流動性の促進，③共同研究体制の拡充，④大学院教育への協力，⑤研究組織の自己評価，⑥研究組織の重点的整備，⑦新プログラム方式による研究の推進，⑧学術政策形成・広報機能の強化。

2. 関連研究組織ネットワークと卓越した研究拠点の形成——水準の高い学術研究を積極的に推進するため、関連研究組織のネットワークの形成やセンター・オブ・エクセレンスの育成に努める。
3. 学術研究の社会的協力・連携の推進——
  - ①社会的協力・連携の推進のための体制の整備、②外部資金の受入れの促進。
4. 学術国際交流の推進——①国際交流の推進方策の策定等、②若手研究者の海外派遣の拡充、③外国人研究者受入れのための条件と体制の整備、④国際共同研究の推進、⑤学術交流の地域的な取組み、⑥学術情報の海外発信機能の強化、⑦日本学術振興会の充実・強化、⑧学術研究の拠点の海外設置。
5. 大型研究の推進——①大型研究の計画的

推進、②大型研究推進のための評価。

6. 人文・社会科学の推進——人文・社会科学の研究基盤を全体的に充実・強化することにより各分野の発展を促す一方で、特に必要性の強い分野については、重点的に推進を図る。

①共同研究の推進等、②国際交流・協力の推進、③地域研究の推進、③学会活動の充実。

以上「中間報告」に関する説明があり、引続き同課長から、次のように述べられた。

「中間報告」について、今後国大協を含め関係団体から意見を伺い、その意見を踏まえて来月23日開催の学術審議会総会で最終答申を取りまとめる予定である。「中間報告」についてご意見があれば、お寄せいただきたい。

以上をもって、本日の会議を終了した。

## 第2 常置委員会

日 時 平成4年5月11日(月) 13:30~16:15

場 所 国立大学協会会議室

出席者 末松委員長

荒川、山田、福士、伊藤、吉田、太田、宮地、青野、武村、小嶋、巽、上寺、坂田、田中、入野、福西、松浦、池田各委員  
松井、猪岡各専門委員

(大学入試センター) 松本副所長、中原管理部長

(文部省) 金森大学入試室長、玉上企画係長

末松委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、学長交代に伴い新たに委員に就任された山田小樽商科大学長及び武村三重大学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 平成5年度国立大学入学者選抜における留意事項について

このことについて、委員長より次のように述

べられた。

各大学の学生募集要項作成の参考に資するため本委員会として例年作成している「入学者選抜における留意事項」について、推薦入学を実施する大学に配慮し、平成5年度は例年より早めに各大学に連絡することにしたい。ついては、配付の原案についてご審議いただきたい。

ついで、委員長の要請で、松井専門委員より、「平成5年度国立大学入学者選抜における留意

事項」(案)の平成4年度との変更を中心に配付資料をもとに説明があったのち、審議が行われた。その結果、特に異議なく原案が了承された。

なお、「留意事項」は、公立大学にも関係があるので、同原案について公大協の了承を得たうえ、各大学に送付することとした。

## 2. 「中国引揚者等子女の入学者特別選抜について」の改訂について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

中国引揚者等子女の入学者特別選抜については、昭和62年11月総会で、出願資格等のガイドラインを定めているが、これの「中国引揚者等子女」の定義が必ずしも明確でないのご意見があるので、実状に合うよう定義をより明確化させたいと考える。ついては、配付のような改訂原案を準備したので、ご審議いただきたい。

ついで、松井専門委員より、「中国引揚者等子女の入学者選抜について(改訂案)」について、現行と比較しつつ説明があったのち、審議が行われた。その結果、特に異議なくこれを了承するとともに、来る6月4日開催の理事会に諮らうと6月総会に付議することとした。

## 3. 平成5年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

東京大学から、同大学の「平成5年度後期日程試験の第1段階選抜の発表日を、前期日程試験の第2次学力試験合格者発表日(平成5年3月10日(水)とする)」ことを認めてほしい旨配付資料のとおり協議があった。平成5年度「実施要領」では、分離分割方式の後期日程試験の

第1段階選抜の発表期限を3月2日としているが、同大学では、前期・後期両日程の試験に併願し、前期日程試験に合格した者については、その者が入学手続きを完了したか否かにかかわらず、後期日程試験の受験資格を失うこととしており、その者を除外して第1段階選抜を実施したいというのがその理由である。過去、平成2年度以降毎年同大学からの同趣旨の協議を認めてきた経緯があるが、この取扱いについてお諮りしたい。

以上のような説明があったのち、協議が行われた結果、他大学に影響を及ぼすこともなく支障はないと判断されるので、過去3回の実績内容を踏まえてこの協議を了承することとした。

## 4. 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する「基本方針(案)」及び大学入試センター試験における「いわゆる「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ」に対する意見について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

大学入試センターから、同センターが取りまとめた「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する「基本方針(案)」及び「大学入試センター試験における「いわゆる「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ」」について、国大協の意見をいずれも5月13日まで求められ、会長から、本委員会においてこれの意見をまとめるよう依頼があった。そこで、この二件について各大学に意見を求めたが、寄せられた意見は別紙のとおりであり、これを踏まえ、専門委員と協議してそれぞれ配付のような素案を取りまとめたので、これをもとにご審議いただいたうと国大協の意見案を取りまとめ



たい。

ついで、松井専門委員から、初めに、平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する「基本的方針(案)」について、各大学・学部から寄せられた意見の紹介、及びそれをもとに取りまとめた国大協の意見案について、配付資料に基づいて説明があったのち、同意見案について審議が行われた。

その結果、異議なくこれを了承し、会長に提案することとした。

引続いて、松井専門委員から、大学入試センター試験における「いわゆる「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ」について、各大学から寄せられた意見の紹介、及びそれをもとに取りまとめた国大協の意見案について、配付資料に基づいて説明があったのち、同意見案について審議が行われた。

その結果、文言を一部修正のうえこれを了承し、会長に提案することとした。

## 5. 推薦入学について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

推薦入学について、現状、問題点、実施上留意すべき諸事項及び分離分割方式の前期日程・後期日程のうち特色ある入試を行う側の日程の試験との関係等について検討をすすめてきたが、去る4月27日開催の専門委員会において、これまで各委員からいただいたご意見を踏まえ、参考資料(推薦入学の規定及び推薦入学の実施状況等)を加えて報告原案を取りまとめた。これについてご審議いただいたうえ、本委員会として最終的に報告案を取りまとめた。

ついで、松井専門委員から、配付資料「推薦入学について」(案)について説明があったのち、

審議が行われた。

その結果、文言を若干修正することとし報告案を了承した。

## 6. 「推薦入学制度の適正な推進について(要望)」について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

前回委員会において、二重推薦の事例が生じているため、推薦入学制の趣旨が全高校へ徹底するよう要望書を重ねて全国高等学校長協会長及び全国普通科高等学校長会理事長宛提出することを了承いただいたので、配付のような要望書の原案を準備した。これについてご審議いただきたい。

以上のように述べられたのち、同案について審議が行われた。

その結果、これを異議なく了承し、理事会及び総会に付議することとした。

## 7. 大学・短大の推薦入学に対する高校からの要望

委員長より、全国高等学校進路指導協議会会長から「大学・短期大学の推薦入学制度の是正に関する要望書」(配付資料)の提出があった旨披露があった。

次に、生涯学習特別委員会委員長の太田委員から、同委員会の審議に関わり、次のように述べられた。

生涯学習特別委員会では「国立大学における生涯学習」についての報告書を取りまとめるべく、目下審議をすすめているが、社会人の大学・大学院入学の問題など、第2常置委員会に関わる問題については、必要に応じて第2常置委員

会にご審議をお願いしたいと考えているので、その節はよろしくお願い申し上げます。

また、吉田委員から次のような提案があった。

昨年7月、大学設置基準が大綱化されたことに伴い、教養部の改組を含めて教養教育の改革について検討されている大学が多いと思われるが、4年一貫教育に関わって、入試のあり方についても第2常置委員会として検討してはどうか。

なお、金森大学入試室長から、各大学が第2次試験で、「代筆解答」を実施する場合には、その経費等について、従来の身体に障害を有する者に対する措置と同様、配慮する旨説明があった。

## 8. その他

### (1) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの松本副所長から、大学入試センター試験等に関する以下の事項について、配付資料をもとに説明があった。

- ① 平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項(案)
- ② 平成5年度大学入試センター試験実施要項(案)
- ③ 平成5年度大学入学者選抜に係る大学入

試センター試験を利用する公立・私立大学について

- ④ 平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会(第1回)開催日程
- ⑤ 平成4年から平成12年までの1月のカレンダー
- ⑥ 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第13回大会開催要項

なお、大学入試センター試験の試験問題作成に係る教官の取扱いについて、次のように検討要請があった。

大学入試センター試験の試験問題作成は、国・公・私立大学の多数の教官のご協力を得て作成しているが、業務の性格上公表できないので、問題作成のため年間相当回数出張願う当該教官の所属大学における取扱いによっては、問題作成教官の立場がむつかしくなる場合があるときいている。この問題について本委員会で改善策をご検討いただければ幸いである。

以上をもって予定の議事を終了し、ついで、委員長の提案により、引続き、残された時間、今後の一般教育の改革に関わって“科学と技術”をめぐる意見交換が行われ、閉会した。

次回 10月9日(金) 13:30~16:00

## 第4常置委員会

日時 平成4年5月25日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 阪上委員長

保原, 新野, 蓮見, 田中, 武藤, 小出, 大谷, 山崎, 永井, 下井, 井上,  
小野, 林各委員

小島, 熊澤, 長松, 日下, 黒崎各専門委員

(文部省) 渡辺人事課給与班主査, 高比良人事課給与第4係長

阪上委員長主宰のもとに開会。

委員長より委員就任の挨拶があったのち、前回の委員会以降に新たに委員及び専門委員となられた次の方々について紹介があった。

委員	保原喜志夫	北海道大学教授
〃	蓮見 音彦	東京学芸大学長
〃	田中 昌一	東京水産大学長
〃	武藤 輝一	新潟大学長
〃	永井 衛	静岡大学長
〃	井上篤次郎	神戸商船大学長
専門委員	長松 昭男	東京工業大学教授

なお、田中委員、長松専門委員には、小委員会にも参加していただくこととした。

〔議 事〕

### 1. 教室系技術職員に関するアンケートの実施について

委員長から、アンケートの実施について次のとおり提案があった。

教室系技術職員の組織化と研修については、平成元年6月にその現況を調査したが、前回調査後今日まで各大学で組織化が進み、研修を実施するところも増加しているので、現時点で教室系技術職員の組織化と研修の現状と問題点について再度アンケート調査を実施することをお諮りしたい。そしてアンケートの実施についてご異議がなければ小委員会で作成したアンケー

ト案をお示ししてご検討願うこととしたい。

以上の提案は異議なく承認され、アンケート案について委員長及び担当委員から次のような内容の説明があった。

- ① アンケート実施の趣旨とこれまでの経過
- ② 回答の単位、立場について(大学、部局単位、技官、教官、事務官、行政的立場等からの回答)
- ③ 基本的事項(職員数、教室系職員数、教室系技術職員(行政職一)の生年、級別分布、業務内容)
- ④ 組織化の進捗状況、検討機関、検討課題、組織化の単位、組織化の原則、組織化による効果、組織化に伴う問題点
- ⑤ 技術部の運営、組織構成
- ⑥ 研修Ⅰの企画と実行、研修の成果、研修充実のための問題点
- ⑦ 研修Ⅱについての意見(研修の重点、実施機関、資格認定の方法、技術職員の待遇改善、技術水準向上のための施策)
- ⑧ 研修の種類、定義

以上について、各委員から若干の文章表現の修正意見があったので小委員会で本日の意見を踏まえ文面を修正したのち、6月4日の理事会の承認を得て各国立大学に「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について(照会)」のアンケートを送付し調査を実施することとした。

## 2. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

委員長から、毎年6月に標記要望書を人事院その他関係機関に提出し、国立大学教職員の待遇改善を要望しているが、国立大学教職員の待遇の現状はなお改善を要する状況なので、本年も要望書を提出したいと考え、その原案を小委員会で作成したのでご検討願いたい旨述べられた。

ついで、案文作成担当委員より、昨年の要望書と異なる点を中心に次のとおり説明があった。

- ① 教育職（一）の俸給水準の引上げを行う等を含め俸給体系全体を是正することについては昨年と同様に要望する。
- ② 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）の新設を昨年同様に要望する。
- ③ 教育・研究支援職員等の待遇の抜本的改善を図ることを昨年同様に要望する。なお、教室系技術職員の相当数が組織化され、多くの大学で多様な研修が行われていることを文面に追加する。
- ④ 部局長等（副学長、学生部長、事務局長等を含む。）について指定職の完全適用をはかることを昨年同様に要望する。
- ⑤ 昨年評議員に対する管理職手当支給の要望が実現したが、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情に鑑み、さらに学科主任、全学段階の委員等の学内教育行政の要職にあるものについて管理職手当を支給するよう要望する。なお、部局長について指定職が適用されるまでの間、管理職手当の増額を要望する。

⑥ 専門職員制度を一層拡大するとともに上位の級別定数について特段の措置を図り、中堅職員（事務系）の待遇改善を図るよう要望する。なお、文面の要望理由に「近年国際学術交流業務等専門性を要する新たな業務が激増していること」を追加する。

⑦ 大学病院の看護職員に課せられた任務は極めて高度化、専門化しており、看護職員に優れた人材を確保することが困難な状況にあり、社会的にその待遇改善の必要性が叫ばれている状況に鑑み、看護職員の待遇改善を図ることを新規事項として今回要望する。

以上ののち、委員長から次のような説明があり、要望書（案）を了承し、理事会及び総会に諮ることが承認された。

昨年人事院の人事官に待遇改善について要望した際は、国立大学の教官の待遇が私立大学に比較して悪いことを強調したが、人事官も熱心に聴いてくれた。一昨年的人事院の給与勧告では、若手研究者、大学教授、看護婦等の待遇改善が多少考慮されている。また評議員の管理職手当や委員会委員等について期末手当での役職による支給率の加算等も行われたが、学科主任に対する管理職手当の要望については、設置根拠を法的に整備することが必要と思われる。指定職の完全適用については他省庁と数を比較され難しい面があるが続けて要望していきたい。

## 3. 人事院勧告の取り扱いに関する要望書について

委員長から次のとおり提案があり、了承された。

毎年、人事院勧告が出た際、勧告の完全実施

を求める要望書を関係方面に提出し要望している。本年8月に勧告が出た場合、その内容とこれに対する政府の対応を見たらうで例年のとおり要望書を提出するかどうかは会長と委員長が相談して判断し、提出することになれば、小委員会で作成して会長の了承を得て関係方面に提出することにした。ついてはこの点について一任することを委員会でご了承いただ

きたい。

#### 4. その他

委員長から、二、三の大学・学部から定員削減反対について適切な時期に要望を行うよう要請があった旨報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

### 第5 常置委員会

日 時 平成4年5月26日(火) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 角田委員長

江崎、原、山澤、嶋田、吉田、佐野、川島、山田、櫻井、三分一、砂川(代理：瀬名波教授)各委員

垂木専門委員

(文部省)岡本国際企画課課長補佐

角田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より学長交代に伴い新たに委員に就任された江崎筑波大学長および野地鳴門教育大学長(本日欠席)、並びに文部省の岡本国際企画課課長補佐の紹介があった後、本日の議事に入った。

〔議 事〕

#### 1. 第2回「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」の報告について

これについて委員長より次のように述べられた。

去る4月8日~10日、ソウルで第2回国際会議が開催され、国大協からは有馬会長、山澤、川島両委員と私の4名が出席した。まず、山澤委員より会議参加報告をしていただき、国際会議の目的・意義、今回の会議内容を理解いただくと同時に、合意事項についてもご承認いただ

ければ幸いである。

続いて、山澤委員より配付資料「第2回アジア太平洋大学間交流(UMAP)会議参加報告」に基づき詳細な説明があった。その主な点は次のとおりである。

(1) 今回の総会の主義題はUMAPの目的を定め、それに基づいて活動計画を策定することである。UMAPの全体目的は地域内の大学間協力を強化し、文化・経済・社会の相互理解を深めることであり、そのためにも大学間の学生・教員の交流を活発化し、大学教育の質を高める必要がある。具体的には、大学間、大学組織間の交流協定の活性化を図り、学生の、少なくとも1学期以上の留学・語学研修、また教員の相互派遣を実現し、政府の協力も求めて交流を阻害する要因を克服していくことが必要である。

(2) 活動計画としては、引き続き既存の大学

間、大学間組織、政府間で締結の交流協定の収集を完了し類型化し、今後新たな交流協定締結の参考に供する。次に、アジア太平洋地域における大学間交流を妨げている要因を指摘し、改善方法を事例に基づき提案する。第三は、今度の総会で新しく打ち出された、UMAPの大学間交流に合致した交流の試行計画実施で、これは有志大学・大学組織がUMAP交流協定の条件を満たすプログラムを立案・申告して、その概要・経過・成果をUMAP作業班に報告して検討と評価に委ねる。このように事例に即してアジア太平洋地域における大学間交流の在り方を探り、作業班は結果をまとめて総会に報告して、他のメンバーの参考に供するとともに各国政府に提言する。具体的には日豪大学間交流計画も出ているので、次の議題で提案したい。

(3) 将来日程だが、今年の9月または10月にブルネイが作業班会合を開催する。次に、1993年4月下旬に台湾が第3回UMAP総会を開催する。そして、1994年、日本が第4回UMAP総会を開催する。

以上の説明に関して、次のような意見交換があった。

- 私立大学の中には、先進諸国とかなり積極的に共同教育プログラムを実施しているところもある。
- エラスムス型の大学間共同教育プログラムをアジア太平洋地域で実施することを提案しても、ヨーロッパ各国とは教育研究の実情が異なり、現実的でないので、まず日本、韓国、台湾、香港、オーストラリア、ニュージーランドが、小さな規模で可能なところから交流を試行的に実施し、長い時間がかかると思う

が、将来は当地域の諸国に次第に拡げていければと考える。

- 大学間共同教育プログラムの推進は重要なことであり、日豪大学間交流は賛成であるが、例えばアメリカ等がこれを希望した場合、どう対応するのか。
- 大学間交流は基本的には個々の大学で実施するものであるが、交流の開始にあたって様々な障害が生ずるので、UMAPはその克服や相互の連携についてのサポートや情報提供等を行う、いわばアンブレラ・オーガニゼーションである。したがって、アメリカが希望した場合、日米間に同様のものを作ることも考えられるが、もっと合理的なのはUMAPの中で行うことである。

以上のような意見交換の他、アジア太平洋大学交流計画の概要の説明及び文部省より関係資料としてオーストラリアの取りまとめた「University Mobility in Asia-Pacific (UMAP)」の配付があった。

最後に、これについて委員長より次のように述べられ、了承された。

先程のUMAP会議参加報告にあった通り、ソウルで開催された第2回総会で、1994年に日本が第4回総会を開催する等の国大協の活動にも大きな影響を及ぼす決定がなされたが、これについて委員会のご承認がいただければ、理事会に諮った上、国大協総会に提案し了承を得たいと考える。

## 2. オーストラリアの大学との交流について

これについて山澤委員より、配付資料「日豪大学間交流促進計画(案)」に基づき詳細な説明

があった。

これについて、次のような意見交換があった。

- 理工系学部の場合、積み重ねで教育を実施しているの、途中で留学生を受入れるのは困難である。私どもの大学で実施しているのは大学院のみである。
- エラスムス計画でヨーク大学化学部は学部の中に化学とドイツ語の両方を専攻する教育プログラムを設け、それを履修した学生は3年次に、ドイツの大学に毎年5名ずつ留学している。なお、これの実施には双方の大学がかなり教育プログラムのすり合わせを行ったものと考える。
- 相互に留学先の言語の習得が必須条件だが、日本は科学技術の盛んな国であるので、大学院レベル以前に、1学期でも学部留学生の相互交流を行うことは有意義と考える。
- 先程の説明の中で提案したように、AVCCの協力も得られる筈であるので、まず第一歩として、日本側の代表団が今年の夏休みに、学生交流協定の可能性を探るためにオーストラリアの適当と思われる大学を訪問したらどうか。なお、交流協定を締結するか否かは各大学・学部の判断による。
- カリキュラムのすり合わせを行うのであれば、交流を希望する学部の代表者が訪豪するのが適切である。
- オーストラリアの大学学部や研究者に関する情報はそれぞれの大学で持っていることと思うが、オーストラリアは日本に豪日交流基金を設置していて、そこに依頼すれば詳しい

大学情報の入手も可能と考える。

- AVCC加盟の大学はすべて日本の大学との学生相互交流を希望しているので、オーストラリアの大学情報を入手することも必要であるが、もう一つは、日本側の交流希望大学・学部の情報をオーストラリア側に伝え、先方に希望する大学・学部を募ってもらい、そことコンタクトを取る方法も考えられる。

以上のような意見交換の後、委員長より次のように諮られ、了承された。

現在、オーストラリア国立大学と日本側10国・私立大学との学生相互交換計画が実施されているが、オーストラリア側はAVCC加盟の全大学が同様な交流協定の締結を希望している。日本側も当委員会所属大学を中核として、理工系・医学系の学部にも積極的に参加してもらい対応したらどうかと考えるので、本日の協議を踏まえ大学で検討いただき、交流希望の学部を募っていただき、希望があれば6月中旬頃までにご連絡いただきたい。

### 3. その他

委員長より次のように諮られ、了承された。

去る3月末をもって定年退官された稲垣委員(九州大学教授)の後任として、九州大学法学部の西村重雄教授に委員を委嘱したい。なお、これについては6月4日開催の理事会で承認を得た上で委嘱することになる。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第6常置委員会

日時 平成4年5月11日(月) 13:30~15:45

場所 東京ガーデンパレス華の間

出席者 廣重委員長

手代木、石川、堀川、加藤、慶伊、高橋、中内、高木、今村各委員

伊藤、上野各専門委員

(文部省)工藤大学課長、高研究機関課長、小池第二予算班主査、長谷川国立学校特別会計調査官、久保大学課課長補佐、宮島研究機関課課長補佐、秋山学生課課長補佐

廣重委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに就任された堀川清司埼玉大学長、高木良三郎大分医科大学長並びに鈴木宏山梨医科大学長(欠席)の紹介及び停年退官された教員委員の後任として、前任者所属の大学長より推薦のあった宮島洋東京大学教授、佐和隆光京都大学教授を6月4日開催の理事会に諮る旨報告があった。

引き続き、本日出席の文部省の工藤大学課長、高研究機関課長、小池第二予算班主査、長谷川国立学校特別会計調査官、久保大学課課長補佐、宮島研究機関課課長補佐、秋山学生課課長補佐の紹介があった。

なお、本委員会に、オブザーバーとして前川国立学校財務センター創設準備室長並びに文部省の久我大臣官房企画官が出席されることについて了承され、紹介ののち議事に入った。

〔議事〕

### 1. 平成4年度の予算について

最初に委員長より、平成4年度予算について文部省からご説明いただき、そのあとご意見があれば伺いするので、よろしくご願ひしたい旨述べられた。

ついで工藤大学課長より概ね次のような説明があった。

(1) 従来の大学改革は学制改革であったが、今回はいわば質的改革で中味の充実が問われている。

(2) 各大学は、大学審議会のいう“高度化”“個性化”“活生化”に沿って、色々な選択肢の中からどの方向へ進むべきかが求められている。

(3) 財政事情のきびしい中で、昨年の第6常置委員会の中間報告等による世論喚起もあったので、4年度予算には新しい試みも加えることができた。「資金」の仕組みをつくり、国立学校財務センターを新設するのもその一つである。

(4) 科学技術を中心に5年以内の倍增計画の声も出るなど、外からの応援も少くないので、これらをつなぎとめる努力が大学にとっても必要と思う。そのためにも組織運営の面での質的改革の検討をお願いしたい。

以上の前置きののち、配付資料に基づき、次の平成4年度文部省所管予算の概要について説明があった。

#### 1. 国の一般会計予算

一般歳出(各省庁の通常予算)4.5%伸率

#### 2. 文部省所管予算

一般会計5.2%の伸率、その内国立学校特別会計は5.9%の伸率、一般会計より繰入率も9.0%の伸率



〔国立大学の整備充実のための平成4年度主要予算事項〕

1. 特別施設整備資金の設置

国立学校財産の処分収入をプールし、国立大学等の特別の整備充実に充てる仕組み

2. 特別施設整備事業

「特別施設整備事業」費として、平成4年度は特別に財投借入により200億円確保

3. 国立学校財務センターの創設

国立学校財産の有効活用を図る等の事業を実施

4. 高度化推進特別経費40億5,600万円（新規）

優れた教育研究実績を有する大学院の研究費の特別措置、ティーチング・アシスタント制度の導入等大学院を中心とする重点的整備

5. 基幹的教育研究経費単価1.1%増等

- ・各大学等の基幹的教育研究費の単価改定
- ・教育研究上の各種プロジェクトを推進するための教育研究特別経費の増額

6. 大学院最先端設備31億3,100万円（3億2,900万円増）

優れた教育研究実績を上げている大学院研究科に対する最先端的教育研究設備の整備充実

7. 研究設備190億9,000万円（15億2,600万円増）

基盤的並びに大型・高性能の研究設備の整備充実

以上のほか、科学研究費補助金の増、日本学術振興会の特別研究員の増員、育英奨学金の増額がある。

2. 平成5年度概算要求の取扱いについて

工藤大学課長より次のような主旨の説明があった。

平成5年度概算要求の取扱いについて、政府の方針は、現段階では決っていないので確定的なことは言えないが、一般情勢を述べると、前述の当委員会の世論喚起のほか、基礎研究、国際貢献への取組みの期待もあってムードは高まっているが、他方、国の財政を支える税収の落ち込みが懸念され、PKO等の政策課題を抱えて財政事情はこれまで以上厳しくなるものと思われる。又それに加え18歳人口も今年を最高に以後急減し、平成12年には現在の学生数の1/4が減る状況の中では、受入れ段階での拡大基調は、基本的にはなくなったという前提にたって考えなくてはならない。各論では色々あるにしても、基本的には、きびしい対応を迫られるので、今まで以上に既存の定員・機構の見直しをお願いしたい。

以上、平成4年度予算及び5年度概算要求について次の意見交換が行われた。

- 国立学校特別会計の増額分の中の人件費の割合について。
- 大学院の重点的整備の対象（当面博士課程）。
- 文部省予算パイ拡大の困難性について。
- 科研費増計画達成の見込みについて。
- 留学生交流予算の充実について（13.5%増）。

3. その他

委員長より、国立大学財政基盤調査研究委員

会が纏めた「国立大学財政基盤の現状と改善」の初めに記されている「まとめと提言」の7項目について、本委員会としては何項目かに焦点を絞って検討してはどうかと考えるが、忌憚のないご意見をお聞かせ願いたい旨述べられ、次の意見交換が行われた。

- この提言には、18歳人口の急減に対する視点が欠けているように思う。また、各国立大学にはそれぞれ事情が異なるので、国大協として重点事項の優先順位を決めることは難しいのではないかと。
- 要望事項とし、①科研費1,000億円規模の早期達成、②21世紀初頭における18歳人口の大学・短大進学率予測値を公表し、財政問題を考える場合の基点を明らかにする、③特別会計予算の充実を図るに当たって、スクラップ・アンド・ビルド方式を原則とし、意義ある新規事項は積極的に認める、を提案したい。

○ 18歳人口減少への対応は、避けて通れない問題である。しかし、本委員会のみでの検討ではなく、大学の組織・制度を担当している第1常置委員会でも検討して貰い、理事会に諮ってはどうかと思う。

- 大学審議会は平成12年の進学率を40%～42%に想定したが、具体的数値目標は示していない。もともと、進学率の問題は、国公立大学すべての問題である。昭和56年の国立大学のシェア19.9%が、10年後の平成3年では16%に減っているが、国立大学の占めるシェアはどの程度が適当であるかも問題である。以上の意見交換があったのち、委員長より、本日の意見を踏まえて、理事会、総会への委員会報告を行いたい旨述べられ、その要旨の説明があり、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

# 学術情報特別委員会

日時 平成4年5月1日(金) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川, 大瀬戸, 鈴木(邁), 清水, 小山, 角田, 林, 青野, 鈴木(正), 三分一, 安藤各委員

山中, 浅野各専門委員

井上臨時専門委員

(文部省) 鳴野学術情報課長, 柴山学術情報企画官

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに委員になられた鈴木正裕神戸大学長並びに専門委員の山中伸一横浜国立大学助教授及び本日出席の文部省の鳴野学術情報課長, 柴山学術情報企画官の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議事〕

## 1. 前回以降の報告

委員長より, 概ね次のような報告があった。

(1) 本委員会で複写に関する著作権問題を取り扱ってから2年余が経過したが, 前回2月18日の本委員会です承を得た第2次見解「国立大学における複写に関する著作権の問題について」は, 2月28日の理事会を経て各国立大学長に送り複写に関する著作権の問題の参考情報として活用方をお願いした。

(2) 日本複写権センターが著作権使用料で折衝しているのは, 経団連と国大協であるが, 経団連はすでに了解し, 徴収契約のスタイルも決めたと聞いている。今後本委員会としては, ハードな対応を迫られるものと思われる。

(3) 前回の委員会で設置について了承を得た小委員会は, 本日午前中に開き, 委員長を鈴木神戸大学長にお願いした。小委員会には第二次見解以降の複写に関する著作権問題への対応をお願いし, 本委員会に諮ることがあれば, その

都度委員会を開くこととしたい。

## 2. 平成4年度関連予算等について

鳴野学術情報課長より, 配付資料に基づき, 大要次のような説明があった。

平成4年度の学術情報システム関係予算の総額は, 昨年度予算よりも6%増で, その内容は次のとおりである。

- (1) 学術情報センターの組織・機能の拡充  
国際情報流通システム研究部門の新設  
国内インターネットワークの整備
- (2) 一次情報の収集・提供  
図書館関係として, 高速ファクシミリ導入を9館増して86大学図書館とした。  
マルチメディアへの対応として CD-ROM の購入経費を新たに設けた。
- (3) 大型計算機センター等の整備  
スーパーコンピュータを更新しレベルアップを図る。(2大学)  
総合情報処理センターは2センター増の15センターとし, 情報処理センターが2センター総合へ格上げされたので2センターを増設(東京商船大学・鳴門教育大学)した。合計49情報処理センターとなる。
- (4) データベース作成の促進  
国立学校特別会計による措置は, 昨年度と同様であるが, 科学研究費補助金による

データベース作成助成は、21件増の104件が認められた。

(5) キャンパス情報ネットワークの整備

大型学内LANの整備として、東京大学の3年計画が最終年度になる。

予算は以上であるが、学術情報システムの課題としては、学内LANの運用体制の整備がある。そのため現状分析が必要と考え、先般各大学、共同利用機関等の実態調査を実施した。その調査結果を基にLAN運用体制の施策を考えたい。この際特にお願いしたいのは大学図書館と学内LANの連携協力を一層緊密化し、学内LANの総合調整機構の整備を図る中で大学図書館の位置付けを明確にさせていただくことである。

ついで、引き続き同課長から次のことについて説明があった。

① 複写権問題の対応については、文部省内で本年2月関係課が集り、この問題を検討すべく「省内連絡委員会」を発足させた。大きな課題は複写料金の支払方法とそのための実態調査である。

② 学術審議会の審議状況については、「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策」について7月下旬答申を目途に作業が進められてい

る。その中で学術情報関係では、○学術情報ネットワークの整備、○大学図書館間の連携協力の一層の推進と機能強化、○データベースの充実が提言される予定である。

以上の説明ののち、LAN間接続の問題、運営体制充実のための要員の確保、民間との連携、使用実績データの必要性等について意見の交換があった。(鳴野学術情報課長退席)

3. 著作権問題の当面の対処について

このことについて、次の意見交換があった。

- 「公正使用」の範囲、部数の明確化。
- 図書館間の複写の取扱い。
- 外国図書複写料徴収の代行業務。
- 図書発刊後の複写使用料が免除される期間。
- 複写使用料の基本となる調査の実施について。

4. その他

委員長より、本日の審議事項を整理し、6月4日開催の理事会及び6月16日開催の総会に報告したい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 大学院問題特別委員会

日時 平成4年5月13日(水) 13:30~15:45  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 高橋委員長  
船越、阪上、武藤、加藤、迎、土山各委員  
宇賀治、大谷各専門委員

高橋委員長主宰のもとに開会。  
議事に先立ち委員長より、新たに就任された委員について次のとおり紹介があった。

委員 武藤 輝一 新潟大学長  
" 迎 静雄 九州工業大学長  
" 石川 英一 群馬大学長 (欠席)

〃 蓮見 音彦 東京学芸大学長 (〃)

〃 金森順次郎 大阪大学長 (〃)

〔議 事〕

## 1. 「国立大学大学院の現状及び今後の在り方について」の調査報告について

委員長より次のように述べられた。

大学院の現状と今後の在り方に関する調査については、昨年(昭和60)の第89回国大協総会においてその実施が了承され、昨年末までに調査方針案に対するご意見があれば文書でいただくことになっていたところ、数大学からご意見が寄せられたので、それらを調査方針案に織り込み、各委員にご送付した。

又、その後2大学からご意見をいただいたので資料として本日配付したのでご検討願いたい。

なお、この調査の実施に当り、調査研究グループを設けることについて前回ご了承を得たが、各委員にメンバー候補者のご推薦をお願いしたところ、別紙名簿のとおりとなった。

以上の報告について、調査研究グループのメンバーについて協議の結果、専門分野等を考慮して次の5名の方々に専門調査委員会委員を委嘱することになった。

鈴木 庄亮 群馬大学教授 (医学部)

似田貝香門 東京大学助教授 (文学部)

松尾 稔 名古屋大学教授 (工学部)

脇本 和昌 岡山大学教授 (教養部)

有本 章 広島大学教授 (大学教育研究センター)

なお、調査専門委員会は、この5名のほか高橋委員長を委員長に、宇賀治、大谷両専門委員も参加して当初8名で発足することとし、検討の進んだ段階で、更に専門委員補充の必要が生じた場合は補充することが了承された。

引続き委員長より、調査目的・方法について次のように述べられた。

この調査の目的は、今後の国立大学大学院の在り方、その役割を探るための基礎資料として、国立大学大学院が社会の発展にどのような役割を果たしてきたか、又社会からどのように評価されているかを解明するところにある、と考える。

前回の委員会では、文部省の科学研究費補助金による調査を考えていたが、その後、時期的にも、運営にも難しい面があることが分かったので、一応国大協独自の調査事業として実施してみてはと思っている。調査方針(案)の内容を含めてご意見があればお伺いしたい。

ついで、主として次のような意見交換が行われた。

- 国大協の予算の中で、そのような調査研究ができるか、又、国大協独自で実施すると国大協が直接責任を持つことになり、取扱いが難しくならないか。科学研究費補助金であれば、個人又はグループの研究意欲である程度自由な発想に基づく調査研究を行うことができるのではないかと。
- 国大協として昭和60～62年に、独自に「国立大学大学院の現状と今後の在り方」を調査しまとめて公表した実績があり、問題はないと思う。
- 経費の問題は、調査対象の範囲により大きく左右される。特に大学以外の企業などをどの程度広げて行くか、絞り方によって大変違ってくる。
- 調査を進めるに当っては、経費の関係から当面は国立大学を対象にどのような考えを持っているか調査することをパート1とし、企業、官公庁その他の機関の調査をパート2として、段階的に調査しては、如何かと思う。

- 大学を対象にする場合、大学院を単に文科系、理工系に分けての調査では不十分である。専門分野によって、大学院に対する考え方が異なるので、専門分野別に調査を行う必要がある。
- 企業等に調査を依頼した場合、調査項目によっては、その組織のどの立場の人を回答者とするかによりかなり異なる結果が出ることも予想される。回答者を誰にするか慎重に検討する必要がある。
- 企業に在職している大学院卒業者本人に調査依頼するのも有力な調査方法の一つであろう。
- 企業等に対して、国立の大学院に限定して調査することが適切かどうか、公私立の大学院と区別することは不可能又は不適切な場合

があると思う。

- 企業への調査には大学院のみでなく、学部レベルの調査も必要ではないかと思う。
  - 企業関係の調査を行うにあたって、調査のノウハウを持っている組織（例えばリクルートリサーチなど）に意見を聞くのもよいのではないか。
- 以上の意見交換ののち、今後は調査専門委員会で調査の実施を具体的に検討することになった。

## 2. その他

当面する国立大学大学院の諸課題について、自由な意見交換を行った。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 教員養成制度特別委員会

日時 平成4年5月15日(金) 10:00~12:05  
 場所 国立大学協会会議室  
 出席者 将積委員長  
 横須賀, 椎名, 篠田, 尾上, 蜂須賀, 山田(昇), 山田(深), 金谷, 田代,  
 光永, 岡本各委員  
 関口専門委員

将積委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日の議題として、昨年公表した「大学における教員養成」の報告後の検討課題及び学長委員の退任による後任委員の補充を語りたい旨述べられたのち、議事に入った。

### 〔議事〕

#### 1. 大学における教員養成について

委員長より、「報告書」公表以後の検討課題について小委員会での審議内容を先ず山田(昇)委

員からご説明願ひ、そのあとご意見を伺うことにしたい旨述べられ、同委員から次のような説明があった。

本年1月に調査報告書がまとめられたが、その内容は、平成元年の調査に基づくもので、調査後約3年が経過している。この間、免許制度の改正、地歴・公民の独立、初任者研修制度の発足と状況が大きく推移し、そのような状況の中での報告であったこともあり、種々ご意見をいただいたが、報告を急がされた面も多々あった。

先般来、小委員会で今後の検討課題を協議した中では、現在は新制度に移行しつつある段階なので多少様子を見てはどうかという意見もあったが、いずれにしても、問題の所在を確めて、どこに検討の重点を置くか、お決め願いたいと思っている。お手許に配付した「今後の検討課題覚書」は包括的にメモしてあるので、感じたこと、気付かれた点についてご指摘いただき、今後の検討課題を絞っていただければと考えている。

(以下、次の各項説明)

- I 大学設置基準の大綱化にともなう「一般教育」のあり方
- II 「教育学教育」や教員養成の専門教育のとらえ方
- III 教員養成大学・学部における新課程について
- IV 教員養成大学・学部の大学院について
- V 教育学部の在り方、その目的と機能、将来のあり方
- VI 一般大学における教員養成について
- VII 教員政策、教員養成行政について

引き続き、他の小委員より補足説明があったのち、主として次のような意見交換が行われた。

- 一般教育の改革について教員養成学部として考えなければならない一般教育、基礎教育の割合、外国語の科目数はどうあるべきか、この面での検討が第一の課題であろう。
- 教員養成系大学では、免許法改正の度に必要単位数が増加することが問題である。本学では、教養、基礎、専門教育のカリキュラム全体の抜本的見直しを行い、明年以降現在の単位数を20%~30%削減することを検討して

いる。一般教育科目36単位は24単位程度とするが、質的な充実を図るとともに基礎教育科目に振替えて強化を図ることにしている。

また、教養審でも国の重要な教員養成施策を検討していることと思うが、教員養成行政が免許基準の改正に当って、大学の実情をどの程度反映させているのか、あるいは本当に教員として必要な資質、教員としてあるべき姿をどう考えているのか、分らないことが多い。そのほか課程認定の在り方をみると、教育系大学と一般大学(私大等)との課程認定に格差があるように思う。

- 専門と一般教育の垣根が外れたことから、原理的なところから出発したカリキュラムを考えている。たとえば、情報教育については、情報処理を教えるだけでなく、「思考情報」ともいうべき哲学と数学をも含めた教育を考えたり、また一般教育と専門教育を融合し、経済学・経営学を心理学の面から見直す「社会システム学科」を経済学部に設けたり、「大綱化」を学問の根本に立ち帰るよいチャンスにしたい。
- 教員養成系大学として、課程制による教育を生かし、地域の人達から期待される教育を行うコアとなることを考えている。一般教育科目は共通科目(総合)に統一し、人文社会、自然系の壁を取り払うことにした。また、授業科目も身近かなものを探り入れる方向に進んでいる。

なお、真剣に検討を迫られる問題に、附属学校の在り方がある。新課程との関係等により、新しい在り方が問われていると思う。

- 今回の大綱化により、教員養成学部の一般教育と教員志望の一般学部学生が履修する一般教育と大きく相違する場合がある。教員養

成にとって一般教育はどうあるべきか、その方向性を探る上で指針ともなるべきものがあるならばよいと思う。

- 新課程学生が免許取得のため教育実習に参加する場合、一般学部と同様の条件を付すかどうかが問題である。
- 一般大学における「付加的機能的」教員養成の実態とその影響に問題がある。
- 公教育不信と教職離れが進んでいる。教員養成の危機的状況を打開することが基本的な問題であろう。

以上の意見交換ののち、委員長から、本日の審議を踏まえて午後の小委員会で検討課題を整理したい旨述べられた。

## 2. 委員の補充について

委員長より退任委員の後任補充について、本委員会委員は各地区の大学からお願いしている旨述べられ、次のように諮られた。

星 塾 惇 福島大学長  
堀 川 清 司 埼玉大学長  
蓮 見 音 彦 東京学芸大学長  
武 村 泰 男 三重大学長  
野 地 潤 家 鳴門教育大学長  
以上協議の結果承認された。

なお新委員については、6月4日開かれる理事会上に諮り、追認を得ることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## (第78回)入試改善特別委員会

日 時 平成4年5月29日(金) 14:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井村委員長

廣重、坪井、石川、天野、末松、松井、藤田、元木、細川、高橋、和田  
各委員

(大学入試センター) 松本副所長、中原管理部長

(文部省) 金森大学入試室長、玉上企画係長

井村委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、委員長就任の挨拶があり、ついで各委員の自己紹介があった。引続き委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの松本副所長及び中原管理部長、並びに文部省の金森大学入試室長及び玉上企画係長の紹介があった。

〔議 事〕

### 1. 委員の補充について

このことについて、委員長から次のように諮られた。

本委員会の委員構成については、従来より地区や大学種別などを考慮して選任しているが、学長退任に伴い、北海道地区、関東甲信越地区及び九州地区について、現在欠員が生じているので、その後任を補充することにしたい。については、廣重北海道大学長、石川群馬大学長及び和田九州大学長の3学長を委員にお願いすることとしては如何かお諮りする。お認めいただければ、本日の委員会よりご出席していただくことにしたい。

これについて協議の結果、異議なく承認され、3委員の出席があり、紹介された。



なお、新委員については、来る6月4日開催予定の理事会に諮り追認を得ることとした。

## 2. 関係機関からの報告

### (1) 第2常置委員会

第2常置委員会の最近の審議状況について、同委員会末松委員長から大要次のような報告があった。

#### 1) 推薦入学について

推薦入学について、種々の資料に基づいて、理念、現状、実施施上の問題点などのほか、分離分割方式の前期日程・後期日程のうち特色ある入試を行う側の日程の試験との関連等について検討をすすめてきたが、このほど、これらの検討結果を踏まえて、報告を取りまとめた。

また、推薦入学において、国立大学への二重推薦が再び生じているため、推薦入学制の趣旨が全高校へ徹底するよう要望書を重ねて全国高等学校長協会会長等宛提出することとし、要望書案を作成した。

#### 2) 平成5年度国立大学入学者選抜における留意事項について

各大学の学生募集要項作成の参考に資するため本委員会として毎年作成している「入学者選抜における留意事項」の平成5年度版について、推薦入学を実施する大学の募集要項作成に配慮し、例年より早めて各大学に連絡することにし、原案を作成した。これについて、公大協と協議し、その了解を得て各大学に送付することになっている。

3) 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する「基本方針(案)」及び大学入試センター試験における「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ」に対する意見について

大学入試センターから、同センターが取りまとめた〔平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する「基本方針(案)」及び〔大学入試センター試験における「いわゆる「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ〕について、国大協の意見をいずれも5月13日まで求められた。会長からこの意見をまとめるよう依頼があったので、この二件について各大学に意見を求め、寄せられた意見を踏まえて本委員会で審議のうえそれぞれ国大協の意見を取りまとめるとともに、回答締切期限の関係で会長決裁によりいずれも5月12日付をもって大学入試センター所長宛回答した。

#### 4) 「中国引揚者等子女の入学者特別選抜について(改訂版)」について

中国引揚者等子女の入学者特別選抜については、昭和62年11月総会で出願資格等のガイドラインを定めているが、その中の、中国引揚者等子女の定義が必ずしも明確でないのご意見をいただいたので、実状に合うようその定義を明確化するとともに、一部文言を整理のうえ「改訂版」を作成した。

#### 5) 東京大学からの平成5年度第2次試験実施に係る協議(「後期日程」試験の第1段階選抜の結果発表日について)の取扱いについて

東京大学より、平成5年度「後期日程」試験における第1段階選抜の結果発表を「前期日程」試験の第2次学力試験合格者発表日(平成5年3月10日(水))としたい旨協議の申出があり、審議の結果、同大学における過去3回の実績を踏まえて、この協議を了承した。

#### (2) 文部省

金森大学入試室長から、入試改善会議(大学入学者選抜方法の改善に関する会議)の審議状

況を中心に次のような報告があった。

1) 去る5月20日開催の入試改善会議において、「平成5年度大学入学者選抜実施要項」が審議決定された。これが平成4年度と相違するのは、調査書の「視力」の欄の記入方法が、学校保健法施行規則の改正に伴って若干変わった以外は、期日の変更が主であり、あとは殆ど変りない。

2) 去る5月18日開催の大学入試センター試験協議会で平成6年度大学入試センター試験の実施期日を平成6年1月15日(土)及び16日(日)の両日とすることが決められたので、これを承けて、文部省では、5月20日開催の入試改善会議に諮り、大学入試センター試験の実施に関する基本的事項を定めた「大学入試センター試験実施大綱」を決定した。

3) 以上のほか、同日の入試改善会議では、推薦入学について種々論議があった。一部に、推薦入学であるのに一般の入試と変らない学力試験を課している、推薦入学で全入学生員の多くを確保して一般入試の枠を狭めている、実施時期が早期化している、などの問題点が指摘され、これらの問題への対応について論議されたが、一律に線引きするのは難しいということになり、この件については、大学審議会の入試に関する専門委員会の審議の推移も見守ることとした。

4) 平成5年度の国立大学個別学力検査は、配付資料(「平成5年度国立大学個別学力検査等実施日程」)にあるとおり、「分離分割方式」により入試を実施する学部は296学部であり、これは全学部数の約8割に相当する。全体として、「連続方式」から「分離分割方式」への移行がすすんだことで、今後は「連続方式」に残っている部分の対応とともに「分離分割」入試の「前

期日程」と「後期日程」との入学生員のバランスが課題になるものと思う。

### (3) 大学入試センター

大学入試センターの松本副所長から、大学入試センター試験等に関する以下の事項について、配付資料をもとに説明があった。

#### ① 平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項(案)

#### ② 平成5年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項(案)

#### ③ 大学入試センター試験における「代筆解答」等の実施について

大学入試センターでは、肢体不自由者等で、これまでの解答方法ではセンター試験の受験が不可能な志願者に対する「代筆解答」等の実施上の問題点等について検討し、これの「中間まとめ」について各関係団体からご意見を伺い、いずれも「基本的に有意義なことであり推進すべきである」旨のご意見を得たので、なお、実施方法等についていただいたご意見等を踏まえて最終的に取りまとめ、これを公表した。

#### ④ 平成5年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する公立大学及び私立大学について

平成5年度から新たにセンター試験を利用する大学は、公立大学2大学3学部、私立大学24大学39学部である。これにより、平成5年度に大学入試センター試験を利用する大学は、国立大学95大学のほか、公立大学が41大学(全大学・学部)、私立大学が56大学・85学部になった。

#### ⑤ 平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会(第1回)開催日程

- ⑥ 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針について

大学入試センターでは、平成6年度からの高等学校学習指導要領改訂に伴う平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本方針について検討し、取りまとめたこの「基本的方針(案)」について、関係団体等に意見を伺った結果、いずれも「基本的に賛成である」旨のご意見を得たので、近く「基本的方針」を公表したい。なお、今後、「出題教科・科目、出題方法等」の具体的検討を行う際には、適宜各関係団体からご意見を伺いながら取りすめたい。

- ⑦ 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第13回大会開催要項

### 3. 国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領等について

委員長から、昨年11月総会で定めた「平成5年度実施要領」等について、その後国の行政機関における完全週休2日制施行という状況変化があったが、このままでよいかどうかご意見を伺いたい旨述べられ、ついで、松井専門委員から次のような提案があった。

本年5月からの完全週休2日制実施に伴う平成5年度入学者選抜における土曜日の入試業務の取扱いについて、幾つかの大学から問合せをいただいた。現行の限られた入試日程では、各大学とも従来同様、土曜日も含めた入試業務体制をとらざるを得ないのが実情であるが、唯一、第2次試験出願受付期間(1月25日から2月2日まで)中の1月30日の土曜日については、閉庁し受付を行わないことにしても、特に支障は

ないと思われるので、閉庁することにはどうか。しかし、この日を含めて土曜日の取扱いが大学によって異なることになってはいけなと思う。

以上の提案について審議の結果、「実施要領」等(平成3年11月13日第89回総会承認)は変更することなく、第2次出願受付期間中の1月30日の土曜日を閉庁により受付業務を行わないこととし、6月総会において了承を得るとともにこの旨各大学へ連絡することとした。なお、今後「平成6年度実施要領(案)」等を作成する際には、改めて、土曜閉庁に伴う入試業務の取扱いを検討することとした。

### 4. 国立大学の平成6年度入学者選抜の基本方針について

この件について委員長から諮られ、審議が行われた。

その結果、本委員会としては、平成6年度の入学者選抜は、「平成5年度に引き続き『連続方式・分離分割方式併存制』で行う」方針を決め、この旨を来る6月4日開催の理事会に諮らうとえ6月16日、17日開催の総会に提案することとした。

### 5. 「連続方式・分離分割方式併存制」の現状と今後について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

近年、「連続方式」から「分離分割方式」へ移行する大学が増加する一方、「連続方式」については「B日程グループ」が激減している状況にあり、「連続方式」は形骸化されようとしている。そこで、「併存制」の今後の在り方についてご意見を伺いたい。なお、松井専門委員に資料を準

備していただいたので、これについてご説明願いたい。

ついで、松井専門委員より、配付資料に基づき、①18歳人口の推移、「連続方式・分離分割方式併存制」の現状、及び③入試を「分離分割方式」に統一するとした場合の問題点、等について説明があった。

以上の説明があったのち、自由討議が行われ、主として次のような意見があった。

- 「分離分割方式」を採用する大学・学部が大勢になると、募集単位が小さいが故に分離分割が困難な、たとえば教育学部の「中学校教員養成課程」などについては、例外的に“分割なき分離”を認めざるを得なくなるのではないか。これは「分離分割方式」に統一しなくてもできると思う。
- 「連続方式」を採用している大学は、それなりの考えや事情があって分離分割方式へ移行できないでいる。募集単位ごとの入学定員が少ない場合のほか、夜間学部の特殊性や、出題・採点の負担増など「分離分割方式」を採用できない理由があると思う。
- 「併存制」をやめて「分離分割方式」一本に統一するとなると、次は全体的な入学定員のバランスが受験機会の複数化に絡んで問題になる。
- 「連続方式」から「分離分割方式」への移行が急速にすすんできているので、この際、「併存制」の将来を含めて、各大学の事情を調査する必要があるのではないか。
- 現在、各大学や機関で追跡調査をしている段階であり、調査はタイミングを見る方がよい。
- 将来、「分離分割方式」へ一本化するにしても、それには、種々の事情から敢えて「連続方式」に留まっている大学・学部の理解が得られなければならないし、また、分割なき分離についての例外の扱いを明確にすること、なども必要である。
- 分離分割入試を導入した狙いは、受験機会の複数化とともに選択尺度の多様化ということにあったと思う。分離分割入試に一本化し、その前期、後期それぞれの募集定員のバランスを無理にとろうとすると、選択尺度の多様化は実施が困難になる場合があり、分離分割入試そのものの趣旨が崩れることになる。

なお、この問題については、次回委員会で継続審議することとした。

最後に委員長から、委員会の今後のスケジュールについて次のように述べられ、了承された。

「平成6年度の入学者選抜の基本方針」を、平成5年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」とすることが、来る6月の総会で決定されれば、本委員会としては、その「実施要領」等の原案を作成の上、11月総会に諮ることになるが、その前に、予め各大学に意見照会しておく必要がある。しかし、平成6年度は、平成5年度と比べて大きな変更を加えることもないと考えられるので、本委員会を開催してご審議いただくことなく、原案の作成並びに各大学への意見照会については、委員長に一任いただけないか。ただし、10月には委員会を開催し、原案の最終的取りまとめについてご審議をお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

# 教養教育に関する特別委員会

日時 平成4年5月19日(火) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 吉田, 小黒, 将積, 小野, 岡市, 三分一, 池田各委員  
堀, 小林, 夏目, 植村, 立田各専門委員

坪井委員長急病により欠席のため将積委員が議長となり開会。

## 〔議事〕

### 1. 委員の補充について

このことについて議長より、前回の委員会で学長の退任に伴い欠員を生じている委員の補充をお願いすることになっていたので、次の通りお諮りする。

竹内委員長（埼玉大学長）の後任の委員として吉田亮千葉大学長、上原委員（静岡大学長）の後任に小黒千足富山大学長、鈴木委員（神戸大学長）の後任に小野朝男和歌山大学長及び高橋委員（九州大学長）の後任に森野能昌熊本大学長を補充したい。

以上協議の結果、承認された。

ついで、新委員の紹介（森野委員欠席）があり、6月4日開かれる理事会に諮り、追認を得ることとした。

### 2. 教養教育に関する諸問題について

議長より、設置基準の大綱化により各大学では、組織の改編、カリキュラムの改訂の検討が進められていると思うが、本日は委員長欠席のため、先ず各専門委員から、それぞれの大学の取組み状況についてご説明願ひ、そのあと問題点について検討したい旨述べられ、各専門委員より概ね次のような説明があった。

○ 学内に委員会を設けて検討した結果、組織面では新学部構想が出てきたが、実現は難し

いということが進んでいない。

○ 教養部と学部との個々の協議が行われているが、その前に基本的な教養教育のあり方を大学として明らかにしなければならないと思う。

○ 学生にできる限り科目選択の自由を与え、カリキュラムの過密もなくそうとしている。また、少人数授業を増す方向で考えている。

○ 外国語科目の単位数と保健体育を必修とするか選択とするかは、学部によって意見が分れている。

○ 人文、社会、自然を融合したコア・カリキュラムを中心に編成することが考えられている。

○ 教養部廃止により、教養部教官を専門別センターや各学部へ配置換えすることが予定されている。

○ 教養部教官を含めて全教官を大学院にはりつけ、学部の専門教育、教養教育も全教官で担当する方向が考えられている。

○ 本委員会が、各大学の実情を調査した上で国立大学の進むべき方向を打出すことを期待していると思う。

以上専門委員による説明があったのち、フリートキングを行った。その主な論点は次のとおりである。

(1) 教養教育のあり方について、本委員会として方向性を示すことは、大学毎に事情が異なるので難しいのではないかと。

(2) 低年次と高年次の教養教育のあり方にも関連して、専門基礎、教養教育等の概念整理が必要ではないか。

(3) 教養部改組による学部新設は今後不可能かどうかははっきりしない。

ついで、議長より次回委員会の検討課題について、諮られ、次回は文部省の担当者を招んで文部省の考えを聞くこととし、その旨坪井委員長に伝えることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 生涯学習特別委員会

日時 平成4年5月12日(火) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川、船越、加藤、将稯、佐々木(代理; 楠副学長)、出口、岡市、高田、土山各委員

佐々木専門委員

(文部省) 大西生涯学習振興課課長補佐

太田委員長主宰のもとに開会。

### 〔議事〕

#### 1. 文部省からの報告

(「平成4年度生涯学習関連予算」及び生涯学習審議会の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について(中間まとめ)」

(案)について)

委員長の要請により、文部省の大西生涯学習振興課課長補佐から、初めに「平成4年度生涯学習関連予算」(前回資料配付済)について概要の説明があり、引続き同課長補佐から、生涯学習審議会が取りまとめをすすめている「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について(中間まとめ)」について及び同審議会の今後の審議の予定等について、次のように説明があった。

生涯学習審議会は、平成3年2月1日、文部大臣から「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策」について諮問され、これを承けて調査審議をすすめてきたが、明5月13日開催

の同審議会総会において、これまでの検討結果を「中間まとめ」として取りまとめ、公表する予定である。なお、これの最終答申は、7月下旬を目途に取りまとめを予定しているが、この間6月中に「中間まとめ」について国大協を含め関係団体等からヒアリングによって意見を伺う予定である。

以上のように述べられて、「中間まとめ」(案)について配付資料に基づき説明があった。

以上の説明について、開設講座についての地域からのリクエストへの対応、自治体との協調(職員の派遣、財政支援、他)、第3セクターの活用、リカレント教育における単位認定(個別大学、学位授与機構)、大学間の単位互換、等について質疑及び意見があった。

#### 2. 報告書の取りまとめについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

国立大学における生涯学習について、これまで重点事項及び問題点等を中心に検討をすすめる

てきたが、去る4月10日に専門委員会を開催し、これまでの審議を踏まえて配付資料のとおり、報告書の構成案を作成した。ついては、これについてご意見を伺いたい。

(報告書〔「国立大学と生涯学習」〕構成案は次のとおり)

はしがき

I 生涯学習社会における国立大学の在り方  
大学の使命——研究・教育・地域社会への奉仕、生涯学習へ対応することの必要性

II 生涯学習への対応——現状の分析——

社会人の受け入れ体制(社会人の特別選抜入試、夜間部)、学位授与と単位の累積加算(学位授与機構、コース履修・科目履修制度)、生涯学習教育研究センターと大学教育開放センター、公開講座とリカレント教育事業、受託研究員など

III 問題点とその改善方策

社会人の大学入学(アクセスの困難性、学士入学・編入学制の拡充、夜間部の拡充——週休2日制での事務体制問題を含む——など)

社会人の大学院入学(特例第14条の拡充、社会人特別入学選抜制度の拡充など)

社会人の学位授与(学位授与機構への要請、コース履修・科目履修制の拡充、情報提供ネットワークの整備など)

社会人のための教育課程(現職教育用カリキュラム、産業界のニーズへの対応など)

生涯学習教育研究センターと地域社会との連携協力(事業・事務面での地方自治体との協力など)

公開講座とリカレント教育事業(学習成果の評価の正規の単位への転換、高度な学

際的・業際的分野の重視、教養・趣味・芸術・保健・体育分野の扱いなど)

産・官・学の連携協力(意見交換の場の設定、寄付講座による再教育の実施、施設利用等をめぐる官・学の協力など)

教官負担の問題(負担過重、定年教官の登用——夜間授業、授業資格確認のための登録制など)

IV 生涯学習のための新システムの提案

第三セクターによるリカレント教育機構の設立

以上の説明について、現状の問題点及び改善方策を中心に種々意見交換が行われたのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

報告書の構成案についてはご了承いただけたと思うので、早速、これに沿って、山本、小川、佐々木各専門委員と委員長及び文部省担当官で執筆を分担し報告書の原案の取りまとめに入ることにしたい。

3. その他

(1) 土山委員(長崎大学長)より、長崎大学生涯学習教育研究センター事業について配付資料をもとに説明があった。

(2) 岡市委員(香川大学長)より、平成4年度香川大学生涯学習教育センター大学公開講座実施計画について、配付資料をもとに説明があった。

(3) 委員長より、来る6月4日(木)開催の理事会及び6月16日(火)、17(水)開催の総会への委員会報告について諮られた結果、委員長に一任することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回10月1日(木) 13:30~16:00

## 特別会計制度協議会

日時 平成4年5月12日(火) 10:30-12:00

場所 文部省5B会議室

出席者 (文部省側) 前畑, 長谷川, 佐川, 泊各委員

佐藤, 山田各審議官

工藤, 喜多, 高, 西口各課長ほか

(国大協側) 有馬, 塩野谷, 阪上, 廣重, 西澤各委員

佐藤, 伊藤, 上野, 平間各専門委員

有馬議長主宰のもとに開会。

初めに議長から開会の挨拶があり, ついで, 文部省側, 国大協側出席者の紹介があったのち, 議事に入った。

(協議)

### ◎ 平成5年度国立学校特別会計予算の取り扱 いについて

初めに, 前畑高等教育局長から, 大要次のような説明があった。

平成5年度概算要求については, まだ, 政府全体の基準も決っていないが, 財政状況は相変わらず厳しく不透明で, 高等教育充実の機運が高まってはいるものの, 必ずしも好転は見込めないと思う。従って, 機構・定員について点検・評価と徹底的な見直しを行い廃止転換を進めるとともに, 優先順位の厳しい選択を行うなど要求事項を精選しなければならないと考えている。個々には社会的要請の強い分野の人材養成, 大学院の整備充実のほか, 教養部の改組転換や看護婦養成等に対応していきたい。

次に, 長谷川学術国際局長から, 学術審議会の審議の方向に沿って社会的要請, 構想の熟度

等を踏まえつつ, 次の事項に対応する旨説明があった。

- (1) 共同研究体制の整備
- (2) 研究設備や学術情報システムの充実
- (3) 総合的, 計画的な重要基礎研究と先導的新分野研究の推進
- (4) 国際交流・協力の促進

次に, 佐川文教施設部長から, 厳しい財政状況ではあるが, 施設については, 教育研究上の要請等を踏まえ, 新たな需要に対応するもの, 施設の老朽化に対応するもの等についてバランスのとれた配分を考えている旨説明があった。

以上の説明ののち, 協議に入り, 次の事項等について意見の交換があった。

- 社会人, 留学生の受入体制
- 人文・社会科学と自然科学のバランス
- 大学附属図書館, 博物館の整備
- 土曜閉庁に伴う図書館, 研究室の業務上の問題
- 18歳人口減少と進学率の動きと国立大学のシェア

以上をもって, 協議を終了した。



# 第90回総会国立大学協会事業報告

(注) 第89回総会より今総会まで

## 1. 諸 会 合 (49回)

### (1) 第89回総会

3.11.13 (水)

11.14 (木)

### (2) 事務連絡会議

3.11.15 (金)

### (3) 理事会

4. 2.28 (金)

6. 4 (木)

### (4) 常置委員会 (18回)

#### 1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 大学における組織運営の活性化について審議した。

(委員会開催状況)

4. 1.24 (金) 常置委員会

4.22 (水) //

#### 2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) ①平成5年度留意事項, ②推薦入学, 等について審議した。

(委員会開催状況)

4. 1.20 (月) 常置委員会

4.27 (月) 打合わせ会

5.11 (月) 常置委員会

#### 3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) ①就職協定問題, ②奨学金問題等について審議した。

(委員会開催状況)

3.12. 5 (木) 常置委員会

4. 2.14 (金) //

4) 第4常置委員会 (教職員の待遇改善)

(主要審議事項) ①待遇改善に関する「要望書」、②教室系技術職員の組織化と研修に関するアンケート調査等について審議した。

(委員会開催状況)

- 4. 1.20 (月) 小委員会
- 3.23 (月) //
- 5.14 (木) //
- 5.25 (月) 常置委員会

5) 第5常置委員会 (大学間の協力)

(主要審議事項) 外国大学長招致計画及び「アジア太平洋地域の高等教育協力会議」への対応について審議した。

(委員会開催状況)

- 4. 1.16 (木) 常置委員会
- 3.16 (月) //
- 5.26 (火) //

6) 第6常置委員会 (大学財政・学費)

(主要審議事項) 財政基盤調査研究委員会の最終報告の検討、及び今後の活動方針等について審議した。

(委員会開催状況)

- 4. 2.28 (金) 常置委員会
- 5.11 (月) //
- 4. 1.26 (日) 大学財政基盤調査研究委員会
- 3. 1 (日) //

(5) 特別委員会 (21回)

1) 学術情報特別委員会

(主要審議事項) 複写に関する著作権の問題及び学術情報システム整備状況について審議した。

(委員会開催状況)

- 3.12.17 (火) 特別委員会
- 4. 1.17 (金) 打合わせ会
- 2.18 (火) 特別委員会
- 5. 1 (金) //

5. 1 (金) 小委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医療法改正についての問題点及び臓器移植問題について審議した。

(委員会開催状況)

3.12. 2 (月) 特別委員会

4. 4.27 (月) //

3) 教養教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 各大学における教養教育改革の取り組み状況について情報交換し、今後の活動方針を審議した。

(委員会開催状況)

4. 2.21 (金) 特別委員会

5.19 (火) //

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 「大学における教員養成—教員養成の現状と将来—」報告後の今後の検討課題について審議した。

(委員会開催状況)

3.12.13 (金) 小委員会

4. 2.14 (金) //

3.31 (火) //

5.15 (金) 特別委員会

// 小委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 「国立大学大学院の現状と今後のあり方」の調査の実施方法及び問題点等を審議した。

(委員会開催状況)

4. 5.13 (水) 特別委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) ①平成6年度入学者選抜の基本方針, ②併存制の将来等について審議した。

(委員会開催状況)

4. 5.29 (金) 特別委員会

7) 生涯学習特別委員会

(主要審議事項) 本委員会の取り組むべき重点事項をしぼり、「国立大学と生涯学習」報告書構成案を審議した。

(委員会開催状況)

3.12.16 (月) 特別委員会

4. 2.17 (月) //

4.10 (金) 小委員会

5.12 (火) 特別委員会

5.28 (木) 小委員会

(6) その他の諸会合 (5回)

3.12.17 (火) 文部省との懇談会 (予算関係)

4. 1.20 (月) 全大教との会談

1.30 (木) 「日韓間の研究者・留学生交流について」シンポジウム

5.12 (火) 特別会計制度協議会

5.25 (月) 全大協との会談

2. 要望書その他の諸活動

3.12.16 「国立大学の学生納付金の改訂について」(要望書)を大蔵省、文部省へ提出

4. 1.11~1.31 韓国大学校総長招致

2.12 大学審「組織運営部会」のヒアリングに鈴木神戸大学長出席。

6. 9 生涯学習審議会の「中間まとめ」についてのヒアリングに、太田横浜国立大学長出席。

3. 要望書の受理

前総会以後本協会宛提出された要望書等は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
3. 11. 27	東京大学職組	教務職員問題の解決	第4
12. 11	全大協	高等教育予算の増額 定員削減の中止等	第6, 第4
12. 18	国立47工学系学部長会議	博士課程の充実と設置促進, 文教施設費, 特別設備費の増額, 基準面積の見直し, 助手・技官の待遇改善, 国際交流予算の配分	第1, 4, 5, 6, 大学院

4. 3. 9	8 大学工学部長会議	教務職員の待遇改善	第 4
3. 23	全国高校推進指導協議会	推薦入学制度の是正	第 2
3. 27	夜間主コース設置 15大学懇談会	夜間主コース担当手当の支給, 昼間コース 受講許可単位数の拡大	第 2, 4
5. 8	経団連	大学理工系の研究機能強化に関する提言	第 1
5. 14	東京農工大学農学部長	「その他の職員」の確保, 教育研究基盤の技 本的改善	第 4, 6
5. 18	東京大学職組	教務職員制度の廃止	第 4
5. 25	全大教	賃金引上げ及び待遇改善	第 4

#### 4. 刊行物

- 4. 1 大学における教員養成—教員養成の現状と将来—
- 4. 2 会報第135号
- 4. 6 会報第136号

## ／ 諸 会 合 ／

平成4年5月～6月

- |         |       |                 |
|---------|-------|-----------------|
| 5月1日(金) | 11:30 | 学術情報特別委員会小委員会   |
|         | 13:30 | 学術情報特別委員会       |
| 11日(月)  | 13:30 | 第2常置委員会         |
|         | 13:30 | 第6常置委員会         |
| 12日(火)  | 10:30 | 特別会計制度協議会       |
|         | 13:30 | 生涯学習特別委員会       |
| 13日(水)  | 13:30 | 大学院問題特別委員会      |
| 14日(木)  | 13:30 | 第4常置委員会小委員会     |
| 15日(金)  | 10:00 | 教員養成制度特別委員会     |
|         | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 19日(火)  | 13:30 | 教養教育に関する特別委員会   |
| 25日(月)  | 13:30 | 第4常置委員会         |
| 26日(火)  | 13:30 | 第5常置委員会         |
| 28日(木)  | 13:30 | 生涯学習特別委員会小委員会   |
| 29日(金)  | 14:30 | 入試改善特別委員会       |
| 6月4日(木) | 13:30 | 理事会             |
| 16日(火)  | 10:00 | 第90回総会〔第1日目〕    |
| 17日(水)  | 10:00 | 〃〔第2日目〕         |
| 18日(木)  | 18:00 | 幹事・専門委員懇談会      |
| 19日(金)  | 10:00 | 第57回事務連絡会議      |
| 22日(月)  | 18:00 | 全国高校長協会等との懇談会   |

# 要 望 書

## 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

平成4年7月8日  
国立大学協会会長  
有馬朗人

国立大学教官等の給与等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得て改善がなされてきたところであり、そのことについては、関係各位のご努力に対して深く感謝する次第であります。

いうまでもなく、近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学についても、教育・研究の充実整備が課題となっていることは周知の事実であります。この課題に応えるうえで、まず何よりも大学自身がその教育・研究体制の改革に取り組むことが必要であり、現在、多くの国立大学が自己点検・自己評価を計画・実施し、それを自らの大学の改革と活性化の契機とすべく努力しているところであります。

それとともに、大学の質的向上を図るには、その担い手である大学教官等に有為な人材を確保することが基本的前提条件であり、それを充たすためには大学教官等の待遇改善が一つの必須要件であります。

しかしながら、それはいまだ十分であるとは言い難い状況にありますので、さらに以下の諸点につき特段の措置を講ぜられますよう、ここに重ねて強く要望する次第であります。

### 記

#### 1. 教育職（一）の俸給水準の引上げを行う等を含め俸給体系を是正すること。

大学は高等教育および学術研究を推進・発展させる中心の存在として社会の付託に応じて、その任務を果たしている。科学技術の著しい進展と国際化の時代にあって、その責務は益々増大しているところである。そのときにあたって、大学の教学の中心の担い手は大学教官であり、教育・研究について絶えざる情熱と高い能力を有する優れた人材を擁することは大学の根本であることに鑑み、その俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を強く要望する。特に近年、国立大学の教官の給与水準が民間企業研究所や私立大学のそれを大幅に下回っている実態が人材確保の障害の要因ともなっていることに配慮しその急なる改善が待たれる。

また、あわせて助手について高校教諭の給与を下回る実態や教務職員の給与の頭打ち等の問題があり、これら職員の格差是正を図る。

なお、以上の俸給水準の引上げと同時に中堅教官について早期に最高号俸に到達するとともに、現行の昇給延伸制度についても、教官の職の高学歴による高年齢就職等による特殊性に着目してその年齢の引上げを図る。

## 2. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）を新設すること。

大学教官は、高度の専門教育を行うばかりでなく、進展極まりない学術の研究について一定の業績を常に要請される。そのため、各種学会活動や独自の情報の収集等多様な教育・研究活動を遂行することが必須となっている。

しかしながら、このような多様な教育・研究活動に際して、自費から支出する研究費が少なくないことが、当協会財政基盤調査研究委員会が行った全国調査結果により明らかになっている。

この特別な経費負担に対する措置として「大学研究調整額」（仮称）の新設を図る。

なお、職務の特殊性に基づきすでに支給されているものとして、義務教育教員には「教職調整額」、医療職（一）職員には「初任給調整手当」がある。

## 3. 教育・研究支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当国立大学協会は、かねてより大学特有の専門職である技術職員等の教育・研究支援職員の抜本的な待遇改善を要望し、新設された「専門行政職俸給表」の適用を切望してきたが、これら職員の現状が同俸給表を適用できる状況に置かれていないとして、その適用が見送られてきたところである。

大学における教育・研究支援職員の教育・研究に果たす役割は大きく、かつ、不可欠なものであり、俸給表の種類にかかわらず、これら職員の俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう措置する。

当協会としても、教育・研究支援職員の在り方について、先に、各国立大学に対し、教室系技術職員の組織化および研修等についてその実現方を要請し、現在までに職員規模で相当数が組織化され、また、多くの大学において多様な研修が行われている。今後のこれらの整備の動向を踏まえて「専門行政職俸給表」への移行を早期かつ円滑に実現できるよう努力されたい。

## 4. 部局長（副学長、学生部長、事務局長等を含む。）について指定職の完全適用を図ること。

部局長等は、その職務と責任からして指定職の適用を受けるのが当然の措置であるが、未だ定数が十分でないために、すべての部局長等が指定職の適用を受けているわけではない。

指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の趣旨であることを踏まえ、部局長等については、その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用できるよう措置する。

また、特に教育、研究の功績顕著な教授に対して指定職俸給表の適用を拡大する。



5. 管理職手当の適用対象の拡大と増額を図ること。

近年、大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み、全学段階の委員、学科主任等の学内教育行政の要職にある者について、管理職手当支給の途を開くよう特に配慮する。

なお、部局長について指定職の完全適用を前項で要望しているところであるが、指定職が適用されるまでの間、その増額を図る。

6. 大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定化されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されるために俸給の上で格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等に職務遂行意欲を欠くこととなり、ひいては大学運営の業務に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

また、特に近年教育研究の国際化に伴う国際学術交流や留学生受入れ、大学院の整備充実、教育研究システムの多様化、複雑化への対応等高度の専門性を要する新たな業務が激増している。

よって、この際、専門職員制度を一層拡大するとともに上位の級別定数について特段の措置を図る。

7. 看護職員の待遇改善を図ること。

医学・医療の進展に寄与する診療、教育、研究の場であることを使命とする大学病院において看護職員に課せられた任務は極めて高度化、専門化しており、その役割は重要なものとなっている。

しかしながら、近年、特に看護職員に優れた人材を確保することが困難な状況となっている。

看護力の強化は、大学病院の運営にとって不可欠の課題であり、昨年に引き続き初任給を含む給与水準の引き上げを図る。

また、看護職員の勤務形態の特殊性等に配慮し、勤務環境の改善を図る。

## 推薦入学制度の適正な推進について（要望）

平成4年6月16日  
国立大学協会会長  
有馬 朗 人

日頃、国立大学の入学者選抜の実施に関して、御理解と種々な御配慮をいただき、誠に有難く存じます。

この国立大学の入学者選抜における推薦入学制度は、高等学校の教育の場において認められた素質豊かで、可能性の高い人材を、それぞれの個性に適合した大学教育の場において更に大きく育てることを目的として設けられている制度であります。

従って、この推薦入学制度の適正な推進のためには、基本的に大学と高等学校関係者との間の信頼と緊密な連携とが必要であります。

即ち、大学・学部が当該大学・学部としての研究・教育目的に照らして必要とする人材の資質についてこれを示し、高等学校長からこの大学・学部の要望に適合した人材を責任をもって推薦して戴き、大学・学部は一般の入学者選抜とは区別した時期、方法によって特別の入学者選抜として選抜を行い、これらの人材を受け入れて、教育を行うものであります。

このような観点に立って、この推薦入学制度が教育効果をあげつつある中であって、誠に遺憾な事態が生起しております。

それは、上述の諸観点に立てば、一人の生徒について、ある年度の入学者選抜の推薦入学制度における推薦は唯一つの国立大学・学部に限られることは云うまでもないことではありますが、これに反して、複数の国立大学・学部へ一人の生徒を推薦されるという事例が、それぞれの大学・学部に合格したことによって判明し、教育上、入学者選抜上問題となっております。

このことについては、既に、平成元年6月12日付（国大協総第54号）文書によって、貴協会長、理事長宛に要望をいたし御協力を戴いているところであります。

しかるに、本年度の入学者選抜において、尚、上述のように複数の国立大学・学部へ一人の生徒を推薦されるという事例があり、且つ、当該高等学校において、ここに示しました要望文書の趣旨について周知が充分でないと思われるような状況も見受けられます。

ここに、国立大学の入学者選抜における大学と高等学校関係者との信頼関係を高め、推薦入学制度の適正な推進を図るため、重ねて要望申し上げる次第であります。

この趣旨と内容について、貴協会における周知方についてよろしく御高配願いたいと存じます。

（提出先： 全国高等学校長協会会長  
全国普通科高等学校長会理事長）

# 資 料

## 推薦入学について

平成4年5月11日  
国立大学協会  
第2常置委員会

### 1. 推薦入学の理念

「推薦入学」は「平成4年度大学入学者選抜実施要項」（平成3年5月28日文高大第178号文部省高等教育局長通知）の中で、「入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する方法（推薦入学）」と記され、大学入学者選抜における「特別の選抜」の一つとして位置づけられている。

そして、この「推薦入学」は国立大学では「推薦入学Ⅰ」（個別学力検査及び大学入試センター試験を免除するもの）と、「推薦入学Ⅱ」（個別学力検査についてのみ免除するもの）として二つに分類されている。

「推薦入学」という入学者の選抜は、個々の大学・学部が、それぞれの特色に基づいて入学者の選抜を行うのに当たり、一般の選抜とは別に、当該大学・学部がその研究・教育上の目的にふさわしいと考えられる資質を高等学校側に示し、高等学校側がその教育の場で見出された有為の人材について、高等学校長の責任において推薦し、その更なる育成を当該大学・学部へ付託するものであると考えられる。従って、高等学校側としては、真に有為の人材と考える者を厳選し、且つ、その育成を付託する大学・学部について熟慮の上推薦を行うべきものであり、また、この推薦を受けた大学・学部においては、この高等学校長からの推薦書を主な選抜資料とし、必要に応じて本人に面接を行いあるいは小論文を課す等によってその資質を確認し、入学を許可するものと考えられる。

### 2. 推薦入学の実施状況

(1) 推薦入学制度は、一般選抜とは異なる多様な尺度を用いて、その大学・学部の特色にあった個性ある学生を選ぶ目的があり、高校生活を有意義に過ごせる上でも有効な制度として年々その活用は増大している。共通第一次学力試験がスタートした昭和54年度は、46大学（実施率50.0%）74学部であったが、平成元年度には72大学（実施率75.8%）172学部となり、平成4年度では、78大学（実施率82.1%）209学部となっている。

(2) 推薦入学制度は、「昭和42年度大学入学者選抜実施要項」において導入され、昭和54年度に共通第一次学力試験制度が導入されてからは、共通第一次学力試験を課す推薦入学と共通第一次学

力試験を免除する推薦入学との二通りの選抜方式が採用されるようになった。

「平成元年度大学入学者選抜実施要項」の記載からは、個別学力検査及び大学入試センター試験を免除するものを「推薦入学Ⅰ」とし、個別学力検査についてのみ免除するものを「推薦入学Ⅱ」と定めている。

この「推薦入学Ⅰ」、「推薦入学Ⅱ」の実施状況をみると、「推薦入学Ⅰ」は、平成元年度で52大学(54.7%)90学部であったのが、平成3年度では57大学(60.0%)117学部となり、平成4年度では、「65大学(68.4%)127学部と年々増加している。一方「推薦入学Ⅱ」は、平成元年度で48大学(50.5%)93学部であったが、平成4年度では46大学(48.4%)96学部と逆に減少している。

推薦入学を実施する大学・学部の特色にあった個性ある学生を選ぶ目的のため、小論文・面接のほか、小テストを実施している大学もある。

この推薦入学制度は、一般の入試の2回の受験機会とは別の、特別の入学者選抜と位置付けられている。

(3) 推薦入学者数をみると、昭和58年度は2,029人(全入学者に占める率2.3%)であったが、平成元年度には4,781人(同4.8%)となり、平成3年度では6,260人(同6.1%)となっている。

国立大学入学者選抜実施状況について、前期・後期、A日程・B日程別の募集人員、志願者数、合格者数、入学者数と、推薦入学(全数表)及び職業教育を主とする学科等の卒業生を対象とする推薦入学の実施状況は、添付資料の通りとなっている。

### 3. 現状での問題点

推薦入学制度は、選抜方法の多様化を図り、専門分野を専攻するに相応しい適性をもつ受験生を選抜する目的があり、また、不本意入学を避け、その大学への進学を強く希望する意欲ある学生を受け入れることにも有効であるとして、その実施は、年々増加している。しかしその反面、私大を中心として、これを定員確保に利用する傾向や、実施時期の早期化が高校教育を歪めているという批判がある。また、高校側が同一人を2つの大学・学部へ推薦(二重推薦)するという実態もある。さらに、推薦入学合格者が、他大学合格を理由に入学辞退するという問題も生じている。

#### (1) 推薦入学の割合の問題

推薦入学の募集人員を明示することなく実施し、入学定員確保のため、これを利用する大学が出現してきたが、これについては、平成3年5月28日文高第178号文部省高等教育局長通知「平成4年度大学入学者選抜実施要項について(通知)」の中で、「募集人員の募集要項への記載に当たっては、推薦入学等を実施する場合には、それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員を明記すること。」とされている。

国立大学では、推薦入学の人員の割合が全入学人員の50%を越えている大学はなく、平均10~20%となっている。

#### (2) 実施時期の問題

大学によっては、9月、10月に合格者決定を行うなど、実施時期の早期化の傾向があり、高校

教育を歪めないよう配慮する必要があるという要請がある。

国立大学では、推薦入学の選抜期日が9月以前の大学はなく、12月以降に実施している大学が約6割となっている。

### (3) 二重推薦の問題

推薦入学制度は、推薦入学の理念で明確になっているように、特別な選抜として一般選抜とは異なる観点にたつて、その大学・学部の特徴にあった個性ある学生を選ぶことが本来の目的であり、高等学校側が、その目的に相応しいと考え本人もその大学・学部への進学を強く希望する学生を推薦するというものであるから、高等学校側からの推薦は当然1つの大学・学部になるべきものであると考えられる。

このことは、各大学の学生募集要項に明示することになっている。

また、平成元年6月12日付け国大協総第54号で、全国高等学校長協会会長に対して国立大学協会会長代行から、「推薦入学制度の適切な活用について（要望）」要望書が提出されている。

然しながら、平成4年度入学者選抜においても、この趣旨が徹底せず、いわゆる「二重推薦」が尚あとをたない状況にあるので、近く国立大学協会会長から全国高等学校長協会会長宛に「推薦入学制度の適正な推進について（要望）」を送る予定となっている。

### (4) 入学辞退の問題

推薦入学合格者が、他大学に合格したことを理由に、入学辞退をする場合があるが、このことは、推薦入学の趣旨に反することであり、大学と高等学校側との信頼関係をそこなうものである。

このような場合には、推薦した高等学校長から辞退理由書を提出させ、その高等学校側に対して遺憾の意を表明し、当分の間、推薦を受けつけない等の処置が必要であることも考えられるが、これは、各大学・学部の判断に任せることになっている。

## 4. (参 考)「推薦入学」についての規定等

### ◎ 「平成5年度大学入学者選抜実施要項」

#### 第11 国立大学の入学者選抜方法等

##### 3 特別の選抜方法

##### (1) 推薦入学

推薦入学を実施する場合の出願の方法、受付期間等は、各大学が適宜定めるものとするが、その判定結果の発表は、個別学力検査及び大学入試センター試験を免除するもの(推薦入学Ⅰ)については平成5年1月22日までに、個別学力検査についてのみ免除するもの(推薦入学Ⅱ)については同年2月10日までに行うものとし、入学手続の締切期限は、推薦入学Ⅰ、推薦入学Ⅱとも同年2月15日までとする。

### ◎ 「国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領」

### 3 第2次試験への出願について

- (f) 推薦入学については、出身高等学校長より推薦を受けた者が、推薦入学について不合格となった場合に備えて、「A日程・前期日程」及び「B日程・後期日程」の合計二つまでの大学・学部に出願することができる。

### 4 合格者の発表及び合格者の入学手続き期日について

- (e) 推薦入学についての結果発表は、大学入試センター試験を課さない場合は1月22日まで、大学入試センター試験を課す場合は2月10日までとし、いずれの場合の合格者についても、2月15日までに入学手続きを行わせる。

## ◎ 「国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施細目」

### Ⅲ 推薦入学に関する事項

- (1) 推薦入学についての出願期日は、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (2) 推薦入学についての合格発表の形式（例えば、推薦を行った高等学校長宛通知等）は、当該大学・学部の定めるところによる。
- (3) 推薦入学の合格者については、2月15日までに入学手続きを行わせるので、他に出願済の大学・学部があっても、その第2次試験を受験することは認められない。
- (4) 推薦入学の合格者は、推薦入学の趣旨からみて当該大学に入学手続きを行い入学するのが当然であるが、特別の事情があり、当該出願者の推薦を行った高等学校長から2月15日までに「推薦入学辞退願」を当該大学・学部へ提出し、その許可を得た場合に限り、その入学辞退を認める。
- (5) 前記(4)の「推薦入学の辞退を許可された者」について、実施要領の3の(f)によって出願済の他の大学・学部があるとき、その第2次試験を受験することができる。
- (6) 推薦入学の合格者が、2月15日までに入学手続きを完了しないときは、当該大学・学部の推薦入学合格者としての権利を消失する。  
この場合、出願済の大学・学部の第2次試験を受験することも認められない。
- (7) 推薦入学を実施した大学・学部は、「推薦入学合格者」及び「推薦入学合格者のうち入学手続きを完了した者」並びに、前記(4)、(5)に示した「推薦入学の辞退を許可された者」の、それぞれの該当者リストを大学入試センターへ通知する。
- (8) 前記(7)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月17日までにを行い、大学入試センターはこれを整理して、2月23日以降に、大学・学部からの請求に基づき、その資料を提供する。

## ◎ 「平成5年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」

- (2) 「推薦入学」と「分離分割方式」との関連については次のとおりとする。
- (a) 従来通りの時期に実施するところの「推薦入学」は、「特別の入学者選抜方法」としての位置

付けに変更はない。

- (b) 従って、従来通りの内容・実施時期の「推薦入学」を「一般の入学者選抜方法」の「分離分割方式」の「前期日程」試験又は「後期日程」試験として取り扱うことは出来ない。
  - (c) 「推薦入学」の内容・考え方に類似するものを「分離分割方式」の範疇に入れて実施しようとするときには、次の各条件を満たしているものに限ることとする。
    - (i) 試験実施の時期を「分離分割方式」の「前期日程」又は「後期日程」と一致させること。
    - (ii) 出願資格を「卒業見込者」（いわゆる現役生）に限定しないこと。
    - (iii) 出身高等学校長の推薦状の添付を必須条件としないこと。
- 従って、これは「推薦入学」という名称を用いて実施するものではないことになる。

◎ 「平成5年度国立大学入学者選抜における留意事項について（連絡）」

8. 推薦入学

- (1) 国公立大学の推薦入学（大学入試センター試験を課す場合、課さない場合を含めて）へ出願することができるのは、1つの大学・学部であることを募集要項に明示すること。
  - (2) 出身高等学校長より推薦入学（大学入試センター試験を課す場合、課さない場合を含めて）に推薦された志願者は、通常の第2次試験について、「A-B」、「A-後期」、「前期-B」、「前期-後期」の併願について、自由に2つまでの大学・学部を選んで出願することができることとなっているので、この点に留意すること。（平成4年度より改訂適用）
  - (3) 推薦入学（大学入試センター試験を課す場合）の出願の際に貼付する「国公立推薦入学用・大学入試センター試験成績請求票」（略称「推薦用」）が平成4年度より新たに設けられたので留意すること。
  - (4) 推薦入学における募集人員を募集要項に明示すること。
  - (5) 推薦入学の合格者は、当該大学の定める入学手続期間中に入学手続きを行うものとする。この場合、当該推薦入学を実施する大学・学部の定める手続きにより入学の辞退を許可された場合を除き、他の国公立大学・学部の入学許可は得られない旨を募集要項に明示すること。
  - (6) 推薦入学合格者で、入学又は入学辞退のいずれの手続きも行わないままとすることのないよう、募集要項及び合格通知書において注意を促すことが望ましいこと。
  - (7) 推薦入学辞退手続については、募集要項等に記載しておくこと。
- なお、辞退手続、関係書類の様式等は、各大学の定めるところによる。

◎ 参考資料

「国公立大学推薦入学実施状況」（文部省高等教育局大学課大学入試室資料）

以 上

## 国立大学入学者選抜実施状況

### ◎ 日程別実施状況

(文部省高等教育局大学課大学入試室資料)

日 程	年 度	実施大学・学部数	募集人員	志願者数	合格者数	入学者数
前 期	2	38大学 153学部	34,137	135,185	37,550	34,904
	3	50大学 188学部	40,660	148,715	45,151	41,561
後 期	2	38大学 153学部	9,545	81,735	12,115	9,518
	3	50大学 188学部	11,822	91,561	15,394	11,625
A	2	46大学 105学部	24,980	118,882	34,912	26,240
	3	48大学 99学部	25,028	107,421	34,641	25,669
B	2	38大学 109学部	28,410	158,326	41,218	28,918
	3	31大学 84学部	21,910	128,514	33,849	22,336
計	2	95大学 358学部	97,072	494,128	125,795	99,580
	3	95大学 361学部	99,420	476,211	129,035	101,191
	4	95大学 363学部	101,773	486,765	132,283	104,314

(注記 2次募集は除き、特別選抜は含む。)

### ◎ 推薦入学 (全数表)

	年 度	実施大学・学部数	募集人員	志願者数	合格者数	入学者数
センター 試験を 課す	元	48大学 93学部		4,990	1,890	1,887
	2	48大学 97学部		6,013	2,239	2,236
	3	49大学 97学部	2,668	5,770	2,246	2,245
センター 試験を 免除	元	52大学 90学部		12,508	2,909	2,894
	2	56大学 109学部		15,686	3,628	3,616
	3	57大学 118学部	3,876	17,925	4,025	4,015
計	元	72大学 172学部		17,498	4,799	4,781
	2	76大学 195学部		21,699	5,867	5,852
	3	76大学 202学部	6,544	23,695	6,271	6,260

(注記 募集人員について、平成元年度、2年度は「若干名」表示を含む為合計人員不詳)

### ◎ 職業教育を主とする学科等の卒業生を対象とする推薦入学 (上表の内数)

年 度	実施大学・学部数	募集人員	志願者数	合格者数	入学者数
元	31大学 59学部	749	1,179	556	554
2	32大学 60学部	891	1,487	653	652
3	32大学 59学部	891	1,566	661	661



## 推薦入学実施状況

(文部省高等教育局大学課大学入試室資料)

区分	年度	全大学数	全学部数	全入学者数	推薦入学 実施大学数	実施率	推薦入学 実施学部数	実施率	推薦入学者	全入学者に 占める率
		A	B	C	A'	A'/A	B'	B'/B	C'	C'/C
		大学	学部	人	大学	%	学部	%	人	%
国立	58	93	356	87,790	55	59.1	92	25.8	2,029	2.3
	60	94	357	88,103	60	63.8	116	32.5	2,495	2.8
	元	95	357	99,221	72	75.8	172	48.2	4,781	4.8
	3	95	361	102,114	76	80.0	202	56.0	6,260	6.1
国公私 立合計	58	454	1,149	420,458	327	72.0	664	57.8	88,997	21.2
	60	458	1,161	411,993	355	77.5	721	62.1	94,841	23.0
	元	495	1,270	476,786	428	86.5	946	74.5	129,151	27.1
	3	511	1,320	520,889	458	89.6	1,051	79.6	150,176	28.8

### ◎ 推薦入学における選抜資料の使用状況 (平成3年度) (文部省高等教育局大学課大学入試室資料)

区分	全大学学部	推薦入学 実施大学学部	面接	小論文	実技検査	健康診断	簡単な学力 検査	大学入試 センター試験	その他	
国立	大学	95	76 (80.0)	75 (98.7)	63 (82.9)	19 (25.0)	68 (89.5)	21 (27.6)	49 (64.5)	54 (71.1)
	学部	363	202 (56.0)	189 (93.6)	133 (65.8)	20 (9.9)	170 (84.2)	32 (15.8)	97 (48.0)	144 (71.3)
国公私 立合計	大学	511	458 (89.6)	415 (90.6)	293 (64.0)	91 (19.9)	174 (38.0)	259 (56.6)	53 (11.6)	191 (41.7)
	学部	1,322	1,051 (79.5)	916 (87.2)	561 (53.4)	116 (11.0)	381 (36.3)	463 (44.1)	105 (10.0)	426 (40.5)

注. ( )内の数字は、推薦入学実施大学学部欄については、全大学学部に対する割合を、他の欄については、推薦入学実施大学学部に対する割合を示す。

### ◎ 推薦入学の願書受付・試験日・合格発表(平成3年度) (文部省高等教育局大学課大学入試室資料)

区分	1月	2月	3月	4~8月	9月	10月	11月	12月	
国立	願書受付	19 45(23.1)				5 5(2.6)	19 28(14.4)	37 79(40.4)	22 38(19.5)
	試験日	18 32(16.8)	20 44(23.0)				8 10(5.2)	23 36(18.8)	33 69(36.2)
立	合格発表	4 8(4.2)	37 (76(39.6)	2 2(1.0)			7 7(3.6)	7 10(5.2)	43 89(46.4)

注. ( )内の数字は、全推薦入学実施学部に対する割合を示す。

# 中国引揚者等子女の入学者特別選抜について

昭和62年11月11日

改訂 平成4年6月16日

国立大学協会

## 1. 中国引揚者等子女の定義

中国引揚者等子女とは、保護者（父と母，又は父母のいずれか，或いは祖父母等）が引揚者である者をいう。又，引揚者とは，終戦前（昭和20年9月2日以前をいう。）から引続き外国に居住していた者（当該者を親として終戦後外国において出生した者を含む。）で，終戦後はじめて永住の目的をもって帰国した者をいう。

## 2. 出願資格の設定

○中国引揚者等子女の特別選抜

出願資格

日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者，その他これに準ずる者であって，保護者が引揚者であり，日本国へ引揚げ後，原則として9年以下である者のうち，次の(1)～(5)のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校を卒業した者，及び当該入学年度の前年度（以下「前年度」という。）3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者，及び前年度3月これに該当する見込みの者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者，又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者，及び前年度3月これに該当する見込みの者
- (4) 文部大臣の指定した者，及び前年度3月これに該当する見込みの者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者，及び前年度3月これに該当する見込みの者

## 3. 特別選抜の実施

上記の出願資格等のガイドライン以外の特別選抜の具体的な実施及びその方法等については，各国立大学の自主性に委ねることとする。

以 上

中国引揚者等子女の入学者特別選抜について（新旧対照）

平成4年6月16日

新	旧
<p>1.中国引揚者等子女の定義 中国引揚者等子女とは、保護者(父と母、又は父母のいずれか、或いは祖父母等が引揚者である者をいう。又、引揚者とは、終戦前(昭和20年9月2日以前をいう。)から引続き外国に居住していた者(当該者を親として終戦後外国において出生した者を含む。)で、終戦後始めて永住の目的をもって帰国した者をいう。</p> <p>2.出願資格の設定 ○中国引揚者等子女の特別選抜 出願資格 日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者、その他これに準ずる者であって、保護者が引揚者であり、日本国へ引揚げ後、原則として9年以下である者のうち、次の(1)～(5)のいずれか一に該当する者</p> <p>(1) 高等学校を卒業した者、及び当該入学年度の前年度(以下「前年度」という。)3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、及び前年度3月これに該当する見込みの者</p> <p>(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者、及び前年度3月これに該当する見込みの者</p> <p>(4) 文部大臣の指定した者、及び前年度3月これに該当する見込みの者</p> <p>(5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、及び前年度3月これに該当する見込みの者</p> <p>3.特別選抜の実施 上記の出願資格等のガイドライン以外の特別選抜の具体的な実施及びその方法等については、各国立大学の自主性に委ねることとする。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>1.中国引揚者等子女の定義 保護者(父と母、又は父母のいずれか)が引揚者であり、終戦前(昭和20年9月2日以前をいう。)から引続き外国に居住していた者(当該者を親として終戦後外国において出生した者を含む。)で、終戦後始めて永住の目的をもって帰国した者をいう。</p> <p>2.出願資格の設定 ○中国引揚者等子女の特別選抜 出願資格 日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者、その他これに準ずる者であって、保護者が引揚者であり、終戦前(昭和20年9月2日以前をいう。)から引き続き外国に居住していた者(当該者を親として終戦後外国において出生した者を含む。)で、終戦後始めて永住の目的をもって帰国し、日本国へ引揚げ後、原則として9年以下である者のうち、次の(1)～(5)のいずれか一に該当する者</p> <p>(1) 高等学校を卒業した者、及び昭和63年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、及び昭和63年3月これに該当する見込みの者</p> <p>(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者、及び昭和63年3月これに該当する見込みの者</p> <p>(4) 文部大臣の指定した者、及び昭和63年3月これに該当する見込みの者</p> <p>(5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、及び昭和63年3月これに該当する見込みの者</p> <p>3.特別選抜の実施 上記の出願資格等のガイドライン以外の特別選抜の具体的な実施及びその方法等については、各国立大学の自主性に委ねることとする。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>

## 編集後記

- \* この夏、日本列島はたてつづけに台風に見舞われました。海の向うのアメリカでは、先日、南部の州を猛烈なハリケーンが襲い、甚大な被害をもたらしました。台風接近のニュースを聴くと、気を揉まずにはおれません。
- \* 本号は、各委員会及び6月の定例総会関係等の記事のほか、資料として、第2常置委員会が取りまとめた「推薦入学」についての報告を収載いたしました。お目通し願いたく存じます。
- \* 今回の「巻頭エッセー」には、井形鹿兒島大学長の「地域と大学」を掲載することができました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に感謝申し上げます。(H)

会報発行一年4回(2月・6月・8月・11月)

平成4年8月27日 印刷 (非売品)  
平成4年8月28日 発行

# 会 報 第137号

(第42巻第3号 通巻第137号)

編集兼 平 間 巖  
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)  
東京都文京区本郷7丁目3番1号  
電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)  
03 (3813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社

## 国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
  - 第2 “ （学科課程，入学試験等）
  - 第3 “ （学生の厚生補導）
  - 第4 “ （教職員の待遇改善）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政，学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養教育に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 学術情報特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
  - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会